



一元的な輸出証明書 発給システム

システム操作マニュアル

酒類事業者向け

令和5年12月



目次

第 1 章	概要	3
1.1	一元的な輸出証明書発給システムの概要	4
1.1.1	一元的な輸出証明書発給システムとは	4
1.1.2	導入のポイント	4
1.1.3	利用者種別と役割	6
1.1.4	用語説明	6
1.1.5	凡例	6
1.1.6	画面の基本操作	7
1.1.7	推奨環境	13
1.1.8	利用における注意事項	13
第 2 章	利用前の準備	14
2.1	gBizID の取得	15
2.1.1	プライムアカウントの取得	15
2.1.2	メンバーアカウントの作成	16
2.2	ブラウザ設定（ポップアップ許可）	18
2.3	事業者利用申請	20
2.3.1	事業者利用申請	20
2.3.2	事業者管理	25
2.3.3	事業者ユーザー管理	34
第 3 章	システムの起動・終了	43
3.1	システムの起動	44
3.2	システムのログイン/ログアウト	45
3.2.1	ログイン画面構成	45
3.2.2	ログインする	46
3.2.3	ログアウトする	49
3.3	パスワードを変更する	49
第 4 章	メインメニュー	51
4.1	メインメニュー画面構成	52
4.2	輸出証明書の申請	53
4.2.1	申請状況一覧画面構成	53
4.2.2	申請状況ステータス	56
4.2.3	輸出先・品目の選択	57
4.2.4	資料の登録・申請情報の入力	60

4.2.5	一括登録	68
4.2.6	参照登録	71
4.2.7	修正	77
4.2.8	削除	91
4.2.9	申請	93
4.2.10	運送情報の登録	95
4.2.11	証明書（副）の印刷	97
4.2.12	参照	99
4.2.13	破棄依頼	101
4.2.14	分析試料明細書の印刷（韓国又はロシア向けに酒類を輸出する場合に限る）	103
4.2.15	申請情報一括修正	104
4.2.16	NACCS 申請受付エラー確認	106

第 5 章 国別入力要領 109

5.1	大韓民国向け酒類に関する証明書	110
5.1.1	製造地証明書／製造日証明書	110
5.1.2	放射性物質検査証明書	115
5.2	中華人民共和国向け酒類に関する証明書	120
5.2.1	製造地証明書	120
5.3	ロシア向け酒類に関する証明書	127
5.3.1	放射性物質検査証明書	127
5.3.2	製造日証明書	133
5.4	ブラジル向け酒類に関する原産地証明書	137
5.4.1	原産地証明書等	137
5.5	オーストラリア向けウイスキー等の貯蔵年数証明書	142
5.5.1	貯蔵年数証明書	142

第 6 章 通知 146

6.1	メールを受け取る	147
-----	----------------	-----

第 7 章 よくある質問と回答 150

7.1	よくある質問と回答	151
-----	-----------------	-----



第1章 概要

1.1 一元的な輸出証明書発給システムの概要

一元的な輸出証明書発給システムの概要を説明します。

1.1.1 一元的な輸出証明書発給システムとは

世界の食糧需要拡大に伴い、日本の農林水産物・食品の輸出規模は急増しています。我が国の農林水産物・食品の輸出を更に拡大するために、輸出が滞る事態を早急に解消する必要があります。

このような背景において、2019年4月に「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」（議長：内閣官房長官）が設置され、現状の輸出に関連する諸手続が民間事業者の負担になっていることが指摘されています。更に、同年6月21日に農林水産物・食品の輸出を一元的・戦略的に推進するための「経済財政運営と改革の基本方針2019」が閣議決定されました。この基本方針では「輸出のための施設認定や証明書発行を農林水産省も行えることとし、厚生労働省とも連携して迅速に手続を進める。事業者等が輸出の支援等を希望する場合の相談窓口を本部に一元化し、関係府省庁が支援や審査等を一体的に行う。国、地方公共団体、民間事業者が連携するとともに、民間登録検査機関の仕組みを導入し、証明書発行の迅速化等に対応する体制を整備する」とされています。

事業者の負担軽減及び省庁における証明書発給を迅速にするため、政府全体の動向や利用者視点に立ったあるべき姿を踏まえ、輸出に取り組む事業者が必要とする輸出に関する各種証明書の申請・審査のオンライン化、システム統合等を実現します。また、関連する課題や証明書類を一元的に管理し、一元的な輸出証明書発給システムを通じてワンストップ、ワンズオンリーなど利便性の高いサービスを提供します。

1.1.2 導入のポイント

現状、事業者による輸出証明書の申請及び関係部署職員による輸出証明書の発給業務において抱えている課題に、次のとおり対応します。

■ 検索システム刷新による分かりやすい輸出証明書・手続情報の提供

輸出証明書や輸出時に注意すべきポイントを掲載した検索ページを提供することで、検索条件に応じた必要な情報が明確となり、検索や入力作業に掛かる時間を短縮します。

輸出証明書検索画面

輸出証明書検索

輸出先地域・国	東南アジア	シンガポール
品目	畜産物	豚
キーワード		

検索

検索結果一覧

検索結果4件中 1-4件表示 表示件数 **10件** 50件 100件

輸出先国	シンガポール
品目	畜産物 豚 豚肉

畜産物は家畜から生産される物です。乳・肉・卵およびその加工品を含みます。
詳しく内容は[畜産物](#)をご参照ください。

豚はイノシシを改良して、家畜化された動物です。

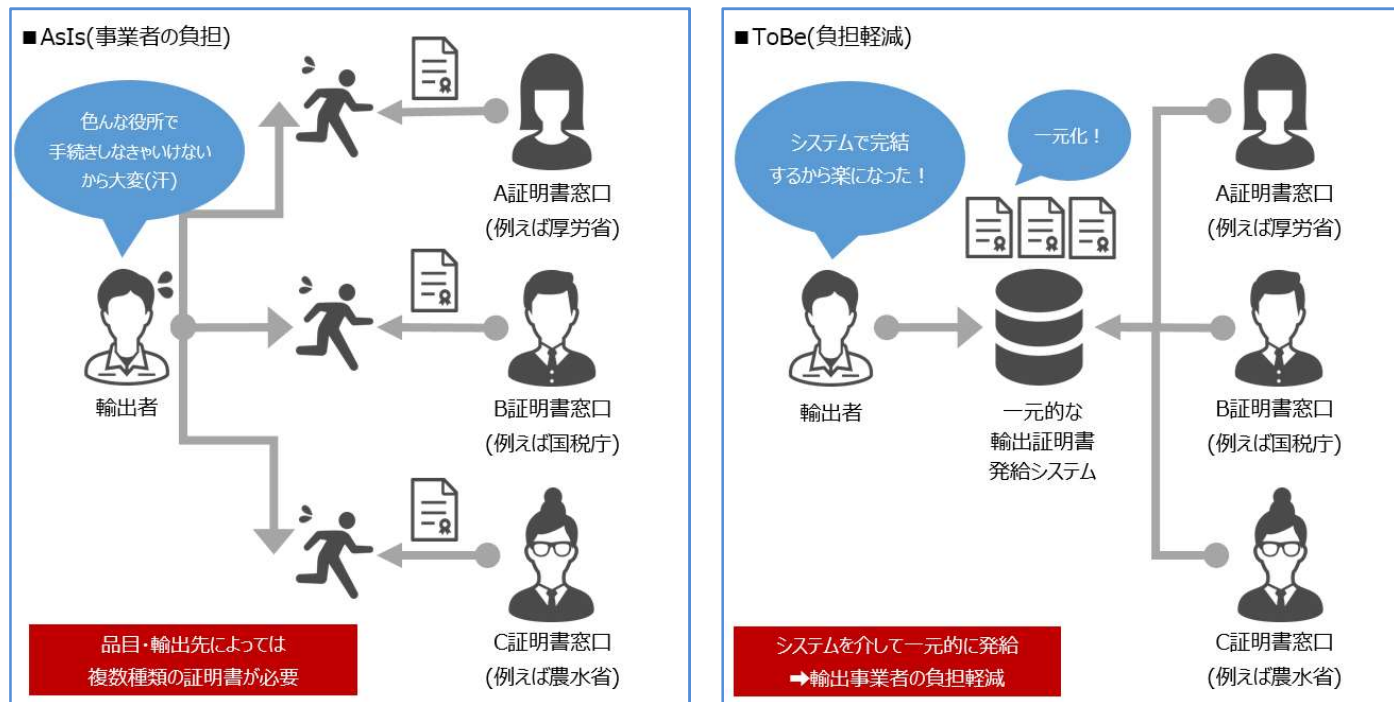
食用肉の一種。ハム、ソーセージなどの加工原料としての用途も大きいです。
輸出する際に下記の証明書を申請する必要があります。

- 原料食肉証明
- 衛生証明
- 産地証明

上に戻る

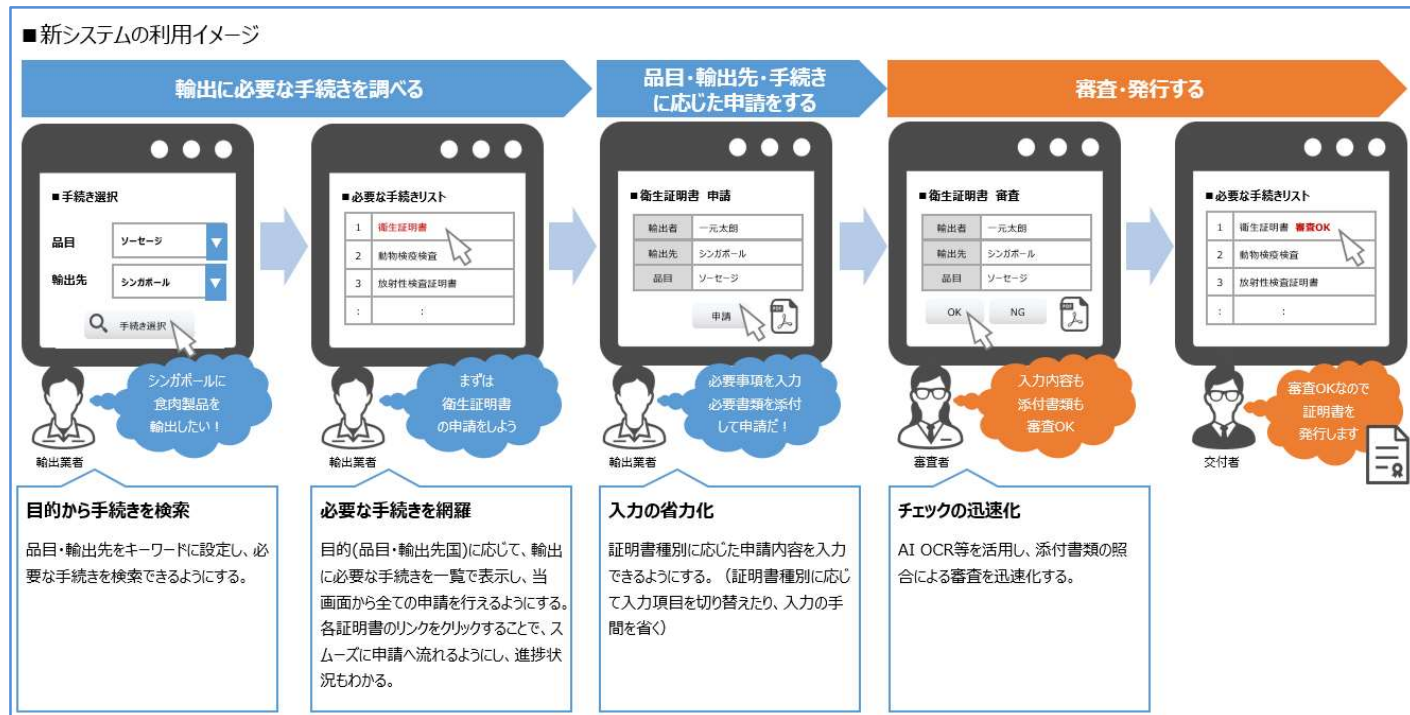
■ 輸出証明書申請窓口の一本化

これまで複数省庁にまたがる輸出証明書が必要となる場合には、各省庁でそれぞれ手続を行う必要がありましたが、申請窓口を一元的に集約してシステムから申請を行うことが可能になります。前回の申請を活用する参照登録などの機能を提供することで申請にかかる負担を軽減します。



■ 輸出証明書に関する情報管理の一元化

輸出証明書に応じた申請内容の入力情報・必須事項や添付書類などを一元的に管理することで、入力の省力化／チェックの迅速化を実現し、検索機能・審査機能の利便性を高めます。



1.1.3 利用者種別と役割

本書で説明している内容における利用者種別と役割は、次のようになっています。

利用者種別	役割
事業者ユーザー（管理者）	申請者（事業者）の管理者を示します。事業者情報やユーザー情報の変更を行います。
事業者ユーザー（一般）	申請者（事業者）の一般ユーザーを示します。輸出証明書や施設認定の申請業務を行います。
申請者	本システムで申請する事業者を示します。
審査者	事業者からの申請を審査する、省庁側の担当者を示します。
交付者	事業者からの申請に対して証明書を交付する、省庁側の担当者を示します。

1.1.4 用語説明

本書では、次の用語を使用しています。

用語	意味
本システム	一元的な輸出証明書発給システムを示します。
輸出証明書	原発関連証明書、原産地証明書、貯蔵年数証明書等の輸出に必要な証明書を示します。
管理者	本システムを使用する上での管理者を示します。
ユーザー	本システムを使用するユーザーを示します。
gBizID	共通認証システムの ID を示します。1 つの ID で、複数の行政サービスにアクセスできます。
プライムアカウント	gBizID の管理者用アカウントを示します。
メンバーアカウント	gBizID プライム取得者が従業員のために作成したアカウントを示します。
ローカル ID	システムの利用申請書を提出することにより、国税局から発行を受けたアカウントにアクセスできます。
ユーザーアカウント	本システムを使用するユーザー用アカウントを示します。
ログイン	ID とパスワードを入力し、本システムを使える状態にすることを示します。
ログアウト	本システムへの接続を終了することを示します。

1.1.5 凡例

本書では、次の記号を使用しています。

凡例	意味
注意	業務のときに知っておく必要がある重要事項です。 業務が止まってしまう、データが失われるなど、不具合が発生する可能性のある事項について説明しています。
メモ	知っておくと便利な補足情報です。

凡例	意味
参照▶	関連説明の参照先を記載しています。

1.1.6 画面の基本操作

■ 画面の基本構成

本システムでは、どの画面を表示しているときも、次に示している各項目が表示されています。
用途に合わせて使用してください。

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

一元的な輸出証明書発給システム

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

複数選択

検索結果19件中 1-10件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号	証明書番号	審査拠点	証明書 受領場所	受取 可能日	証明書 受領日
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012974					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012973					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012972					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012971					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012970					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	大韓民国	畜産	製造地証明	登録済 登録	未登録 登録	800014059					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-11-13 19:08:56	申請中 運送情報未登録	中華人民共和国	たばこ	産地証明	登録済	未登録	100010202		財務省理財局 (たばこのみ)			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-10-05 16:13:20	申請中(修正依頼) 運送情報未登録	中華人民共和国	たばこ	産地証明	登録済	未登録	100010197		財務省理財局 (たばこのみ)	財務省理財局 (たばこのみ)		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-11-26 17:01:39	申請中(修正依頼)	株式会社	水産物	産地証明 (水産物)	未登録	登録済	500010181		北海道農政事務所	仙台海産調整事務所		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2022-05-12 14:11:02	審査前 運送情報未登録	シンガポール	牛肉	衛生証明	未登録	登録済	E00012969		兵庫県食肉衛生検査センター	兵庫県食肉衛生検査センター		

参照登録 修正 削除 申請 運送情報登録 証明書(副)の印刷 参照 破棄依頼 分析試料明細書の印刷

運送情報添付資料一括登録 申請情報一括修正

前の画面に戻る

- メニュー
メインメニューが表示されます。
- FAQ
FAQが表示されます。
- ヘルプ
関連するマニュアルの箇所が表示されます。
- ログアウト
一元的な輸出証明書発給システムからログアウトします。
参照▶ログアウト操作 ➡ 3.2.3 ログアウトする
- 前の画面に戻る
1つ前に表示していた画面に戻ります。

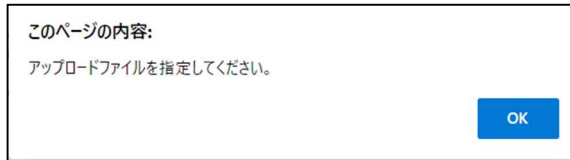
■ メッセージ

(1) ポップアップ

必須項目を入力しないまま操作を進めると、次のようなメッセージがポップアップ表示されます。

[OK] をクリックしてポップアップを消し、項目を入力してから操作を進めてください。

この画面は、ファイルのアップロード時にファイルを選択していない場合の例です。



(2) バルーン

❓ にカーソルを合わせると、項目の説明がバルーン表示されます。



■ 文字入力方法

入力対象になっている項目が太枠で表示されます。

半角数字など、入力文字に制限がある場合は枠内にグレーの文字で表示されます。



日付を入力する場合、半角ハイフンで区切って「西暦 4桁-月 2桁-日付 2桁」で入力してください。

入力エリアの右側にあるアイコンをクリックすると、カレンダーが表示されます。カレンダー上で対象の日付をクリックすると、日付入力エリアに入力されます。作業時現在の月が表示されますが、変更したい場合は月表示左右にある ◀ ▶ をクリックしてください。表示月が切り替わります。

■ 件数表示／ページ切換え方法

一覧表の 1 ページに表示する件数をクリックして選択します。選択されている件数は反転表示されます。

複数選択
 検索結果19件中 1-10件表示 表示件数 **10件** 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報添付資料	別添資料	申請番号	証明書番号	審査地点	証明書受領場所	受取可能日	証明書受領日
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012974					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012973					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012972					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012971					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012970					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	大韓民国	酒類	製造地証明	登録済 登録	未登録 登録	800014059					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-11-13 19:08:56	申請中 運送情報未登録	中華人民共和国	たばこ	産地証明	登録済	未登録	100010202		財務省理財局 (たばこのみ)			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-10-05 16:13:20	申請中(修正依頼) 運送情報未登録	中華人民共和国	たばこ	産地証明	登録済	未登録	100010197		財務省理財局 (たばこのみ)	財務省理財局 (たばこのみ)		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-11-26 17:01:39	申請中(修正依頼)	様式フリー	水産物	産地証明 (水産物)	未登録	登録済	500010181		北海道農政事務所	仙台海産調整事務所		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2022-05-12 14:11:02	審査開始 運送情報未登録	シンガポール	牛肉	衛生証明	未登録	登録済	E00012969		兵庫県食肉衛生検査センター	兵庫県食肉衛生検査センター		

一覧表の前ページがある場合、
クリックすると前ページを表示します。

一覧表の次ページがある場合、
クリックすると次ページを表示します。

■ データの選択方法

▼ 輸出先地域を選択してください。 -

- ▼ 輸出先地域を選択してください。 -
- インド洋地域
- オセアニア
- ロシア
- 中央アジア
- 中央アフリカ
- 中央アメリカ

右端に ▼ が表示されている項目は、クリックするとリストが表示されます。選択するデータをリストからクリックすると、入力エリアに表示されます。

〔輸出先地域・国〕や〔証明種類・品目・証明区分〕のように、一つの項目に複数の入力エリアが並んでいる場合は、左側の入力エリアで選択した内容に合わせて、右側の入力エリアで選択できる内容が変わります。

輸出先地域・国 - 輸出先地域を選択してください。 - - 輸出国を選択してください。 -

証明種類・品目・証明区分 - 証明種類を選択してください。 - - 品目を選択してください。 - - 証明区分を選択してください。 -

申請日付 YYYY-MM-DD ~ YYYY-MM-DD

番号 申請番号 証明書番号

申請状況

<input checked="" type="checkbox"/> 仮登録	<input checked="" type="checkbox"/> 申請前	<input checked="" type="checkbox"/> 申請中	<input checked="" type="checkbox"/> 審査開始	<input checked="" type="checkbox"/> 起案済	<input checked="" type="checkbox"/> 修正依頼
<input checked="" type="checkbox"/> 破棄依頼	<input checked="" type="checkbox"/> 交付準備中	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書発行済	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書受取可	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書受領済	<input checked="" type="checkbox"/> 棄却
<input checked="" type="checkbox"/> 破棄	<input checked="" type="checkbox"/> 完了				<input type="checkbox"/> 全選択

ラジオボタンは、複数の選択項目から一つだけ選択できます。●で表示されている選択項目が選択されています。ラジオボタンをクリックして選択します。選択した選択項目以外のラジオボタンは自動的に選択が解除された状態(○)になります。

チェックボックスは、複数の選択項目を選択できます。☑が選択されている状態で、☐は選択されていない状態です。クリックして選択／解除できます。

〔全選択〕にチェックを付けると、全ての選択項目が選択されます。

■ ファイルのアップロード／ダウンロード方法

(1) ファイルのアップロード

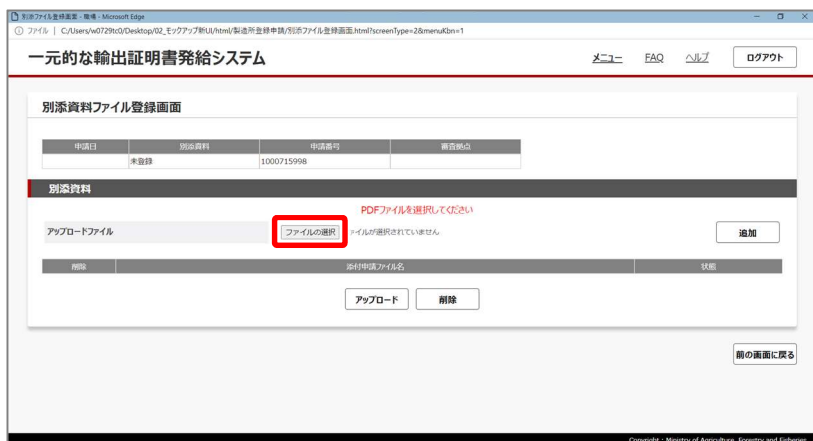
注意

アップロードできるファイルは PDF だけです。あらかじめ、アップロードするファイルを PDF 化してください。



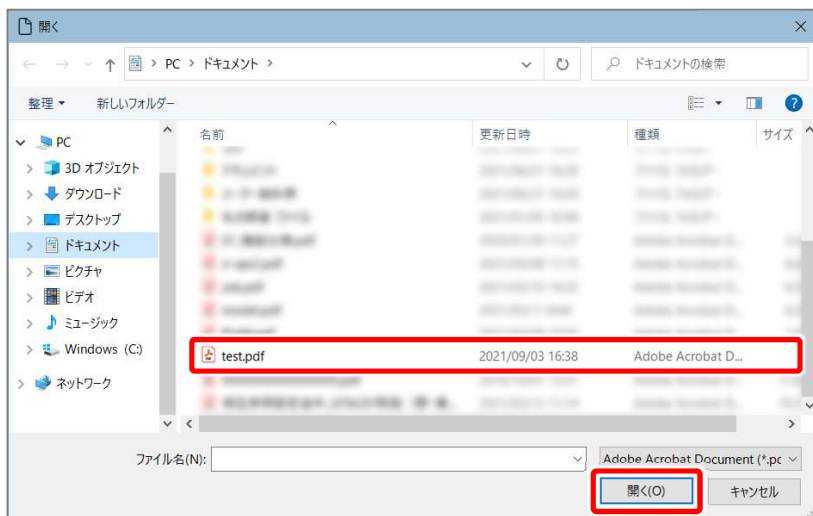
1 書類の登録を行う項目の「登録」をクリックする

ファイル登録画面が表示されます。



2 「ファイルの選択」をクリックする

開く画面が表示されます。



3 アップロードするファイルを選択し、「開く」をクリックする

ファイル登録画面に戻ります。

「ファイルの選択」の右に、選択したファイル名が表示されます。

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、[Ctrl] キーを押しながらクリックすると、複数のファイルを選択できます。また、[Shift] キーを押しながらクリックすると、ファイルを範囲選択できます。



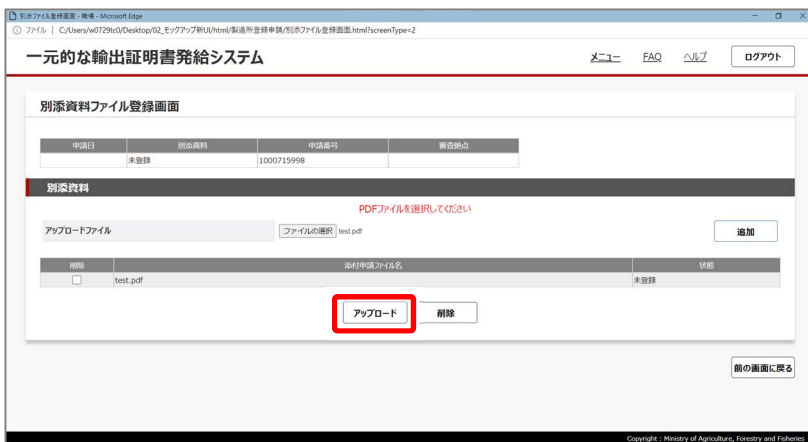
4 [追加] をクリックする

画面下側の表に、追加したファイルが表示されます。

5 手順 2~4 を繰り返し、アップロードするファイルを全て画面下側の表に表示する

メモ

- 誤ってアップロードしないファイルを追加した場合は、画面下側の表で削除するファイルにチェックを付け、[削除] をクリックします。ファイル削除確認画面が表示されるので [実行] をクリックし、ファイル削除完了画面が表示されたら [OK] をクリックします。



6 [アップロード] をクリックする

ファイル登録確認画面が表示されます。



7 [登録] をクリックする

ファイルのアップロードを開始します。
登録の進捗状況が、画面に表示されます。
アップロードが終了すると、ファイル登録完了画面が表示されます。

8 [OK] をクリックする



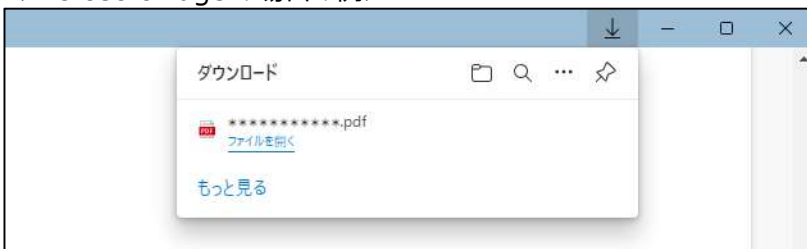
(2) ファイルのダウンロード



1 ファイルのダウンロードができる画面で、ファイルのリンクをクリックする



ここでは、申請書テンプレートダウンロード画面を例にしています。

<Microsoft Edge の場合の例>



ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザにダウンロード結果が表示されます。

メモ

- 対象データによっては、別ウィンドウに内容が表示される場合があります。
右上の  アイコンをクリックすると [名前をつけて保存] 画面が表示されるので、保存先を指定して保存してください。
 アイコンから印刷することもできます。



1.1.7 推奨環境

本システムの使用には、次の環境を推奨します。推奨環境以外で本システムを利用した際、正常に動作しない場合があります。

項目	内容
画面解像度	1280×1024 以上
ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ● Microsoft Edge (Chromium ベース版も含む) ● Google Chrome ● Mozilla Firefox ● Apple Safari

1.1.8 利用における注意事項

本システムを使用するに当たり、次のことに御注意ください。

- ブラウザーの [←] (戻る) は使用しないでください。[←] (戻る) で前画面に戻ると、正常に動作しない場合があります。必ず画面右下の [前の画面に戻る] をクリックして戻ってください。
- ブラウザーの [×] (閉じる) は使用しないでください。
[×] (閉じる) で画面を閉じてしまうと、登録中のデータが失われるなどの不具合が発生する可能性があり、再度本システムにログインするとき、正しくログインできなくなるおそれがあります。本システムを終了する場合は、必ず画面右上の [ログアウト] をクリックして終了してください。

一元的な輸出証明書発給システム

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

検索結果19件中 1-10件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報添付資料	別添資料	申請番号	証明書番号	審査拠点	証明書受領場所	受取可能日	証明書受領日
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012974					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012973					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012972					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012971					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	欧州連合等	食肉	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00012970					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	大韓民国	鶏類	製造地証明	登録済 登録	未登録 登録	800014059					
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-11-13 19:08:36	申請中 運送情報未登録	中華人民共和国	たばこ	厚生証明	登録済	未登録	100010202		財務省理財局 (たばこのみ)			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-10-05 16:13:20	申請中(修正依頼) 運送情報未登録	中華人民共和国	たばこ	厚生証明	登録済	未登録	100010197		財務省理財局 (たばこのみ)	財務省理財局 (たばこのみ)		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-11-26 17:01:39	申請中(修正依頼)	株式会社	水産物	産地証明 (水産物)	未登録	登録済	500010181		北海道農政事務所	仙台海産調整事務所		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2022-05-12 14:11:02	審査開始 運送情報未登録	シンガポール	牛肉	衛生証明	未登録	登録済	E00012969		兵庫県食肉衛生検査センター	兵庫県食肉衛生検査センター		

前の画面に戻る



第2章 利用前の準備

2.1 gBizID の取得

本システムの認証には、gBizID が使用できます。

gBizID とは、行政サービスへのログイン認証に使用できる、共通認証システムです。gBizID を取得すると、本システムだけではなく農林水産省の肥料登録システム、厚生労働省の食品衛生申請システムなどにも使用できます。

gBizID を取得するには、まず会社代表又は個人事業主用の「プライムアカウント」を取得します。次に、プライムアカウントを取得した組織の従業員のためのメンバーアカウントを取得します。

※gBizID のエントリーアカウントでは、本システムを利用できません。

2.1.1 プライムアカウントの取得

注意

- プライムアカウントを取得するには、入力後ダウンロードした申請書を印刷し、G ビズ ID 運用センター宛に提出する必要があります。
書類審査があるため、取得までに時間を要します。書類審査は原則 2 週間以内です。
- 申請には、会社代表の場合は印鑑証明書、個人事業主の場合は印鑑登録証明書が必要です。
発行日より 3 ヶ月以内の原本を用意してください。



- 1 ブラウザーのアドレス欄に次の URL を入力して [Enter] キーを押す

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

gBizID の Web ページが表示されます。



- 2 画面をスクロールし、[さっそく G ビズ ID を作る] をクリックする

[G ビズ ID を取得する] が表示されます。



- 3 [gBizID プライム作成] をクリックする



gBizID プライム申請書作成画面が表示されます。

以降は、『G ビズ ID クイックマニュアル gBizID プライム編』を参照してください。プライムアカウント取得とは別にブラウザを起動し、アドレス欄に次の URL を入力して [Enter] キーを押すと表示されます。

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

2.1.2 メンバーアカウントの作成

注意

メンバーアカウントの作成は、プライムアカウントで行います。プライムアカウントを持つメンバーがいない場合は、プライムアカウントを取得してください。



1 ブラウザーのアドレス欄に、次の URL を入力して [Enter] キーを押す

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

gBizID の Web ページが表示されます。

2 [ログイン] をクリックする

ログイン画面が表示されます。



3 アカウント ID とパスワードを入力し、[ログイン] をクリックする

メモ

- パスワードを忘れた場合は、[パスワードを忘れた方はこちら] をクリックして画面に従って操作してください。

ワンタイムパスワード入力画面が表示されます。

ログイン

gBizID

ワンタイムパスワード入力

SMSを送信しました。
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力してください。
期間内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID	<input type="text"/>
ワンタイムパスワード	<input type="text"/>

OK

ページ先頭へ

Copyright Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.

4 アカウント ID とワンタイムパスワードを入力し、[OK] をクリックする

SMS にワンタイムパスワードが送信されます。SMS を確認して、1 時間以内に入力してください。

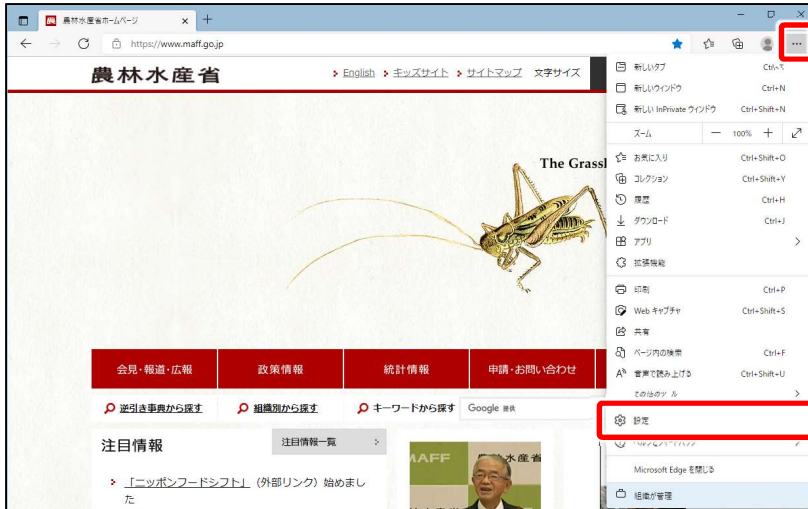
以降は、『G ビズ ID クイックマニュアル gBizID メンバー編』を参照してください。

メンバーアカウントの作成とは別にブラウザを起動し、アドレス欄に次の URL を入力して [Enter] キーを押すと表示されます。

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

2.2 ブラウザー設定（ポップアップ許可）

本システム内のポップアップ情報がうまく表示されない場合、ブラウザの設定でポップアップを許可してください。ポップアップの許可方法は、次のとおりです。ここでは、Microsoft Edge を例に設定方法を説明します。



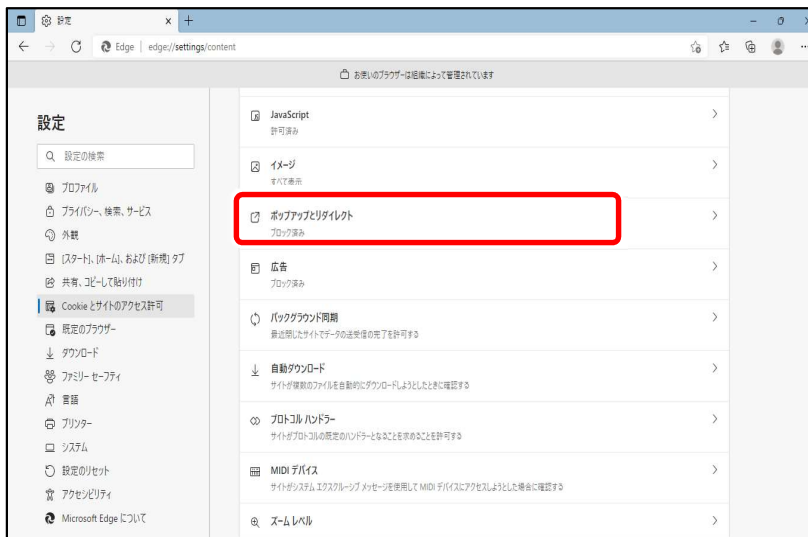
- 1 [...]（設定など）をクリックし、表示されるメニューから「設定」をクリックする

設定画面が表示されます。



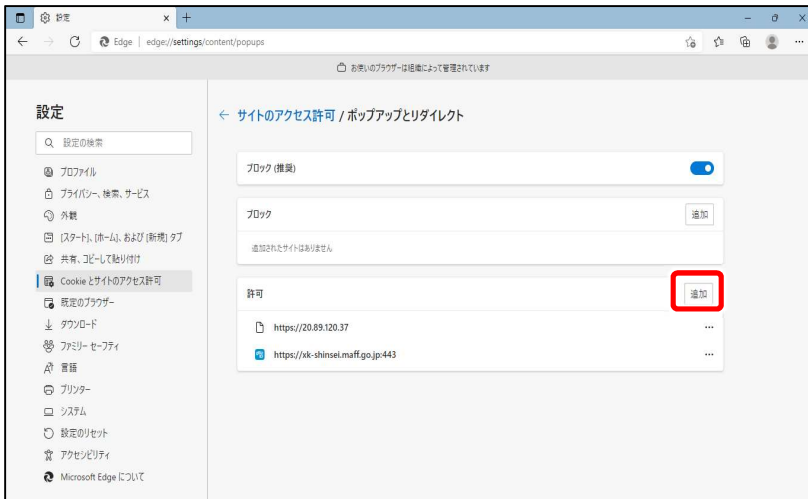
- 2 画面左側のメニューで「Cookieとサイトのアクセス許可」をクリックする

画面右側の表示が切り替わります。



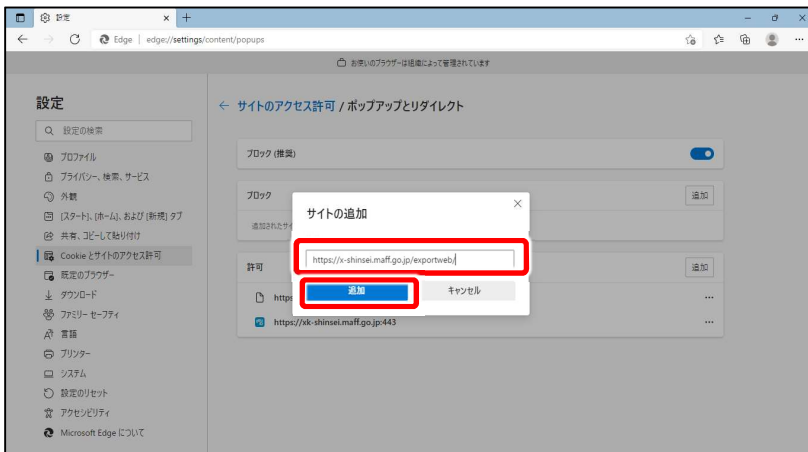
- 3 「ポップアップとリダイレクト」をクリックする

画面右側の表示が切り替わります。



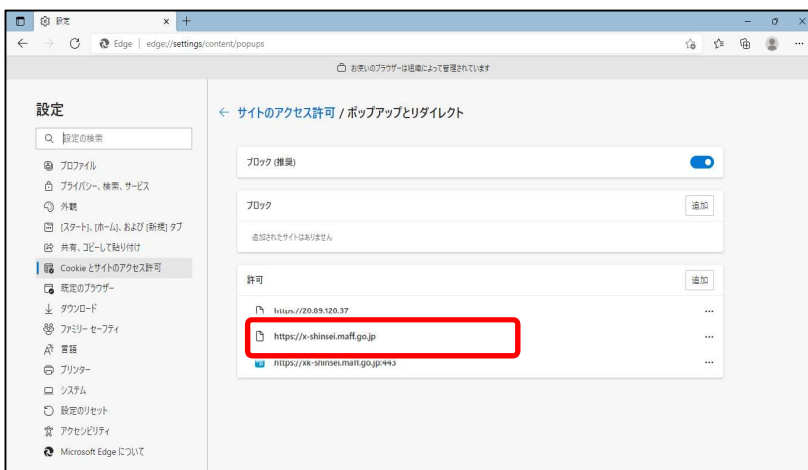
4 【許可】の【追加】をクリックする

サイトの追加画面が表示されます。



5 【サイト】に次の URL を入力し、【追加】をクリックする

<https://x-shinsei.maff.go.jp/exportweb/>



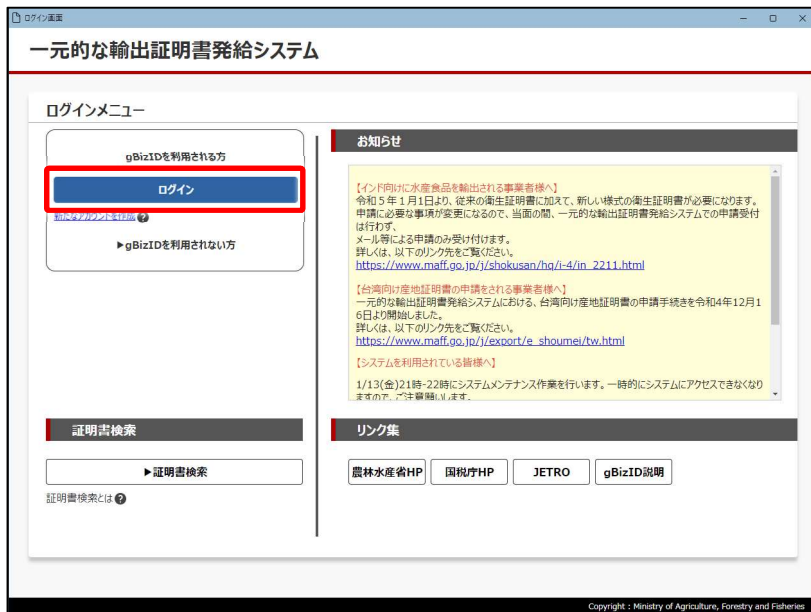
【許可】に設定した URL が表示され、ポップアップ許可の設定は完了です。

本システムを使用中に、ポップアップ情報が表示されるようになります。

2.3 事業者利用申請

初めて本システムを利用するときに、プライムアカウントで事業者利用申請をする必要があります。
gBizID と連携した内容を本システムに登録し、詳細情報を入力してください。

2.3.1 事業者利用申請



1 [ログイン] をクリックする

本システムが起動すると、ログイン画面が表示されます。



2 アカウント ID とパスワードを入力し、[ログイン] をクリックする

メモ

- パスワードを忘れた場合は、[パスワードを忘れた方はこちら] をクリックして画面に従って操作してください。
- gBizID を持っていない場合は、[アカウントを持っていない方はこちら] をクリックして画面に従って操作してください。

ワンタイムパスワード入力画面が表示されます。



3 アカウント ID とワンタイムパスワードを入力し、[OK] をクリックする

SMS にワンタイムパスワードが送信されます。SMS を確認して、1 時間以内に入力してください。

法人情報確認画面が起動し、gBizID を取得するときに登録した情報が表示されます。



4 内容を確認し、[登録] をクリックする

表示されている内容に間違いがないことを確認してから、[登録] をクリックしてください。

完了画面が表示されます。



5 [OK] をクリックする

gBizID で登録した内容が本システムに申請されました。

事業者情報入力画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報入力画面

事業者情報

事業者名称 日本語 株式会社農林水産

郵便番号 000 - 0000

都道府県 東京都
※国外の場合は「国外」を選択してください。

市区町村 千代田区

住所 日本語 霞ヶ関0-00-000

代表者名 日本語 北海 太郎

代表者役職名 代表者

法人番号 A666666666611

6 事業者情報を入力する

住所などの一部項目は、gBizID と連携して登録した内容が表示されます。内容を確認し、未入力項目は入力してください。

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報（証明書表示用）

事業者名称 日本語 株式会社農林水産
英語 Nourinsuisan Co., Ltd.

郵便番号 000 - 0000

都道府県 東京都
※国外の場合は「国外」を選択してください。

市区町村 千代田区

住所 日本語 霞ヶ関0-00-000
英語 0-00-000 Kasmigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

国名 英語 半角英数字
※国外の場合、必須

代表者名 日本語 北海 太郎

証明書受領場所 地域 証明書受領場 地域を選択してください。
局・事務所・センター 証明書受領場所 局名を選択してください。

有効期限 開始年月日 2022-09-06
終了年月日 9999-12-31

主な取扱い品目 食品・飼料 水産物 食肉 酒類

個人情報等の取扱いについて 一元的な輸出証明書発給システムにおける個人情報等の取扱いについて

1. 基本的考え方
農林水産省が所管共通システムとして提供する一元的な輸出証明書発給システム（以下「本システム」という。）において、提供するサービス（電子申請の受付や情報提供等）を利用し鑑査するために、農林水産省、国庁庁及び厚生労働省の所管する法律に基づき申請及び問い合わせ等に基づき情報を収集しています。
収集した情報は「行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第56号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、利用目的の範囲内で適切に取扱いします。

2. 収集する情報の範囲

規約に同意する

確認

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

7 画面下部の事業者情報（証明書表示用）を入力して [確認] をクリックする

証明書に英文表記が必要となります。事業者情報の英文表記を入力してください。

証明書受領場所と有効期限は、必要に応じて入力してください。

酒類の申請の場合は、証明書受領場所は郵送のみとなります。

主な取扱い品目は管轄省庁に関連する内容なので、必ずチェックしてください。

必須事項を入力して [確認] をクリックすると、確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報入力確認画面

事業者情報

事業者名称 日本語 株式会社農林水産

郵便番号 000-0000

都道府県 東京都

市区町村 千代田区

住所 日本語 霞ヶ関0-00-000

代表者名 日本語 北海 太郎

代表者役職名 代表者

法人番号 A666666666611

事業者情報（証明書表示用）

事業者名称 日本語 株式会社農林水産
英語 Nourinsuisan Co., Ltd.

主な取扱い品目 食品・飼料 水産物 食肉 酒類

個人情報等の取扱いについて 規約に同意する

登録

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

8 間違いがないか確認し、[登録] をクリックする

事業者情報申請完了画面が表示されます。



9 [OK] をクリックする

事業者情報の入力完了し、事業者ユーザー入力画面が表示されます。



10 事業者ユーザー情報を入力し、[確認] をクリックする

確認画面が表示されます。

登録した事業者内で、本システム使用業務の管理者となるユーザーの情報を入力してください。



11 間違いがないか確認し、[登録] をクリックする

事業者ユーザー申請完了画面が表示されます。



12 [OK] をクリックする

事業者ユーザー情報の申請が完了しました。

ログイン画面が表示されます。

参照 ▶ 3.2.2 ログインする

2.3.2 事業者管理

事業者ユーザー（管理者）がメインメニュー画面で「事業者管理」をクリックすると、次の画面が表示されます。

事業者一覧

一元的な輸出証明書発給システム

事業者管理画面

新規登録

検索結果120件中 1-10件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	事業者コード	事業者名	住所	代表者氏名	有効期限	状態	登録局
<input checked="" type="radio"/>	1020206	事業者名1	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/01/01~ 2021/12/31	申請前	北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020207	事業者名2	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/01/01~ 2021/12/31	承認待ち	北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020208	事業者名3	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/01/01~ 2021/12/31	修正依頼	北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020209	事業者名4	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020210	事業者名5	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020211	事業者名6	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020212	事業者名7	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020213	事業者名8	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020214	事業者名9	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08	停止予定 (2021/08/05~ 2025/07/01)	北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020215	事業者名10	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08	停止 (2021/04/01~ 2025/07/01)	北海道農政事務所

< 1 2 3 4 ... 11 12 >

申請 修正 削除 ユーザー一覧 製造所関連付け一覧

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

● 事業者一覧

アクセスしている事業者ユーザー（管理者）の所属している組織に登録されている事業者が一覧表示されます。

この画面から、事業者の新規登録、申請、修正及び削除が行えます。また、事業者ユーザーの追加登録なども行えます。

(1) 新規登録

新規登録の操作方法は、次のとおりです。

メインメニュー画面で「事業者管理」をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。



1 「新規登録」をクリックする

事業者情報入力画面が表示されます。



2 事業者情報を入力し、「確認」をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。

新規登録については、事業者を最初に新規登録する場合と同様です。

参照 ▶ 2.3.1 事業者利用申請

事業者情報入力確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報入力確認画面

事業者情報

事業者名称 日本語 株式会社農林水産
郵便番号 000-0000
都道府県 東京都
市区町村 千代田区
住所 日本語 霞が関0-00-000

終了年月日 9999-12-31

主な取扱い品目 食品・飼料 水産物 食肉 酒類

個人情報等の取扱いについて 規約に同意する

登録

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 間違いがないか確認し、[登録]をクリックする

登録完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

事業者登録完了画面

正常に登録されました。

ユーザー一覧 事業者一覧

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 [ユーザー一覧] 又は [事業者一覧] をクリックする

この後の作業に合わせて、どちらかをクリックしてください。ユーザー又は事業者の一覧画面が表示されます。

(2) 申請

登録した事業者情報を申請します。状況ステータスが申請前又は修正依頼の場合に申請できます。

メインメニュー画面で [事業者管理] をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

事業者管理画面

新規登録

検索結果4件中 1-4件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	事業者コード	事業者名	住所	代表者氏名	有効期限	状態	登録局
<input type="radio"/>	0001185	北海道水産株式会社	北海道札幌市中央区0-00-000	農林 太郎	2021-09-23~2030-09-24	既発行	農林水産省
<input type="radio"/>	11368	北海道水産株式会社	北海道札幌市中央区0-00-000	農林 太郎	2021-09-23~2030-09-24	既発行	農林水産省
<input checked="" type="radio"/>	4450	北海道水産株式会社	東京都千代田区千代田0-00-000	農林 太郎	2021-09-23~2030-09-24	申請済	農林水産省
<input type="radio"/>	11436	北海道水産株式会社	北海道札幌市中央区0-00-000	農林 太郎	2021-09-23~2030-09-24	承認済	農林水産省

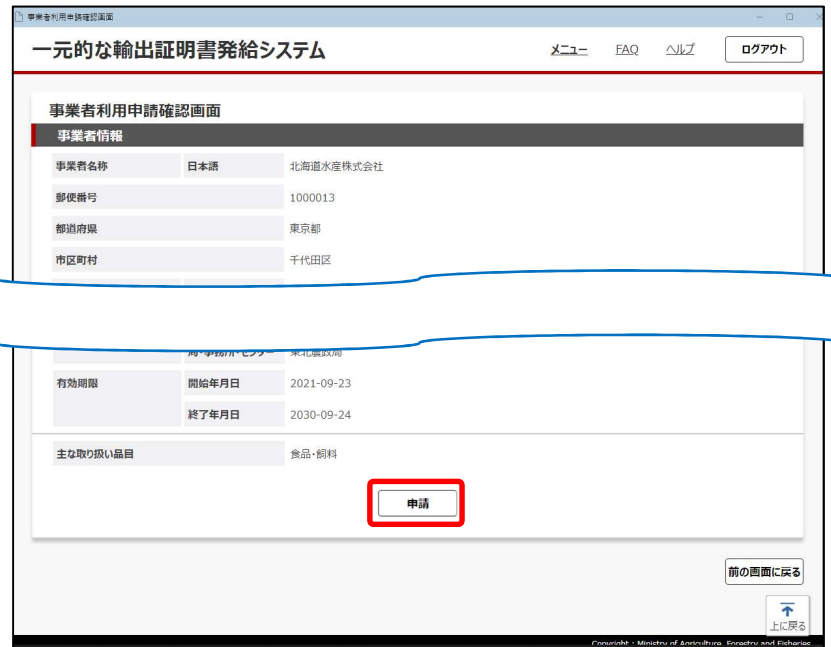
申請 修正 削除 ユーザー一覧 製造所関連付け一覧

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 申請前又は修正依頼の情報を選択し、[申請] をクリックする

入力した事業者情報が表示されます。



2 内容を確認し、[申請] をクリックする

事業者利用申請完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



事業者管理画面に戻ります。

申請した情報の状態ステータスが、「承認待ち」に変更されます。

(3) 修正

承認待ち以外の事業者情報を修正します。

メインメニュー画面で「事業者管理」をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。



1 修正したい情報を選択して「修正」をクリックする

事業者情報入力画面が表示されます。

メモ

- 審査機関から修正依頼がされると、「状況」に「修正依頼」と表示されます。修正依頼の項目を選択して「修正」をクリックしてください。



2 必要に応じて内容を修正し、画面下部の「確認」をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 修正依頼が入っている項目は、背景色が変わり、修正コメントが表示されます。コメントを参考に修正してください。

事業者情報入力確認画面が表示されます。



3 内容を確認し、「登録」をクリックする

登録完了画面が表示されます。



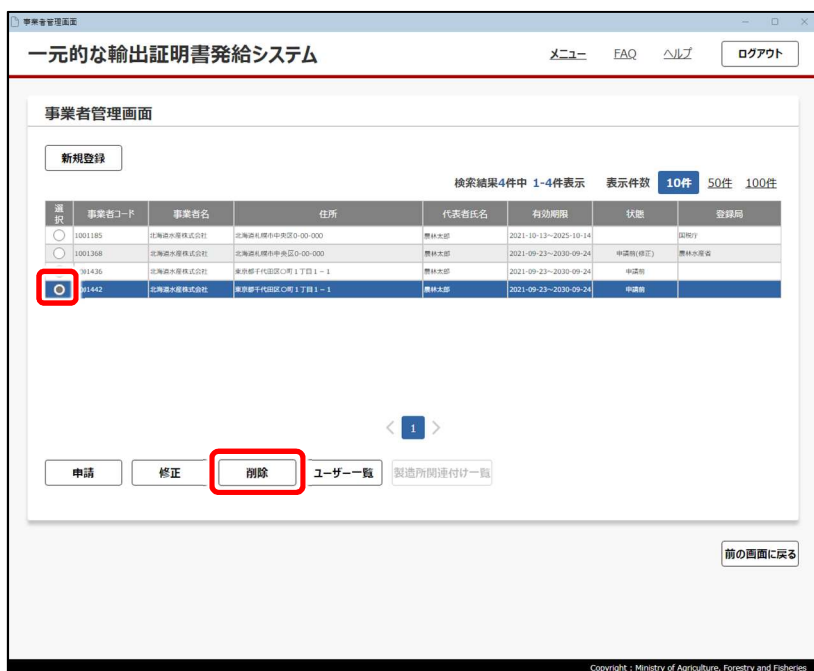
4 [ユーザー一覧] 又は [事業者一覧] をクリックする

この後の作業に合わせて、どちらかをクリックしてください。ユーザー又は事業者の一覧画面が表示されます。

(4) 削除

承認待ち以外の事業者情報を削除します。

メインメニュー画面で [事業者管理] をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。



1 削除する情報を選択し、[削除] をクリックする

事業者情報削除確認画面が表示されます。



2 内容を確認し、[実行] をクリックする

事業者情報削除完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



事業者管理画面に戻ります。
指定した情報が一覧から削除されます。

(5) ユーザー一覧 (ユーザーの追加)

事業者に登録されているユーザーの一覧を表示し、ユーザーを追加します。

メモ

- ユーザー一覧画面では、ユーザーの追加だけでなくユーザーの修正、削除、パスワードロック解除又はログイン状態解除も可能です。ユーザーの追加以外の操作については、「2.3.3 事業者ユーザー管理」を参照してください。

メインメニュー画面で「事業者管理」をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。



1 ユーザーを追加登録したい事業者を選択し、[ユーザー一覧]をクリックする

事業者ユーザー一覧画面が表示されます。



2 [追加] をクリックする

事業者ユーザー入力画面が表示されます。

事業体ユーザー入力画面

事業体ユーザー情報

事業体名: 教育用事業者A

ユーザー名: 農水 太郎

部署:

役職:

電話番号: 090-1234-5678

FAX番号:

メールアドレス: nosuitaro.abc@nosui.co.jp

有効期限: 開始年月日: 2023-02-15, 終了年月日: 2024-03-31

NACCS 利用者コード:

管理者:

委託/代行入力署名利用:

メール受信装置: 要

直筆署名:

個人情報等の取扱いについて

一元的な輸出証明書発給システムにおける個人情報等の取扱いについて

1. 基本的考え方

農林水産省が所管共通システムとして提供する一元的な輸出証明書発給システム（以下「本システム」という。）において、提供するサービス（電子申請の受付や情報提供等）を円滑に運営するために、農林水産省、道庁及び厚生労働省の所管する法律に基づき申請及び問い合わせ等に基づく情報も収集しています。

収集した情報は行政機関の保有する個人情報に該当する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、利用目的の範囲内で適切に取扱いします。

2. 収集する情報の範囲

規約に同意する

確認

3 事業者ユーザー情報を入力する

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。

4 [確認] をクリックする

事業者ユーザー入力確認画面が表示されます。

事業体ユーザー入力確認画面

事業体名: 教育用事業者A

ユーザー名: 農水 太郎

部署:

NACCS 利用者コード:

直筆署名:

個人情報等の取扱いについて: 規約に同意する

登録

5 間違いがないか確認し、[登録] をクリックする

事業者ユーザー登録完了画面が表示されます。

事業体ユーザー登録完了画面

一元的な輸出証明書発給システム

正常に登録されました。

ユーザー一覧 事業者一覧

6 [ユーザー一覧] 又は [事業者一覧] をクリックする

この後の作業に合わせて、どちらかをクリックしてください。ユーザー又は事業者の一覧画面が表示されます。

2.3.3 事業者ユーザー管理

事業者ユーザー（管理者）がメインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックすると、次の画面が表示されてユーザーを登録・管理できます。

事業者ユーザー検索

事業者ユーザー一覧

選択	ユーザーID	ユーザー名	事業者ID	事業者名	部署	役職	電話番号	メールアドレス	有効期限	ユーザー区分	直筆署名登録状況
<input checked="" type="radio"/>	YC1001966	水産 次郎	1001052	法人事業者名 食品・飼料 申請用			090-1234-5678	susanjro.xyz@nosul.co.jp	2023-02-14~ 2024-03-31		未登録

- 事業者ユーザー検索
登録ユーザー又は事業者を検索できます。
- 事業者ユーザー一覧
事業者に登録されているユーザーが一覧表示されます。
この画面から、事業者ユーザー情報の修正や削除、パスワードロック解除、ログイン状態解除なども行えます。

メモ

- 事業者ユーザーを新規追加する場合は、事業者管理画面で「ユーザー一覧」をクリックすると表示される事業者ユーザー一覧画面から行います。

参照▶ 2.3.2 事業者管理 (5) ユーザー一覧 (ユーザーの追加)

(1) 検索

事業者ユーザー又は事業者を検索します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。

The screenshot shows the '事業者ユーザー一覧画面' (Business User List Screen) with search filters. The search criteria are: 検索項目 (Search Item) set to 'ユーザー' (User), and 検索 (Search) button highlighted with a red box.

選択	ユーザーID	ユーザー名	事業者ID	事業者名	部署	役職	電話番号	メールアドレス	有効期限	ユーザー区分	直筆署名登録状況
<input checked="" type="radio"/>	YC1001749	北塚太郎	1001436	北海道水産株式会社		部長	010-0000-1111	xxx.xx@xx.com	2022-03-01~2024-03-31		登録済

1 [検索項目] を選択し、[メールアドレス] 又は [名称] を入力する

2 [検索] をクリックする

[検索結果一覧] に検索結果が表示されます。

(2) 修正

事業者ユーザー情報を修正します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。

The screenshot shows the '事業者ユーザー一覧画面' (Business User List Screen) with search results. The search criteria are: 検索項目 (Search Item) set to 'ユーザー' (User), メールアドレス (Email Address) set to '水産 次郎', and 名称 (Name) set to '水産 次郎'. The search button is highlighted with a red box.

選択	ユーザーID	ユーザー名	事業者ID	事業者名	部署	役職	電話番号	メールアドレス	有効期限	ユーザー区分	直筆署名登録状況
<input checked="" type="radio"/>	YC1001966	水産 次郎	1001052	法人事業部 水産 次郎			090-1234-5678	usara@no.yxy@mosu.co.jp	2024-03-14~2024-03-31		未登録

At the bottom of the screen, the '修正' (Edit) button is highlighted with a red box.

1 修正したい情報を選択して [修正] をクリックする

事業者ユーザー入力画面が表示されます。

メモ

- 修正依頼が返ってきた場合、[状況] に [修正依頼] と表示されます。修正依頼の項目を選択して [修正] をクリックしてください。

事業者ユーザー入力画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

事業者ユーザー情報

事業者名 法人事業者名 食品・飼料申請用

ユーザー名 **必須** 水産 次郎

部署

役職

電話番号 **必須** 090-1234-5678
※ハイフンを入れて入力してください。

FAX番号 半角文字
※ハイフンを入れて入力してください。

メールアドレス **必須** susanjiro.xyz@nosui.co.jp

有効期限 開始年月日 **必須** 2023-02-14 終了年月日 **必須** 2024-03-29

NACCS 利用者コード 半角英数字

管理者

委託/代行入力で署名利用

メール受信要否 要

直筆署名 ファイルの選択 ファイルが選択されていません

確認

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 必要に応じて内容を修正し、画面下部の【確認】をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 修正依頼が入っている項目は、背景色が変わり、修正コメントが表示されます。コメントを参考に修正してください。

事業者ユーザー入力確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

事業者ユーザー入力確認画面

事業者名 法人事業者名 食品・飼料申請用

ユーザー名 水産 次郎

部署

役職

管理者

委託/代行入力で署名利用

メール受信要否 要

直筆署名

登録

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 内容を確認し、【登録】をクリックする

事業者ユーザー登録完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

事業者ユーザー登録完了画面

正常に登録されました。

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 【OK】をクリックする

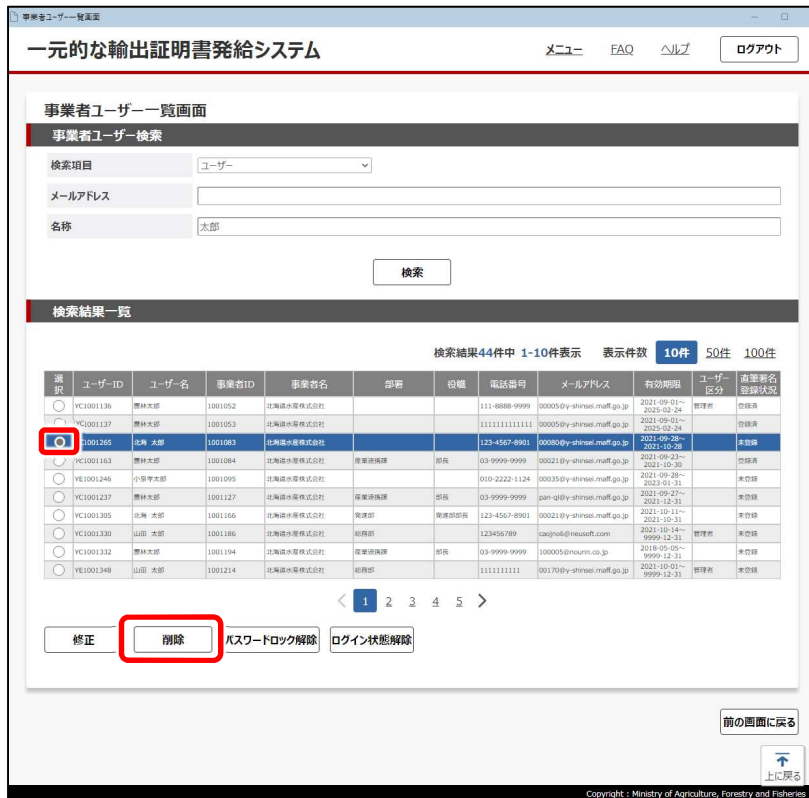


事業者ユーザー一覧画面に戻ります。

(3) 削除

事業者ユーザー情報を削除します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。



1 削除したい情報を選択して「削除」をクリックする

事業者ユーザー削除確認画面が表示されます。



2 内容を確認し、[実行] をクリックする

事業者ユーザー削除完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



事業者ユーザー一覧画面に戻ります。

(4) パスワードロック解除

事業者ユーザーがログイン時にパスワードを 5 回間違えてパスワードにロックがかかり、ログインできない状態になっている場合に解除します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー一覧画面

事業者ユーザー検索

検索項目: ユーザー

メールアドレス:

名称:

検索

検索結果一覧

検索結果2件中 1-2件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	ユーザーID	ユーザー名	事業者ID	事業者名	部署	役職	電話番号	メールアドレス	有効期限	ユーザー区分	高潔署名登録状況
<input type="checkbox"/>	1001123	張明	1001001	北海道水産株式会社		職員	011-0020-8888	p_zhang.neu@y-shinsei.maff.go.jp	2021-09-27~ 2020-09-01	管理者	済済済
<input checked="" type="checkbox"/>	1001128	北海 太郎	1001185	北海道水産株式会社			15556786666	p_zhang.neu@y-shinsei.maff.go.jp	2022年10月14日	管理者	済済済

1

修正 削除 **パスワードロック解除** ログイン状態解除

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 パスワードロックを解除するユーザーを選択して「パスワードロック解除」をクリックする

事業者ユーザーロック解除確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザーロック解除確認画面

ロックを解除します。

事業者名: 北海道水産株式会社

ユーザー名: 北海 太郎

電話番号: 15556786666

メールアドレス: p_zhang.neu@y-shinsei.maff.go.jp

有効期限日: 2022-10-14

実行

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 内容を確認し、「実行」をクリックする

事業者ユーザーロック解除完了画面が表示されます。

3 [OK] をクリックする



事業者ユーザー一覧画面に戻ります。
パスワードロックが解除され、パスワードの入力ができるようになります。



(5) ログイン状態解除

異常終了などでログイン状態のまま本システムを終了した場合、次回起動時に本システムがログイン中と判断され、ログインできないことがあります。ログインできるように、ログイン状態を解除します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー一覧画面

事業者ユーザー検索

検索項目: ユーザー

メールアドレス: p_zhang.neu

名称:

検索

検索結果一覧

検索結果2件中 1-2件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	ユーザーID	ユーザー名	事業者ID	事業者名	部署	役職	電話番号	メールアドレス	有効期限	ユーザー区分	直轄署名登録状況
<input type="checkbox"/>	1001231	張慶	1001001	北海道水産株式会社		職員	0119-0590-8888	p_zhang.neu@shinsei.maff.go.jp	2021-09-27~ 2022-09-01	管理者	登録済
<input checked="" type="checkbox"/>	1001328	北海 太郎	1001185	北海道水産株式会社			15556786666	p_zhang.neu@y-shinsei.maff.go.jp	2022-10-14~ 2022-10-14	標準	登録済

1

修正 削除 パスワードロック解除 **ログイン状態解除**

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright © Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 ログイン状態を解除するユーザーを選択して「ログイン状態解除」をクリックする

事業者ユーザーログイン状態解除確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザーログイン状態解除確認画面

ログイン状態を解除します。

事業者名: 北海道水産株式会社

ユーザー名: 北海 太郎

電話番号: 15556786666

メールアドレス: p_zhang.neu@y-shinsei.maff.go.jp

有効期限日: 2022-10-14

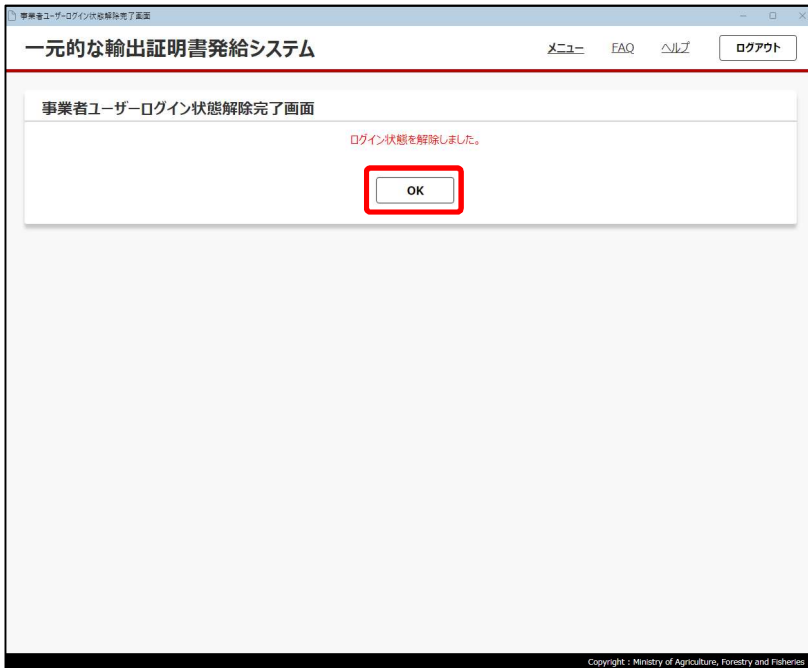
実行

前の画面に戻る

Copyright © Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 内容を確認し、「実行」をクリックする

事業者ユーザーログイン状態解除完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



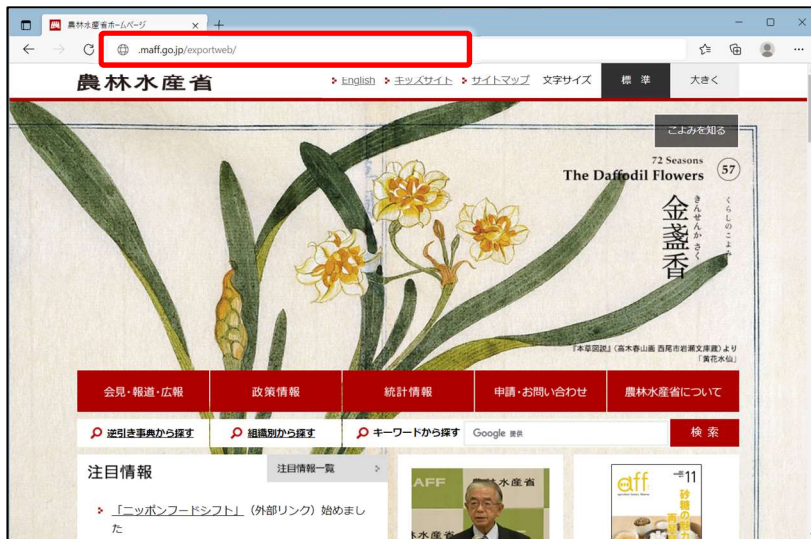
事業者ユーザー一覧画面に戻ります。
解除設定したユーザーのログイン状態が解除され、ログインできるようになります。



第3章 システムの起動・終了

3.1 システムの起動

本システムを起動する方法は、次のとおりです。



- 1 Microsoft Edge のアドレス欄に、次の URL を入力して [Enter] キーを押す

<https://x-shinsei.maff.go.jp/exportweb/>

本システムが起動すると、ログイン画面が表示されます。

ログイン方法は、次項を参照してください。

3.2 システムのログイン/ログアウト

3.2.1 ログイン画面構成

ログインメニュー

お知らせ



証明書検索

リンク集

- ログインメニュー

[ログイン] をクリックすると本システムにログインできます。詳細は次項を参照してください。

[新たなアカウントを作成] をクリックすると、gBizID の Web ページが表示されます。

[gBizID を利用されない方] をクリックすると、ローカルアカウントの ID とパスワードの入力エリアが表示されます。

- お知らせ

お知らせ事項を表示しています。内容を確認してからログインしてください。

- 証明書検索

[証明書検索] をクリックすると、輸出証明書検索システムが起動します。輸出先の地域・国や、品目などをキーにして、必要な証明書を検索することができます。

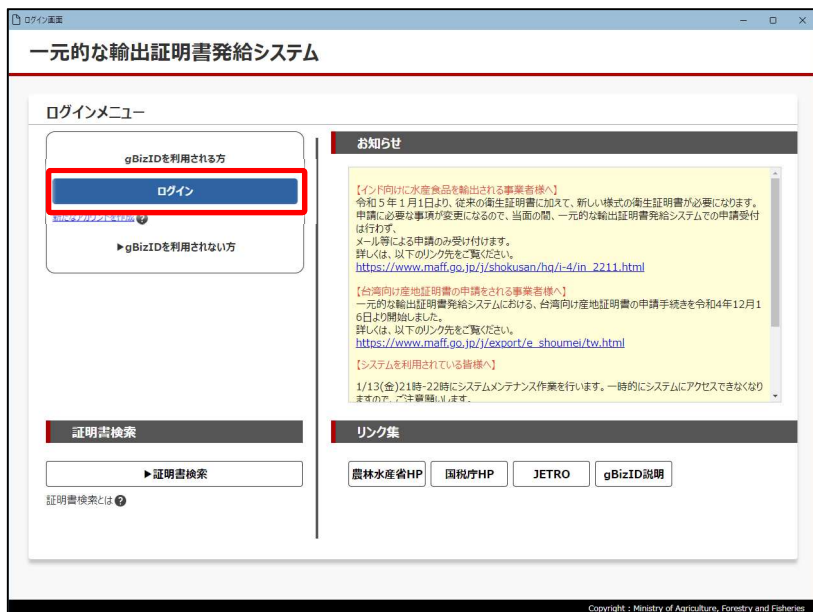
- リンク集

関係機関へのリンクが用意されています。リンクをクリックすると、対象の Web サイトが別ウィンドウで表示されます。

3.2.2 ログインする

本システムにログインする方法は、次のとおりです。

■ gBizID を使用する場合



1 [ログイン] をクリックする

本システムが起動すると、ログイン画面が表示されます。



2 アカウント ID とパスワードを入力し、[ログイン] をクリックする

メモ

- パスワードを忘れた場合は、[パスワードを忘れた方はこちら] をクリックして画面に従って操作してください。
- gBizID を持っていない場合は、[アカウントを持っていない方はこちら] をクリックして画面に従って操作してください。

ワンタイムパスワード入力画面が表示されます。



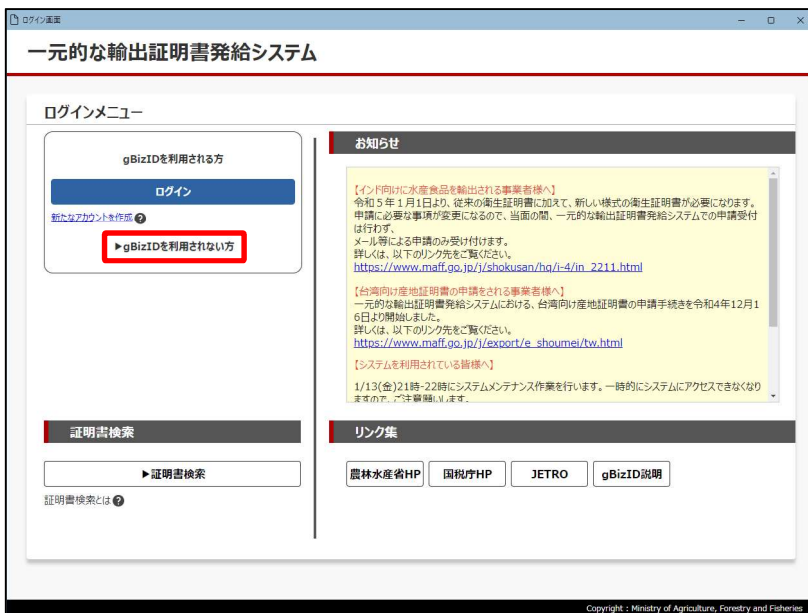
3 アカウント ID とワンタイムパスワードを入力し、[OK] をクリックする

SMS にワンタイムパスワードが送信されます。SMS を確認して、1 時間以内に入力してください。



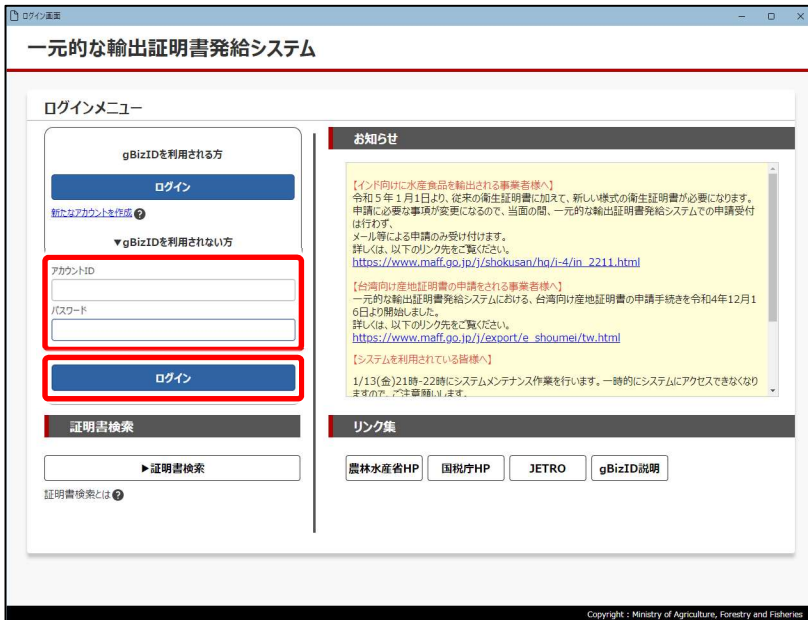
本システムのメインメニューが表示されます。

■ gBizID を使用しない場合(ローカル ID を使用する場合)



1 [gBizID を利用されない方] をクリックする

アカウントの ID とパスワードの入力エリアが表示されます。



2 アカウント IDとパスワードを入力し、[ログイン] をクリックする

メモ

- パスワードを忘れた場合は、[パスワードを忘れた方はこちら] をクリックして画面に従って操作してください。
- アカウント ID は従来の YC から始まる ID ではなく、メールアドレスとなります。

1 ユーザーの情報のみ登録している場合は、メインメニューが表示されます。

複数ユーザーの情報を登録している場合は、事業者ユーザー選択画面が表示されます。手順 3 へ進んでください。



3 使用するユーザーを選択して [ログイン] をクリックする

本システムのメインメニューが表示されます。



3.2.3 ログアウトする

本システムからログアウトする方法は、次のとおりです。

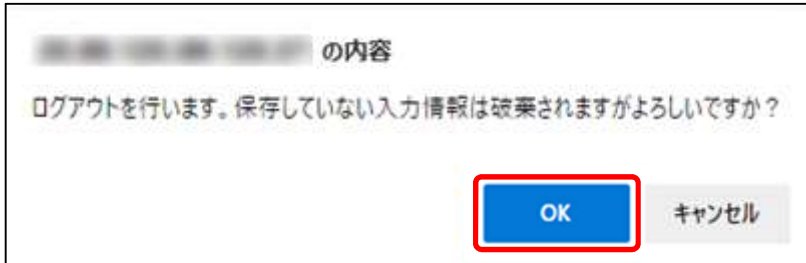


1 画面右上の「ログアウト」をクリックする

確認メッセージが表示されます。

2 「OK」をクリックする

本システムからログアウトします。



3.3 パスワードを変更する

セキュリティ上、パスワードは定期的に変更してください。

(1) gBizID を使用する場合

パスワードは、gBizID のマイページにある [このアカウントの管理] → [パスワード変更] から変更できます。gBizID のマイページを表示する方法は、『Gビズ ID クイックマニュアル』を参照してください。『Gビズ ID クイックマニュアル』は、ブラウザのアドレス欄に次の URL を入力して [Enter] キーを押すと表示されます。

- プライムアカウントの場合
https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf
- メンバーアカウントの場合
https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

※gBizID のエントリーアカウントでは本システムを利用できません。

(2) ローカル ID を利用している場合

本システムにユーザー登録してから 90 日経つごとに、ログインすると次のパスワード設定画面が表示されます。



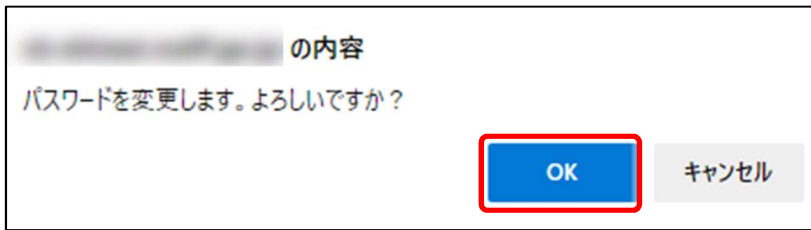
1 「新パスワード」と「新パスワードの確認」に新しいパスワードを入力する

メモ

- パスワードには、次の制限があります。
 - 10 文字以上 16 文字以下
 - 半角英字(大文字)、半角英字(小文字)、数字、半角記号を全て含む
 - 使用できる記号は次の 28 文字
!#\$%&()-^~|¥@`[{]}*
: + ; / ? _ .

2 「確認」をクリックする

確認メッセージが表示されます。



3 [OK] をクリックする

パスワード設定完了画面が表示されます。



4 [OK] をクリックする



メインメニューが表示されます。

パスワードが変更され、通知メールが送信されます。

次回から、新しいパスワードを使用してログインしてください。



第4章 メインメニュー

4.1 メインメニュー画面構成

本システムを起動して最初に表示される画面を「メインメニュー」と呼びます。

The screenshot shows the main menu of the 'Unified Export Certificate Issuance System'. It features a left sidebar with a 'メインメニュー' (Main Menu) section containing two expandable categories: '申請・確認' (Application/Confirmation) and '利用者管理' (User Management). The main content area is divided into three sections: 'お知らせ' (Notice), '処理状況一覧' (Processing Status Overview), and a footer with copyright information. Red callout boxes and arrows point to the 'メインメニュー' sidebar, the 'お知らせ' section, and the '処理状況一覧' section.

処理状況一覧

輸出証明書処理状況

処理状況	原産関連証明	自由販売証明	衛生証明	漁獲証明
未申請	0件	0件	0件	0件
差戻し	0件	0件	0件	0件
審査待ち	0件	0件	0件	0件
審査中	0件	0件	0件	0件
審査済	0件	0件	0件	0件

製造所・施設処理状況

処理状況	製造所登録	施設認定
未申請	0件	0件
差戻し	0件	0件
審査待ち	0件	2件
審査中	0件	0件
審査済	0件	0件

メモ

- サブメニューが表示されていない場合、各メニューの横にある [▶]（表示/非表示切換）をクリックしてください。サブメニューが表示されます。
- サブメニューを非表示にしたい場合も、同様に各メニューの横にある [▼]（表示/非表示切換）をクリックしてください。

- **メインメニュー**
各種申請や管理のメニューが表示されます。実行したい機能のメニュー項目をクリックすると、該当画面が表示されます。表示されるメニューは、管理者とユーザーでは一部異なります。
- **お知らせ**
お知らせ事項を表示しています。内容を確認してから申請を開始してください。
- **処理状況一覧**
ログインしたユーザーが申請している証明書などの処理状況が一覧表示されます。各種証明や製造所登録など、処理中のものがあれば件数が表示され、処理中のものがない場合は「0件」と表示されます。

4.2 輸出証明書申請

輸出証明書の申請方法について説明します。

4.2.1 申請状況一覧画面構成

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックすると、次の画面が表示されます。

申請状況検索

表示／非表示切換

検索結果一覧

一元的な輸出証明書発給システム

申請状況検索

輸出先地域・国

証明種類・品目・証明区分

申請日付

番号

申請状況

表示順

検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

検索結果18件中 1-10件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	添付情報添付資料	別添資料	申請番号	証明書番号	審査拠点	証明書受取場所	受取可能日	証明書受領日
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	2023-02-14 18:59:46	申請中 送料分析済	大韓民国	鶏肉	放射性物質検査証明書	登録済	未登録	800014542		東京国税局			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2023-01-25 21:39:42	申請中 送料情報未登録	大韓民国	鶏肉	放射性物質検査証明書	登録済	登録済	800014539		仙台国税局			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2021-11-13 19:08:56	申請済 送料情報未登録	中華人民共和国	大豆	産地証明書	登録済	未登録	100010202		財務省理財局 (たばこ局)			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2021-10-05 16:13:20	申請済(修正済)	中華人民共和国	大豆	産地証明書	登録済	未登録	100010197		財務省理財局 (たばこ局)			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2021-11-26 17:50:39	申請済(修正済)	韓国内	水産物	産地証明書	未登録	登録済	500010181		北海道農林水産局	仙台農業試験事務所		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2022-06-12 14:11:02	審査開始 送料分析済	シンガポール	牛肉	衛生証明書	未登録	登録済	E00012969		兵庫県食肉衛生検査センター	兵庫県食肉衛生検査センター		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2023-02-09 12:17:57	審査開始 送料分析済	大韓民国	鶏肉	放射性物質検査証明書	未登録	未登録	800014541		東京国税局			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2022-11-17 16:44:54	審査開始	中華人民共和国	鶏肉	産地証明書	登録済	登録済	800014501		金沢国税局			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2023-01-20 17:10:12	記録済 送料分析済	大韓民国	鶏肉	放射性物質検査証明書	未登録	未登録	800014535		仙台国税局			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2023-01-18 18:11:02	記録済 送料分析済	大韓民国	鶏肉	放射性物質検査証明書	未登録	登録済	800014532		東京国税局			

参照登録 修正 削除 申請 運送情報登録 証明書(副)の印刷 参照 破棄依頼 分析試料明細書の印刷

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

メモ

- 申請状況検索の詳細が表示されていない場合、[申請状況検索]の横にある[+]（表示／非表示切換）をクリックしてください。詳細画面が表示されます。申請状況検索の詳細を非表示にしたい場合も、同様に[申請状況検索]の横にある[-]（表示／非表示切換）をクリックしてください。

● 申請状況検索

輸出先、品目、申請日付などをキーとして、各種申請を検索できます。検索キーにしたい項目を入力し、[検索]をクリックしてください。

● 検索結果一覧

申請状況検索で検索した内容が表示されます（検索していない状態では、全件表示されます。）。申請状況が仮登録や修正依頼など、対応が必要な申請は上部に表示されます。

■ 複数選択

複数の申請を一度に選択して、申請状況一覧画面にボタンで用意されている機能の一部を実行できます。複数の申請を選択して実施できる処理の種類は、次のとおりです。

(酒類の申請のみ)

- 運送情報添付資料一括登録
- 申請情報一括修正

画面下部にボタンで用意されている処理のうち、複数選択して一括実行できる処理は、申請の状況ステータスによって異なります。複数選択した時点でグレー表示されているボタンは、実行できません。

各処理を実行できる状況ステータスは、次の表のとおりです。各処理の詳細については、個別の説明項を参照してください。

処理	実行できる状況ステータス	各処理の説明項
運送情報添付資料一括登録	仮登録、申請前、修正依頼	4.2.4の「■ 運送情報添付資料一括登録 (酒類に限る)」
申請情報一括修正	申請前、修正依頼 (※)	4.2.15「申請情報一括修正」

※申請情報一括修正は、酒類の申請情報で状況ステータス、インボイス番号、輸出先及び品目が全て同一の場合にのみ実行できます。また、申請に一時保存データがある場合、申請情報一括修正は実行できません。

各機能を実行する際、複数の申請書を選択する操作方法は次のとおりです。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態で操作してください。

1 「複数選択」をクリックする

申請状況一覧左端の「複数選択」チェックボックスが選択できる状態になります。

申請状況一覧画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

複数選択

検索結果9件中 1-9件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	輸出国・地域	品目	証明区分	添付情報 添付資料	申請番号	証明番号	審査拠点	証明書 受理番号
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待登録	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]				
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		待登録	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]	800014531			
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		待登録	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]				
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		待登録	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待登録	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待登録	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待登録	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待登録	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待登録	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請済	大韓民国	鶏肉	鶏肉用証明	本邦産 [登録]	800014059			

1

参照登録 修正 削除 申請 添付情報登録 証明書(副)の印刷 参照 破棄依頼

分析試料明細書の印刷 添付情報添付資料一括登録 申請情報一括修正

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 処理を行いたい申請書の【複数選択】チェックボックスをチェックする

チェックした各申請書が処理対象になります。

この状態で、実行したい処理のボタンをクリックし、各種処理を実行してください。

メモ

- 複数の画面にまたがって複数選択することはできません。一度に選択できるのは、1 画面内に表示されている申請書のみです。
- 複数選択を解除したい場合は、再度【複数選択】をクリックしてください。申請書の選択が解除されます。

4.2.2 申請状況ステータス

【状況】欄の申請状況を示すステータスは、上下 2 行で表示される場合があります。上の行は申請全体の状況（メインステータス）、下の行は酒類の申請における試料分析の状況（サブステータス）です。証明書が発行されると、メインステータスのみ表示されます。

時	状況	輸出先国・地域	品目	証明区分
14 6	申請中 試料分析前	大韓民国	酒類	放射性物質検査証明
25 2	申請中 試料分析前	大韓民国	酒類	放射性物質検査証明
20 2	起案済 試料分析済	大韓民国	酒類	放射性物質検査証明

申請状況ステータス		意味
メイン	仮登録	申請者が申請対象の輸出先と品目を登録した状態です。
	申請前	申請者が仮登録後に新規登録、一括登録又は参照登録した状態です。
	申請中	申請者が新規登録一括登録又は参照登録後に申請し、審査者が審査を開始する前の状態です。
	修正依頼	審査者から申請者へ、申請内容の修正を依頼した状態です。
	申請中(修正依頼)	審査者からの修正依頼に対して、申請者が修正を行い、申請をした状態です。
	審査開始	審査者が申請内容を確認し、審査開始した状態です。
	起案済	審査が終了し、審査者から交付者へ交付依頼した状態です。
	棄却	審査者が申請内容を審査し、申請を棄却した状態です。
	交付準備中	交付者が証明書の交付を準備している状態です。
	証明書発行済	交付者が証明書を印刷した状態です。
	証明書受取可	交付者が発行した証明書を、申請者が受け取り可能な状態です。
	証明書受領済	交付者が発行した証明書を、申請者が受け取った状態です。
	完了	申請作業が全て完了した状態です。
	破棄依頼	交付者から審査者へ、申請の破棄を依頼した状態です。
	破棄	審査者が申請を破棄した状態です。審査者が破棄申請を承諾した状態です。
サブ ※ 1	試料分析前※2	分析機関が申請の試料を分析開始する前の状態です。
	試料分析開始※2	分析機関が申請の試料を分析開始した状態です。
	試料分析済※2	分析機関が申請の試料を分析終了した状態です。

※1： 運送情報が未登録の場合、【状況】欄下の行に「運送情報未登録」と表示されます。

※2： 酒類の申請の場合のみ表示されます。

4.2.3 輸出先・品目の選択

登録方法には、次の3種類があります。

- 新規登録
1件の輸出情報を新規登録する場合に使用します。
- 一括登録
同国に多数の輸出情報を一括で登録する場合などに使用します。操作方法は「4.2.5 一括登録」を参照してください。
- 参照登録
登録済の情報を再利用して登録する場合に使用します。操作方法は「4.2.6 参照登録」を参照してください。

新規登録の操作方法は、次のとおりです。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態で操作してください。

一元的な輸出証明書発給システム

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

検索結果34件中 1-10件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	選択	申請日時	状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号	証明書番号	審査拠点	証明書 受領場所
<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		待登録	中華人民共和国	ICSA(ICPPI)	海運証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		待登録	中華人民共和国	ICSA(ICPPI)	再輸出証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]	F00011224			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		待登録	大韓民国	畜産	製造物証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]	800014531			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		待登録	大韓民国	畜産	製造物証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		待登録	大韓民国	畜産	製造物証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		待登録	大韓民国	畜産	製造物証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		待登録	大韓民国	畜産	製造物証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		待登録	大韓民国	畜産	製造物証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		待登録	大韓民国	畜産	製造物証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		待登録	大韓民国	畜産	製造物証明	本申請 [登録]	本申請 [登録]				

参照登録 修正 削除 申請 証明書(前)の印刷 参照 破棄依頼 分析試料明細書の印刷

運送情報添付資料一括登録 申請情報一括修正

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 「新規登録」をクリックする

一元的な輸出証明書発給システム

輸出先・品目選択画面

輸出先・品目選択(漁獲証明、自由販売証明以外の証明書)

アジア
選択してください

大洋州
選択してください

北米
選択してください

中南米
選択してください

品目分類
選択してください

欧州
選択してください

中東
選択してください

アフリカ
選択してください

その他
選択してください

● 漁獲証明、自由販売証明

次へ

前の画面に戻る

2 証明書の種類を選択する

申請したい証明書の左端にある○をクリックしてください。選択状態になると、灰色になります。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

輸出先・品目選択画面

○ 輸出先・品目選択 (漁獲証明、自由販売証明以外の証明書)

アジア
選択してください

大洋州
選択してください

北米
選択してください

中南米
選択してください

欧州
選択してください

中東
選択してください

アフリカ
選択してください

その他
選択してください

品目分類
選択してください

● 漁獲証明、自由販売証明

次へ

前の画面に戻る

3 輸出先と品目分類を選択して [次へ] をクリックする

輸出先は地域ごとに分かれています。対象地域のプルダウンメニューから、輸出先を選択してください。

品目分類は、「酒類」を選択してください。

登録した内容に対して作成が可能な証明書の一覧が表示されます。

メモ

● 輸出先

アジア 大韓民国、中華人民共和国

欧州 ロシア

大洋州 オーストラリア

中南米 ブラジル

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

証明書選択画面

証明書選択

製造地証明

放射性物質検査証明書

製造日証明

仮登録

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 表示された内容を確認して [仮登録] をクリックする

必要な証明書のみチェックをしてください。

注意

大韓民国の場合、初期値として「製造地証明書」と「放射性物質検査証明書」にチェックがされていますので、必要な証明書のみチェックしてください。

登録画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

仮登録完了画面

大韓民国へ酒類を輸出するための証明書を仮登録しました。

・製造地証明

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

5 【OK】をクリックする。

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索条件: [検索] [リセット]

検索結果: 11件中 1-10件表示 表示件数: 10件 20件 30件

申請番号	品名	数量	単位	申請種別	申請内容	申請日	申請状況	申請者	申請先	申請先住所	申請先電話番号	申請先FAX番号	申請先Eメール	申請先住所	申請先電話番号	申請先FAX番号	申請先Eメール
0001	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				
0002	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				
0003	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				
0004	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				
0005	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				
0006	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				
0007	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				
0008	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				
0009	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				
0010	りんご	1000	kg	輸出	りんご	2023/10/01	申請済	山田太郎	山田太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	03-1234-5679	stada@stada.co.jp				

1 2 >

[画面の表示に戻る](#)

Copyright © Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

申請状況一覧画面に戻ります。
仮登録した申請の証明書が表示されます。

仮登録してから、資料の登録と申請情報の入力操作が必要になります。次項に進んでください。

4.2.4 資料の登録・申請情報の入力

仮登録した項目について、資料を登録して申請情報を入力します。

■ 運送情報添付資料と別添資料

登録する資料には、運送情報添付資料と別添資料があります。

運送情報添付資料とは、「B/L・AWB・インボイス番号」、「出港日」、「船便名・航空便名」及び「第 3 国經由船便名・航空便名」の 4 つの情報を証明する資料を示します。申請情報を入力する場合、運送情報添付資料から文字情報を読み取って入力することができます。

別添資料は、上記以外の資料です。

どちらの資料も、PDF 形式で用意してください。

運送情報添付資料と別添資料は別々に登録しますが、どちらの場合も登録方法は次のとおりです。

なお、別添資料がない場合には、登録は不要です。

運送情報添付資料の登録方法を例に説明します。

酒類の申請のみ、複数の申請情報を選択して運送情報添付資料を一括登録できます。詳細は後述の「■ 運送情報添付資料一括登録（酒類に限る）」を参照してください。

指数 選択	選択	申請日時	状況	輸出先国 ・地域	品目	証明区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号	証明書番号	審査地点	証明書 登録場所
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	中華人民共和國	小麦(穀/小麦)	海産物証明	本申請 登録	本申請 登録				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	中華人民共和國	小麦(穀/小麦)	海産物証明	本申請 登録	別添 登録	F00011224			
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		仮登録	シンガポール	豚肉	海産物証明	登録	登録				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	シンガポール	豚肉	海産物証明	登録	登録				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	大韓民国	豚肉	海産物証明	登録	登録	800014545			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	大韓民国	豚肉	海産物証明	登録	登録	800014544			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	大韓民国	豚肉	海産物証明	登録	登録	800014531			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	大韓民国	豚肉	海産物証明	登録	登録				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	大韓民国	豚肉	海産物証明	登録	登録				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	大韓民国	豚肉	海産物証明	登録	登録				

1 「運送情報添付資料」の「登録」をクリックする

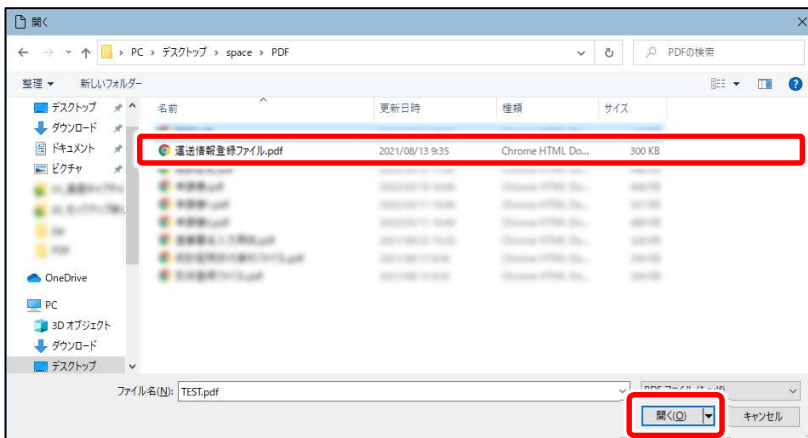
資料を登録したい申請の行にある「登録」をクリックしてください。

添付資料の登録画面が表示されます。



2 「ファイルの選択」をクリックする

ファイルを選択する画面が表示されます。



3 添付資料のファイルを指定して「開く」をクリックする

添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが「ファイルの選択」の右側に表示されます。

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、[Ctrl] キーを押しながらクリックすると、複数のファイルを選択できます。また、[Shift] キーを押しながらクリックすると、ファイルを範囲選択できます。



4 「追加」をクリックする

画面下部の「添付申請ファイル名」に、指定したファイルが表示されます。



5 「OCR 読み込み」にチェックを入れて [アップロード] をクリックする

アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 誤って別のファイルを指定した場合などファイルを削除したい場合は、左端の [削除] チェックボックスをチェックして画面下部の [削除] をクリックしてください。



6 [成功] の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、[登録] をクリックする

メモ

- アップロードを失敗した場合、[失敗] の右側に件数が表示され、[エラーファイルダウンロード] がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① [エラーファイルダウンロード] をクリックし、エラーファイルを [ダウンロード] フォルダにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す
- 運送情報添付資料を登録すると、申請番号が発行されます。

登録完了画面が表示されます。



7 [OK] をクリックする

メモ

- 運送情報登録の場合は、添付資料の登録画面に戻ります。手順 9 へ進んでください。
- 別添資料の場合は、[登録完了] をクリックしてください。申請状況一覧画面に戻るので、手順 11 へ進んでください。



8 「OCR 状態更新」をクリックする

OCR 読み状態が「処理中」から「処理済」に変更されます。

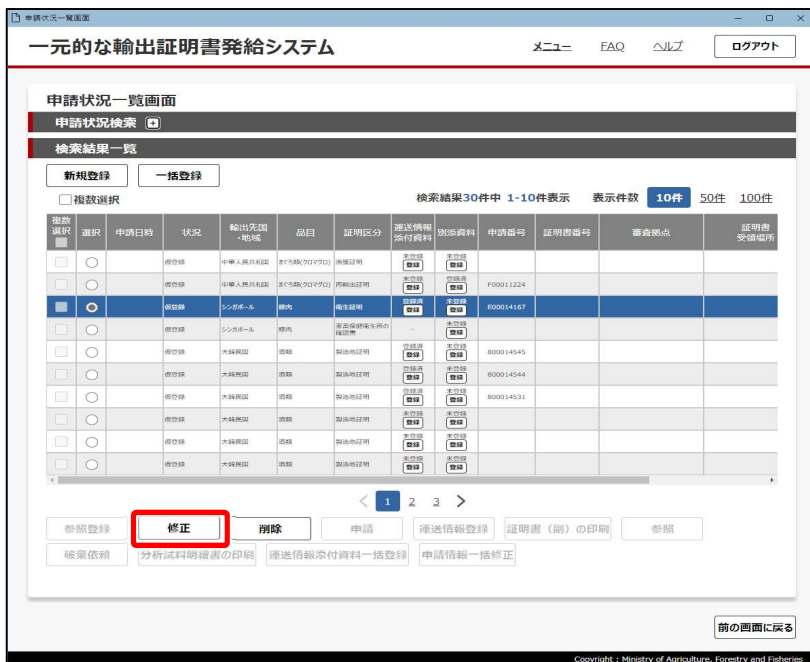


9 「前の画面に戻る」をクリックする

申請状況一覧画面に戻ります。

10 「運送情報添付資料」又は「別添資料」のどちらかもう一方を登録する場合は、手順 1～9 を参考に登録する

資料を登録した項目について、申請情報を入力します。



11 「修正」をクリックする

メモ

- 運送情報添付資料を登録していない場合は、このタイミングで申請番号が発行されます。

申請書入力画面が表示されます。

表示される入力画面は、申請品目や輸出先国によって異なります。

■ 運送情報添付資料一括登録（酒類に限る）

酒類の申請のみ、申請の状況ステータスが「申請前」「修正依頼」の場合に複数の申請情報を選択して運送情報添付資料を一括登録できます。

運送情報添付資料を一括登録する方法は、次のとおりです。

メモ

- 本機能で OCR 読み込みは実行できません。

一元的な輸出証明書発給システム

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

検索結果9件中 1-9件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報添付資料	別添資料	申請番号	証明書番号	審査拠点	証明書受領場所
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添	800014531			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添	800014059			

参照登録 修正 削除 申請 運送情報登録 証明書(副)の印刷 参照 破棄依頼

分析試料明細書の印刷 運送情報添付資料一括登録 申請情報一括修正

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 [複数選択] をクリックする

申請状況一覧左端の [複数選択] チェックボックスが選択できる状態になります。

一元的な輸出証明書発給システム

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

複数選択

検索結果9件中 1-9件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報添付資料	別添資料	申請番号	証明書番号	審査拠点	証明書受領場所
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添	800014531			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		申請前	大韓民国	酒類	酒類用証明	本申請 別添	本申請 別添	800014059			

参照登録 修正 削除 申請 運送情報登録 証明書(副)の印刷 参照 破棄依頼

分析試料明細書の印刷 運送情報添付資料一括登録 申請情報一括修正

前の画面に戻る

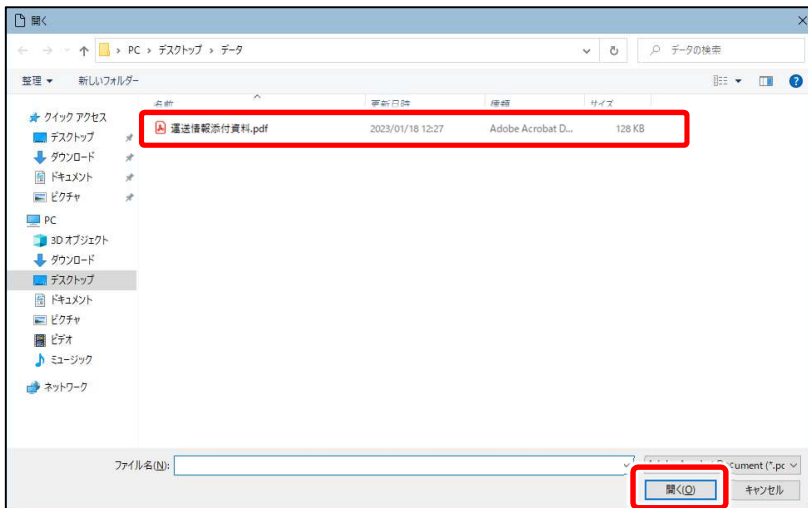
Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 運送情報添付資料を一括登録したい申請の [複数選択] チェックボックスをチェックし、[運送情報添付資料一括登録] をクリックする

運送情報添付資料一括登録画面が表示されます。



3 【ファイルの選択】をクリックする
ファイルを選択する画面が表示されます。



4 運送情報添付資料のファイルを
指定して【開く】をクリックする
添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが【ファイルの選択】の右側に表示されます。



5 【追加】をクリックする
確認メッセージが表示されます。



6 [OK] をクリックする

画面下部の [添付申請ファイル名] に、指定したファイルが表示されます。



7 [アップロード] をクリックする

アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 誤って、別のファイルを指定した場合などファイルを削除したい場合は、左端の [削除] チェックボックスをチェックして画面下部の [削除] をクリックしてください。



8 [成功] の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、[登録] をクリックする

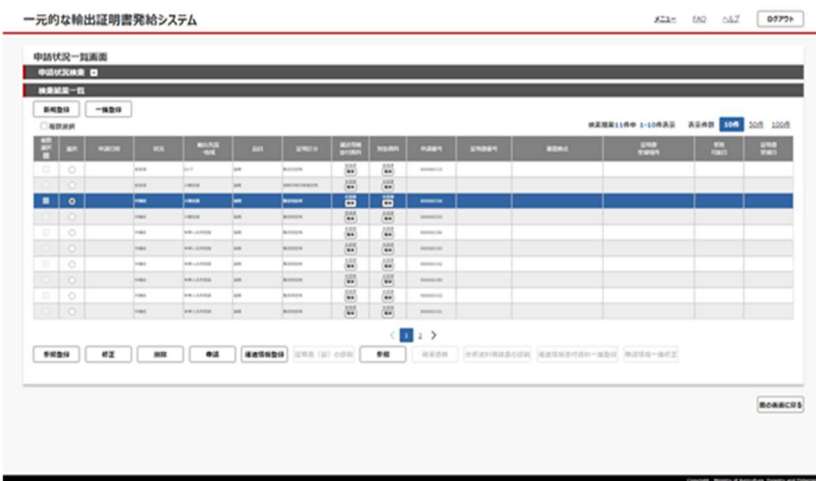
メモ

- アップロードに失敗した場合、[失敗] の右側に件数が表示され、[エラーファイルダウンロード] がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① [エラーファイルダウンロード] をクリックし、エラーファイルを [ダウンロード] フォルダーにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す

登録完了画面が表示されます。



9 [OK] をクリックする



申請状況一覧画面が表示されます。
登録した申請の「運送情報添付資料」に「登録済」と表示され、申請番号が未登録の場合は、申請番号が発行されます。

4.2.5 一括登録

同国に多数の輸出情報をまとめて登録する場合は、一括登録します。

一括登録の操作方法は、次のとおりです。

一括登録用のファイルを用意し、申請状況一覧画面から登録してください。

■ 一括登録用ファイルの用意

一括登録用ファイルは、テンプレートをダウンロードして用意します。



1 メインメニューで「申請書テンプレートダウンロード」をクリックする

メモ

- テンプレートダウンロード画面には、一括登録様式関係のファイルと直筆署名用のファイルが用意されています。

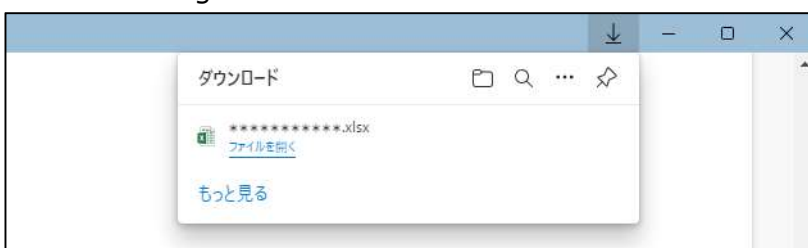


2 輸出先国及び証明区分が記載された一括登録様式をクリックする

メモ

- 入力に当たっては、[コード定義一覧] 及び [一括登録様式項目別入力内容一覧表] を参照してください。

<Microsoft Edge の場合の例>



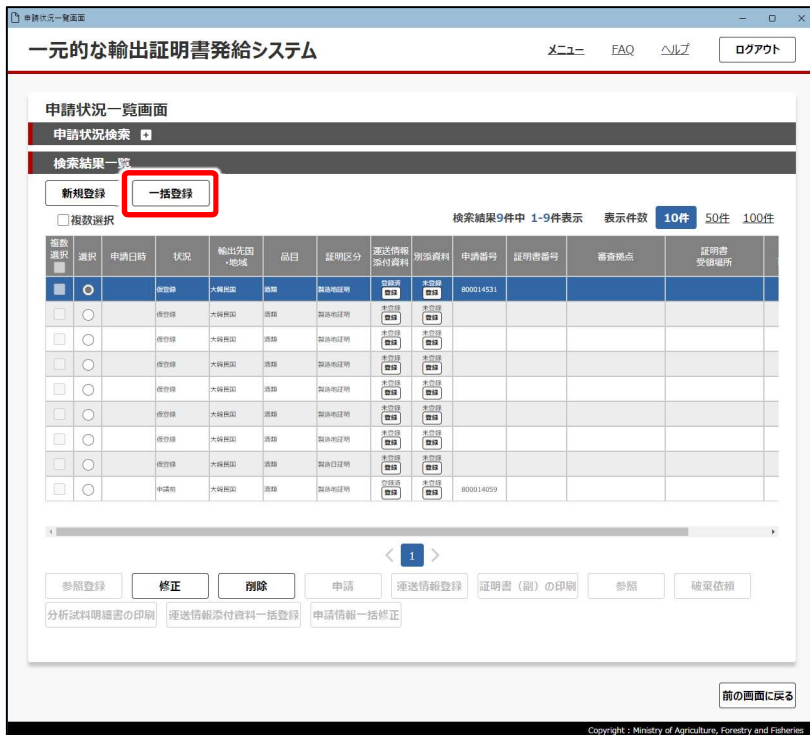
ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザーにダウンロード結果が表示されます。

3 ダウンロードしたテンプレートを開き、各項目を入力後保存する

■ 一括登録

あらかじめ一括登録用のファイルを用意してください。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

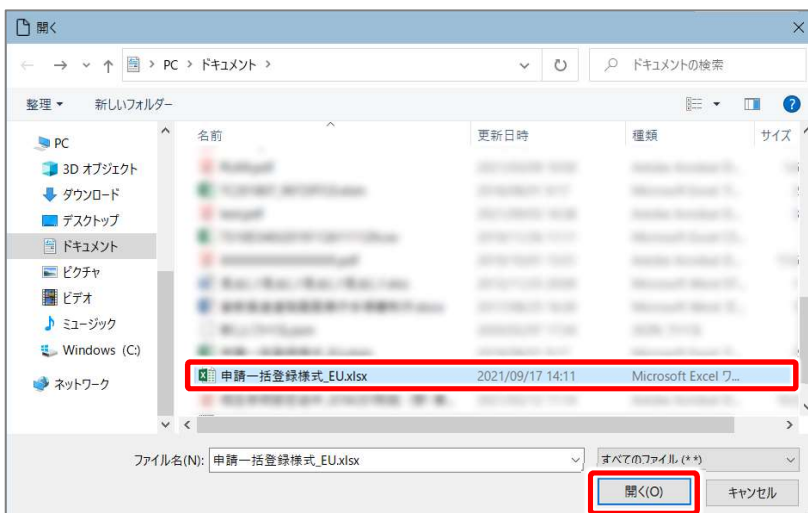


1 「一括登録」をクリックする



2 「ファイルの選択」をクリックする

ファイルを選択する画面が表示されます。



3 一括登録用のファイルを指定して「開く」をクリックする

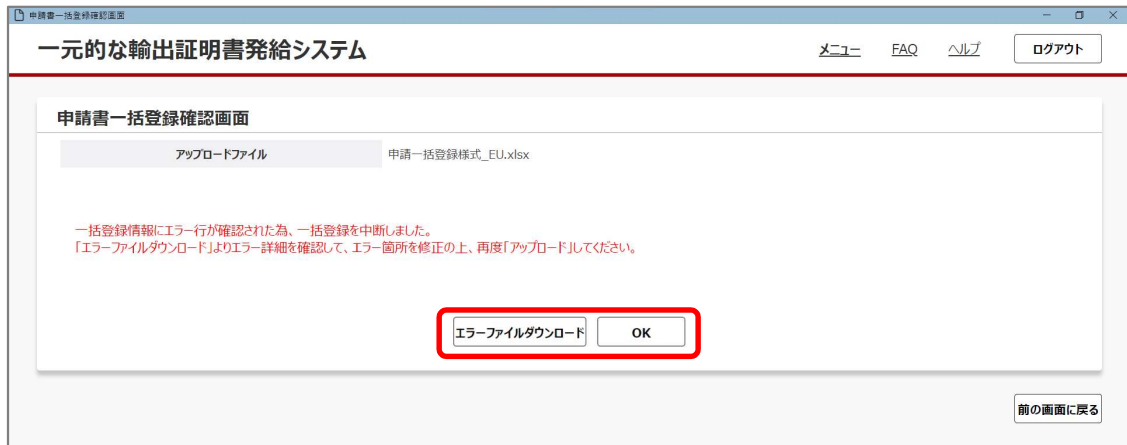
申請書一括登録画面に戻り、指定したファイルが「ファイルの選択」の右側に表示されます。



4 [アップロード] をクリックする
申請書一括登録確認画面が表示されます。

注意

- 一括登録用ファイルの登録情報にエラーがあると、次の画面が表示されます。
[エラーファイルダウンロード] をクリックしてエラーファイルをダウンロードした後、[OK] をクリックします。
その後、エラーファイルを参考に一括登録用のファイルを修正し、再度一括登録してください。



5 エラーがないことを確認し、[OK] をクリックする

この後、申請を行います。

参照 ▶ 4.2.9 申請

4.2.6 参照登録

登録済の申請情報から、申請書及び明細登録の入力内容を再利用して登録します。

登録済の申請情報を表示して、申請したい内容と違う箇所を変更し、新しい申請情報として登録します。「輸出業者情報」については、事業者情報より取得します。

注意

参照登録を行った場合、輸出業者情報を除き、参照した情報の入力内容が反映されます。輸出業者情報については、申請を行う事業者情報が反映されます。

※酒類の参照登録の場合は、輸出業者情報も参照元情報の内容が反映されます。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

選択	選択	申請日時	状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	添付情報	別添資料	申請番号	証明番号	審査視点	証明書受領場所
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		成立済	大韓民国	豚肉	製造地証明	本申請	本申請				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		成立済	大韓民国	豚肉	放射性物質検査証明	本申請	本申請				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	オーストラリア	豚肉	肉衛生証明	本申請	本申請	800014550			
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		申請済	シンガポール	豚肉	衛生証明	参照済	参照済	E00014167			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	シンガポール	豚肉	衛生証明	参照済	参照済	E00014166			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	ブラジル	豚肉	原産地証明	本申請	本申請	800014551			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	ロシア	豚肉	放射性物質検査証明	本申請	本申請	800014553			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	ロシア	豚肉	製造地証明	本申請	本申請	800014552			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	遠東連邦共和国	豚肉	衛生証明	本申請	本申請	E00012974			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	遠東連邦共和国	豚肉	衛生証明	本申請	本申請	E00012973			

1 参照する情報を選択し、[参照登録]をクリックする

登録する情報と、同じ内容の項目が多い情報を選択します。

委託元事業者選択画面

代理申請

委託元事業者

輸出先国

品目

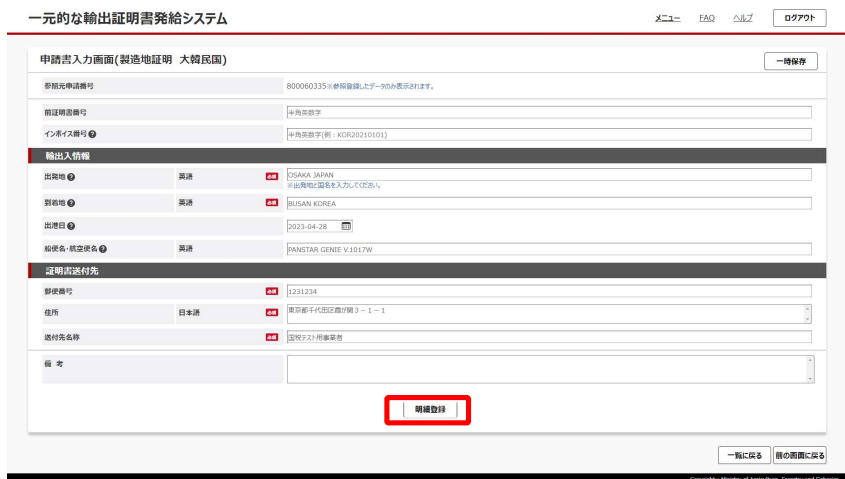
証明区分

2 表示された内容を確認して[申請書入力]をクリックする

申請書入力画面が表示されます。

表示される入力画面は、申請品目や輸出先国によって異なります。

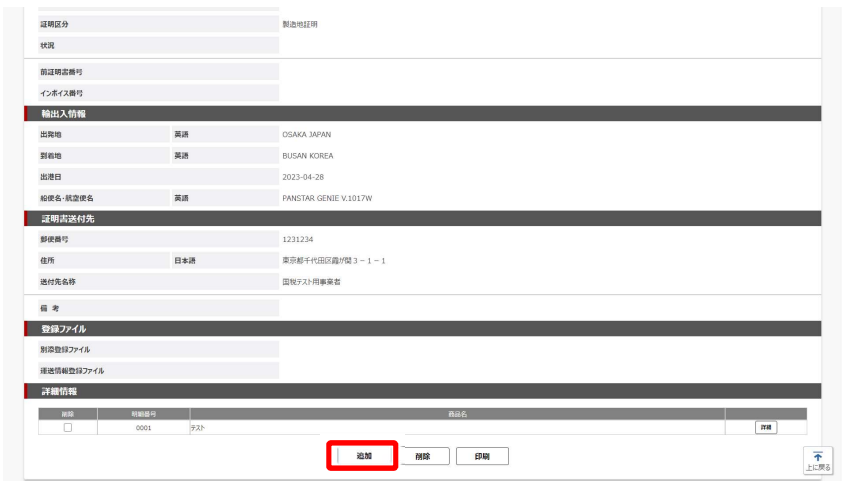
参照した情報の入力内容が表示されます。



3 各項目を確認し、必要に応じて変更して【明細登録】をクリックする

メモ

- 既に発行済みの証明書を再発行する場合は、申請書入力画面の「前証明書番号」欄を入力してください。
- 酒類の放射性物質検査証明書のみ、申請書入力画面の【前証明書番号】欄を入力すると再発行扱いとなり、酒類総合研究所の分析が不要になります。
- 複数明細登録が可能な場合は、【明細登録】が表示され、不可能な場合は、【確認】が表示されます。



4 内容を確認し、明細を追加する場合には【追加】、参照元の明細を修正する場合には商品名の右の【詳細】をクリックする

申請情報明細登録画面が表示されます。

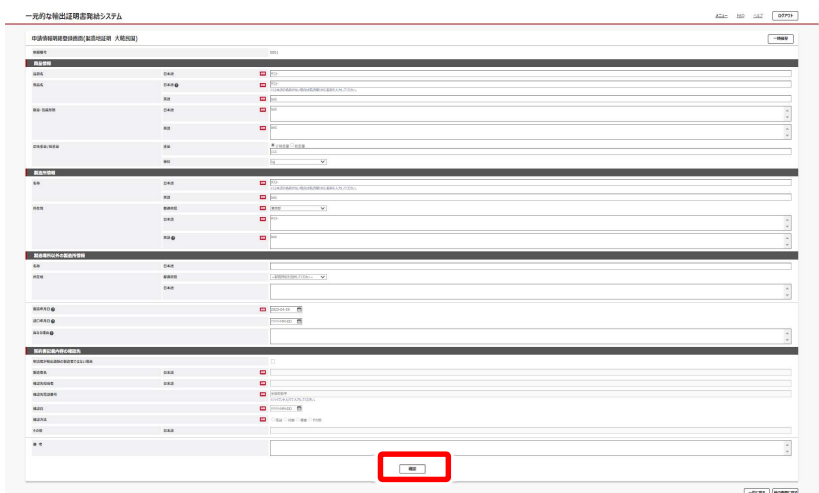
メモ

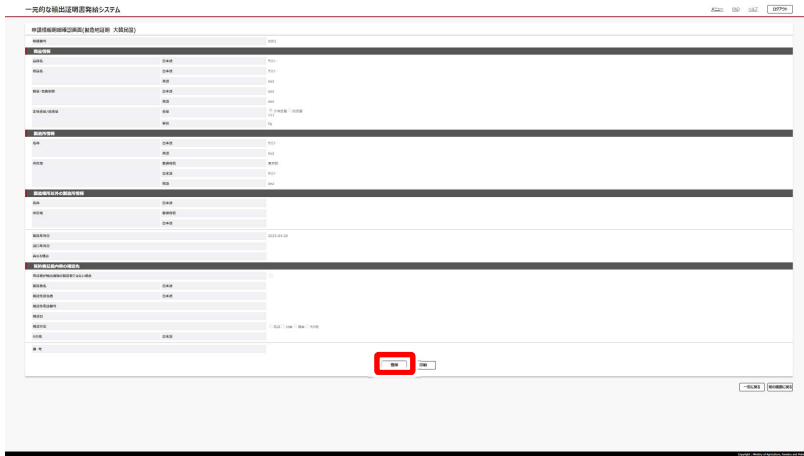
- 別添資料ファイル、運送情報資料ファイルは引き継がれません。登録完了後に、申請状況一覧画面から登録してください。
- 明細情報を削除する場合は、削除する明細情報をチェックして【削除】をクリックします。確認画面で【実行】をクリックすると削除されます。
- 本画面の内容を出力することができます。【印刷】をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

5 各項目を入力して【確認】をクリックする

明細登録画面も、申請品目や輸出先国によって異なります。

確認画面が表示されます。



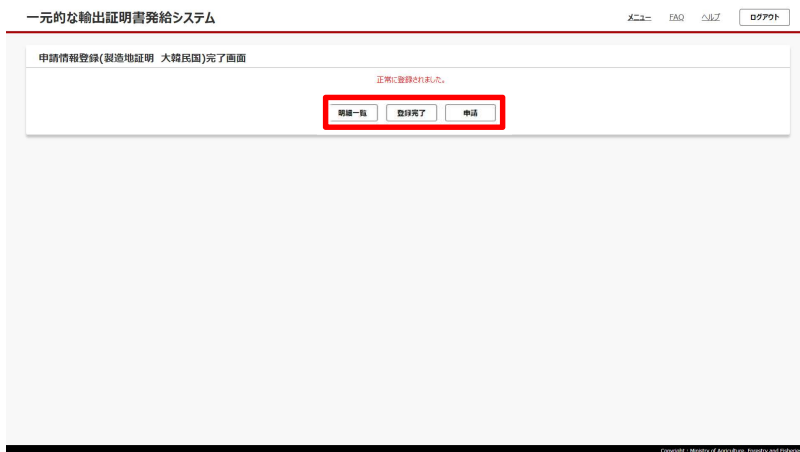


6 内容を確認し、「登録」をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

完了画面が表示されます。



7 追加項目がある場合は「明細一覧」、完了する場合は「登録完了」、申請する場合は「申請」をクリックする

[明細一覧] をクリックした場合、明細一覧画面が表示されます。手順 5～7 を実行してください。

[登録完了] をクリックした場合、申請状況一覧画面に戻ります。

登録した情報が表示されます。

メモ

- 酒類の申請の場合、[明細一覧]、[登録完了] のほかに [申請] ボタンが表示されます。
[申請] をクリックした場合、申請先選択画面が表示され、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.9 申請」の手順 2 以降を参照してください。

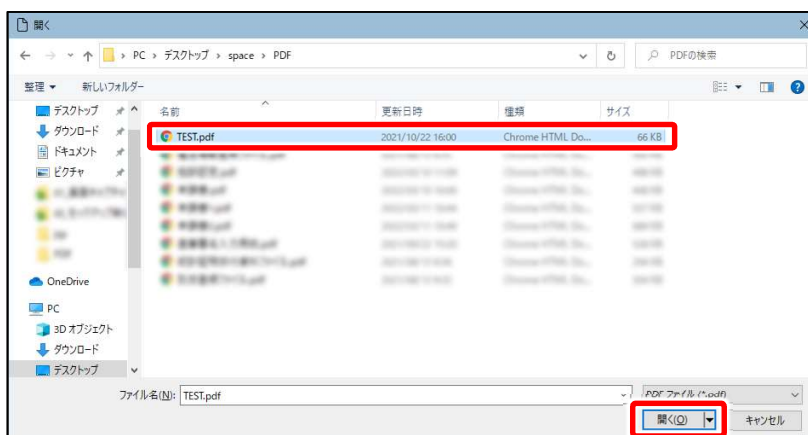




8 [運送情報添付資料] 又は [別添資料] の [登録] をクリックする
登録したい資料の列にある [登録] をクリックしてください。
添付資料の登録画面が表示されます。



9 [ファイルの選択] をクリックする
ファイルを選択する画面が表示されます。



10 添付資料のファイルを指定して [開く] をクリックする
添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが [ファイルの選択] の右側に表示されます。」

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、[Ctrl] キーを押しながらクリックすると、複数のファイルを選択できます。



11 【追加】をクリックする

画面下部の【添付申請ファイル名】に、指定したファイルが表示されます。

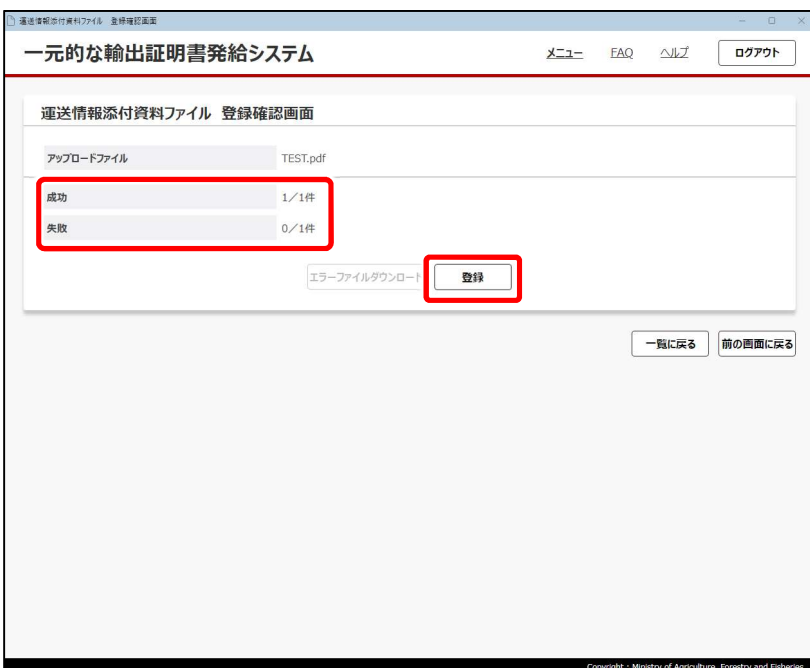


12 【アップロード】をクリックする

アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 誤って別のファイルを指定した場合などファイルを削除したい場合は、左端の【削除】チェックボックスをチェックして画面下部の【削除】をクリックしてください。



13 【成功】の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、「登録」をクリックする

メモ

- アップロードを失敗した場合、【失敗】の右側に件数が表示され、【エラーファイルダウンロード】がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① 【エラーファイルダウンロード】をクリックし、エラーファイルを【ダウンロード】フォルダーにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す



14 [OK] をクリックする

メモ

- 運送情報登録の場合は、添付資料の登録画面に戻ります。手順 15 へ進んでください。
- 別添資料の場合は、[登録完了] をクリックしてください。申請状況一覧画面に戻るので、手順 16 へ進んでください。

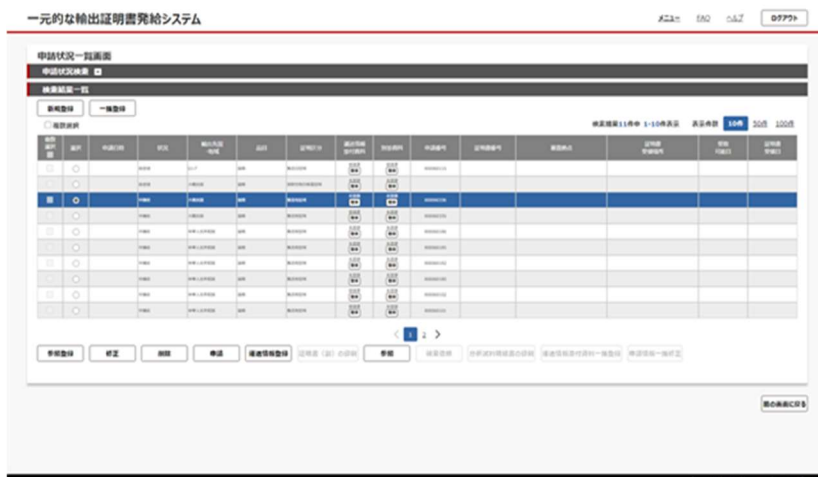


15 [前の画面に戻る] をクリックする

16 [運送情報添付資料] 又は [別添資料] のどちらかもう一方を登録する場合は、手順 8～15 を参考に登録する

申請状況一覧画面に戻ります。
このあと、申請を行います。

参照▶4.2.9 申請



4.2.7 修正

申請前の情報を変更したい場合、又は申請内容に修正依頼が返ってきた場合に申請事項を修正します。修正方法には、次の2種類があります。

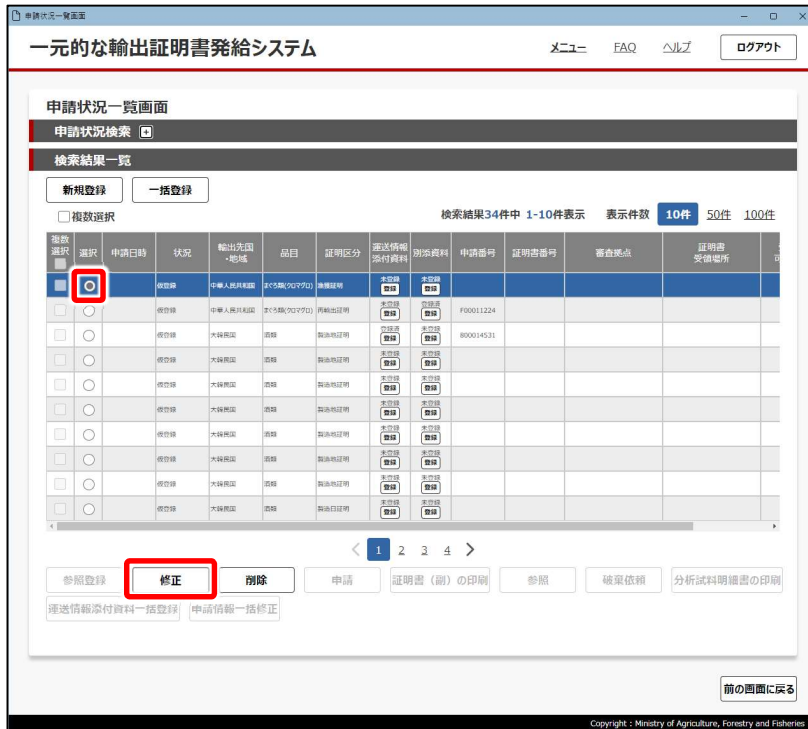
- 1件ずつ修正

1件の輸出情報に対して、申請情報や明細を修正する場合に使用します。本項を参照してください。

- 申請情報一括修正

酒類の申請の場合、状況ステータスが「申請前」又は「修正依頼」の状態では情報を複数選択し、まとめて申請情報を修正できます。操作方法は、「4.2.15 申請情報一括修正」を参照してください。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 修正する情報を選択し、「修正」をクリックする

申請書入力画面が表示されます。

表示される入力画面は、申請品目や輸出先国によって異なります。

また、選択した情報の状況ステータスや、明細の変更有無で操作が異なります。

それぞれ、「(1) 状況ステータスが「仮登録」の場合」、「(2) 明細を変更しない場合」、「(3) 明細を追加する場合」、「(4) 明細を修正する場合」、「(5) 明細を削除する場合」へ進んでください。

メモ

- 申請に対して修正依頼が返ってきた場合、「状況」に「修正依頼」と表示されます。修正依頼の項目を選択して「修正」をクリックすると、「修正依頼理由」が表示され、要修正項目の入力エリアが赤色の状態になります。赤色になっている項目を修正してください。



(1) 状況ステータスが「仮登録」の場合

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー EAO ヘルプ ログアウト

申請書入力画面(製造地証明 大韓民国) [一時保存]

前記事項欄
インボイス番号 申告番号
申告番号(前) KOR20210101

輸出入情報
輸出地 英語 OSAKA JAPAN ※品名欄に適合品名を入力してください。
目的地 英語 BUSAN KOREA
輸出日 2023-04-28
船名・航空機名 PMSSTAR GEMINI V1037W

証明送付先
郵便番号 1231234
住所 東京都千代田区千代田 3-1-1
送付先名称 国領事館
備考


更新 明細登録 前の画面に戻る

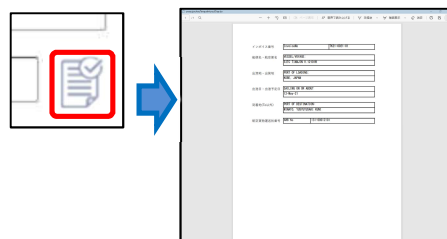
Copyright © Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

1 各項目を入力して [明細登録] をクリックする

内容を確認し、入力されていない項目は入力してください。

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 既に発行済みの証明書を再発行する場合は、申請書入力画面の「前証明書番号」欄を入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録]が表示され、不可能な場合は、[確認]が表示されます。
- [輸出業者情報] や [輸入業者情報] などの一部項目は、登録されている事業者情報や、「4.2.4 資料の登録・申請情報の入力」で登録した資料などから読み込まれて表示されます。資料から読み込まれた項目の入力エリア右側に表示される  アイコンをクリックすると、資料の内容を確認できます。



メモ

- 酒類の放射性物質検査証明書のみ、申請書入力画面の「前証明書番号」欄を入力すると再発行扱いとなり、酒類総合研究所の分析が不要になります。
- 酒類の新規登録の場合、一部の申請のみ事業者情報が初期表示されません。
- 酒類の申請は、入力内容を一時保存することができます。画面右上の [一時保存] をクリックしてください。入力中の内容が一時保存されます。[一時保存削除] が表示され、一時保存した内容を削除できるようになります。



明細一覧画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

明細一括登録(製造地証明 大陸産品)

製造地	地域	大陸産品
申請種別		製造地証明
届出		登録
届出区分		製造地証明
状況		申請前
届出登録番号		
心付付番号		

輸出入情報

出荷地	英語	OSAMA JAPAN
到着地	英語	BUSAN KOREA
出荷日		2023-04-28
船名・航空会社	英語	PANSTAR GENIE V.0017W

登録済付元

郵便番号		1231234
住所	日本語	東京都千代田区千代田3-1-1
送付先名称		製造地証明

登録ファイル

届出登録ファイル		
届出届出登録ファイル		223.pdf

詳細検索

検索	検索条件	検索
<input type="checkbox"/>	0001	223

登録 削除 印刷 登録完了

2 内容を確認し、[追加] をクリックする

メモ

- この画面の内容を出力することができます。[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。
- 登録を削除することができます。[削除] をクリックしてください。

申請情報明細登録画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

申請情報明細登録画面(製造地証明 大陸産品)

申請種別: 製造地証明

届出番号	0001	223
届出区分	0001	223
届出日	2023-04-28	
届出種別	0001	223
届出状況	0001	223
届出内容	0001	223
届出情報	0001	223
届出詳細	0001	223
届出履歴	0001	223
届出検索	0001	223
届出印刷	0001	223
届出削除	0001	223
届出登録	0001	223
届出更新	0001	223
届出確認	0001	223
届出完了	0001	223

一時保存

3 各項目を入力して [確認] をクリックする

明細登録画面も、申請品目や輸出先国によって異なります。各項目を入力してください。

メモ

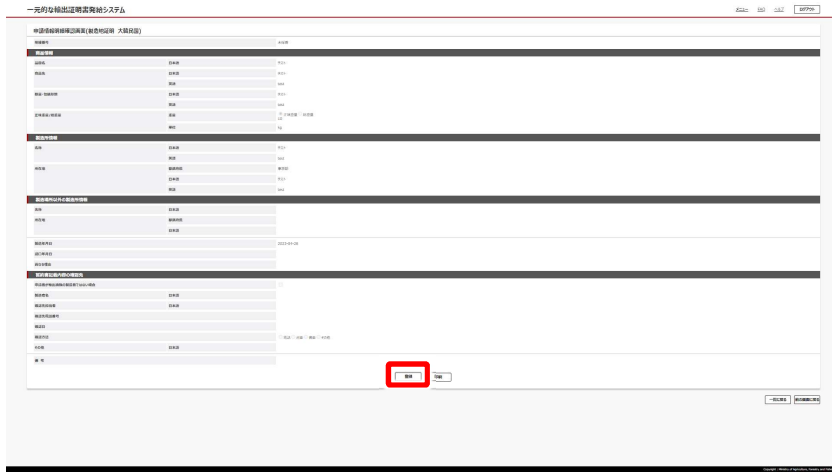
- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 酒類の申請は、入力内容を一時保存することができます。画面右上の[一時保存] をクリックしてください。入力中の内容が一時保存されます。

一時保存削除 一時保存

保存しました。

[一時保存削除] が表示され、一時保存した内容を削除できるようになります。

申請情報明細確認画面が表示されます。

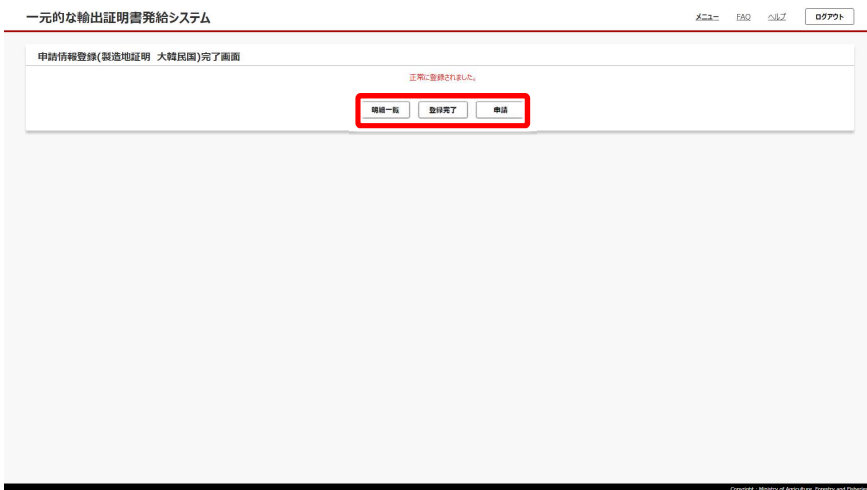


4 内容を確認し、[登録] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

申請情報登録完了画面が表示されます。



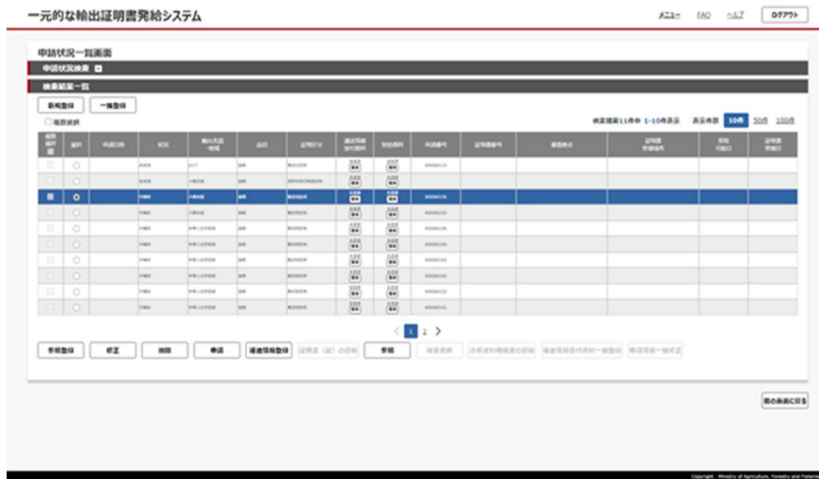
5 追加項目がある場合は、[明細一覧]、完了する場合は[登録完了]、申請する場合は「申請」をクリックする

[明細一覧] をクリックした場合、明細一覧画面が表示されます。引き続き手順 2～4 を実行して明細を登録できます。

メモ

- 酒類の申請の場合、[明細一覧]、[登録完了] のほかに [申請] ボタンが表示されます。
[申請] をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.9 申請」の手順 2 以降を参照してください。





「登録完了」をクリックした場合、申請状況一覧画面に戻ります。入力が完了したので、状況ステータスが「仮登録」から「申請前」に変更されます。

資料登録の後、申請を行います。

参照▶4.2.9 申請

メモ

- 申請書入力内容に一時保存データがある場合、申請状況一覧画面で行が緑色の状態で表示され、マウスオーバーすると「『一時保存』されたデータがあります。」と表示されます。

複数 選択	選択	申請日時	状況	輸出先国 ・地域	品目	証明区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	2023-01-20 17:10:12	起案済 試料分析済	大韓民国	酒類	放射性物質検査証明	未登録	未登録	800014535
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2023-01-18 18:11:02	起案済 試料分析済	大韓民国	酒類	放射性物質検査証明	未登録	登録済	800014532
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-11-04 10:55:28	起案済	中華人民共和国	水産物	産地証明(政府向け) (水産物)	未登録	未登録	500010457
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	2022-11-15 09:31:42	修正依頼	大韓民国	酒類	製造地証明	未登録	未登録	800014368
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2021-11-06 11:01:52	修正依頼 運送情報未登録	中華人民共和国	たばこ	産地証明	登録	未登録	100010561

※該当の申請を選択している場合は、行が青色で表示されます。

(2) 明細を変更しない場合

一元的な輸出証明書発給システム

申請書入力画面(製造地証明 大韓民国)

輸出情報

輸出国	英語	OSAKA JAPAN
製造地	英語	BUSAN KOREA
出荷日	英語	2023-04-28
船名・航空会社	英語	PANSTAR GENE V.1017W

証明書送付先

郵便番号	英語	1221224
住所	日本語	東京都千代田区有明3-1-1
送付先名称	英語	国産加工用豚肉

更新 明細登録

1 必要に応じて内容を修正し、 [更新] をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- [更新] ボタンではなく、[明細登録] ボタンをクリックした場合、内容の修正はせずに「(4) 明細を修正する場合」の手順を行ってください。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録] が表示され、不可能な場合は、[更新] のみが表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

申請情報登録済画面(製造地証明 大韓民国)

輸出情報

輸出国	英語	OSAKA JAPAN
製造地	英語	BUSAN KOREA
出荷日	英語	2023-04-28
船名・航空会社	英語	PANSTAR GENE V.1017W

証明書送付先

郵便番号	英語	1221224
住所	日本語	東京都千代田区有明3-1-1
送付先名称	英語	国産加工用豚肉

更新 印刷

2 内容を確認し、[登録] をクリッ クする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウインドウで印刷画面が表示されます。

完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

情報登録完了画面

正常に登録されました。

OK 申請

3 [OK] をクリックする

メモ

- 酒類の申請の場合、[OK] のほかに [申請] ボタンが表示されます。

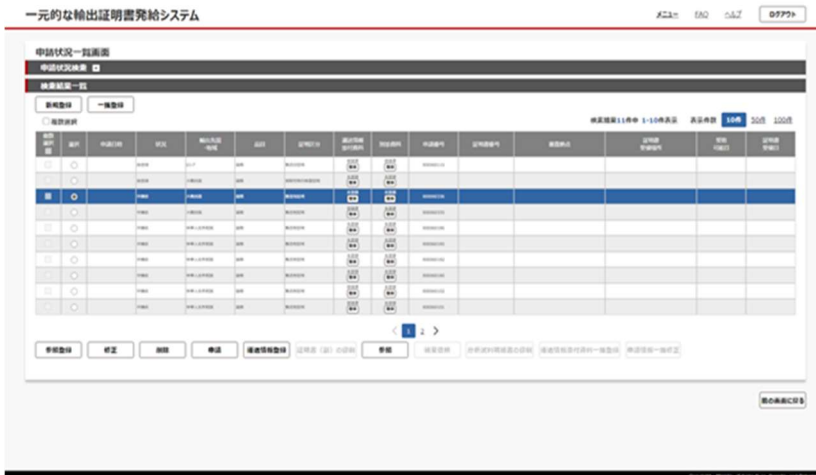
[申請] をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.9 申請」の手順 2 以降を参照してください。



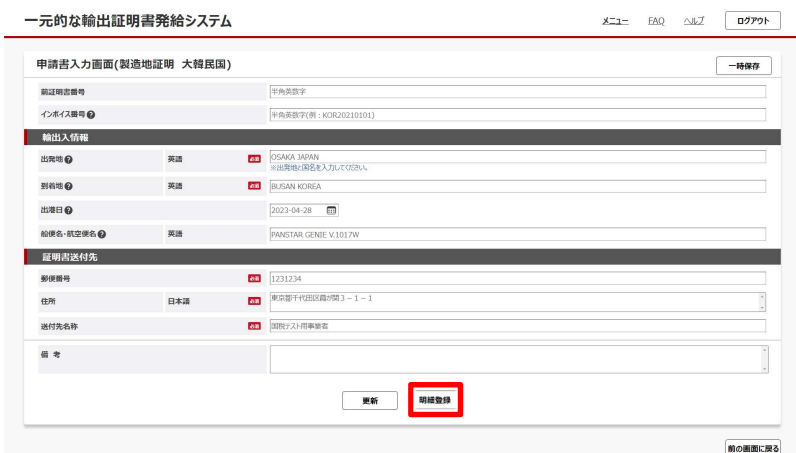
申請状況一覧画面に戻ります。

この後、申請を行います。

参照▶4.2.9 申請



(3) 明細を追加する場合

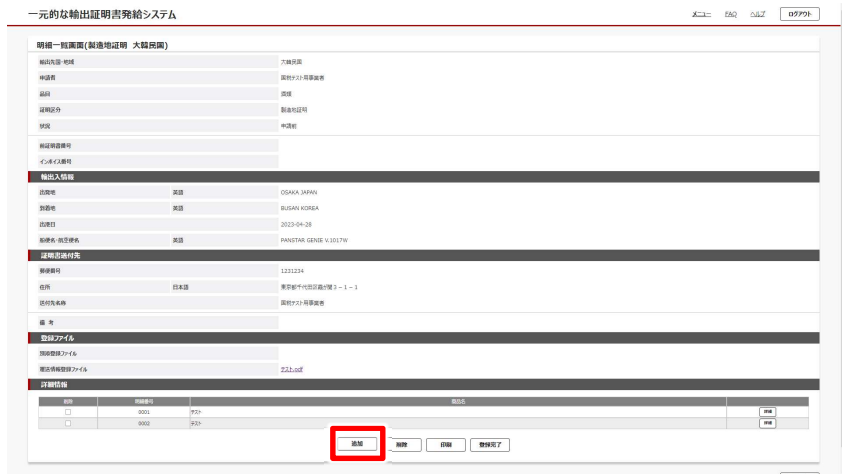


1 必要に応じて内容を修正し、**[明細登録]** をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録] が表示され、不可能な場合は、[更新] のみが表示されます。

明細一覧画面が表示されます。

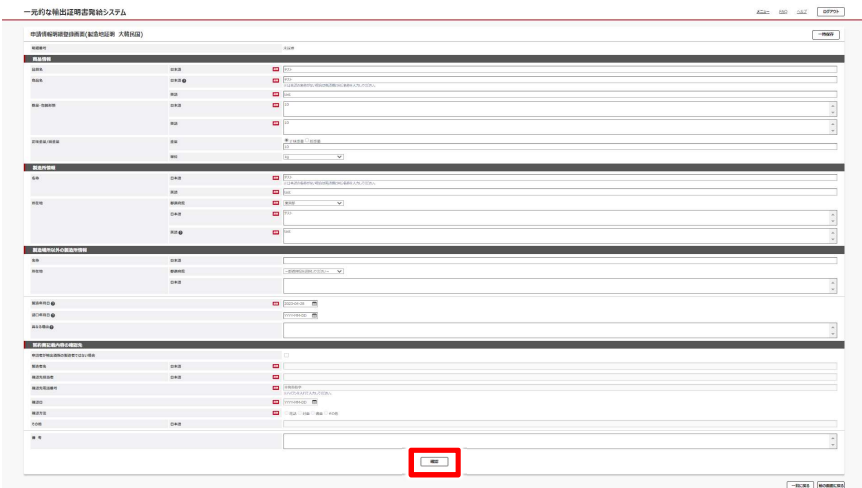


2 内容を確認し、明細を追加する必要がある場合は【追加】をクリックする

申請情報明細登録が表示されます。

メモ

- 以下の国/品目/証明書においては、一申請一明細となります。
【中華人民共和国】
・酒類/製造地証明
【ブラジル】
・酒類/原産地証明等
【ロシア】
・酒類/製造日証明、放射性物質検査証明
【オーストラリア】
・酒類/貯蔵年数証明



3 各項目を入力して【確認】をクリックする

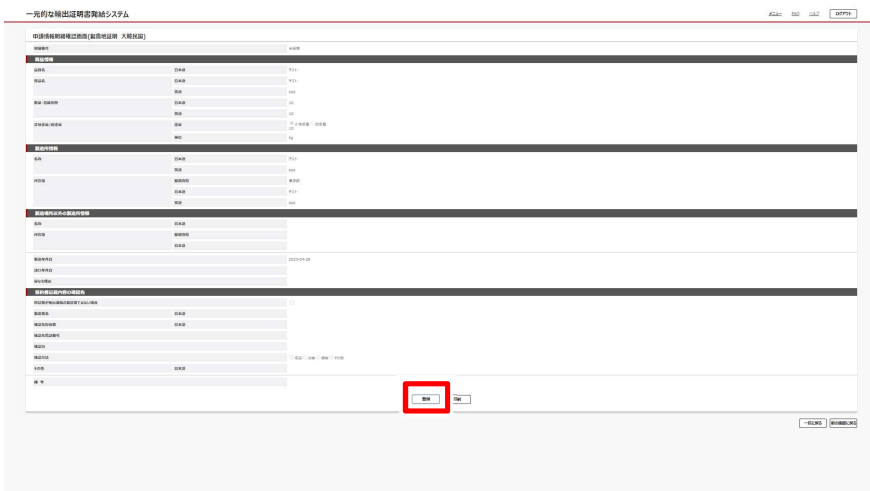
申請情報明細確認画面が表示されます。

4 内容を確認し、【登録】をクリックする

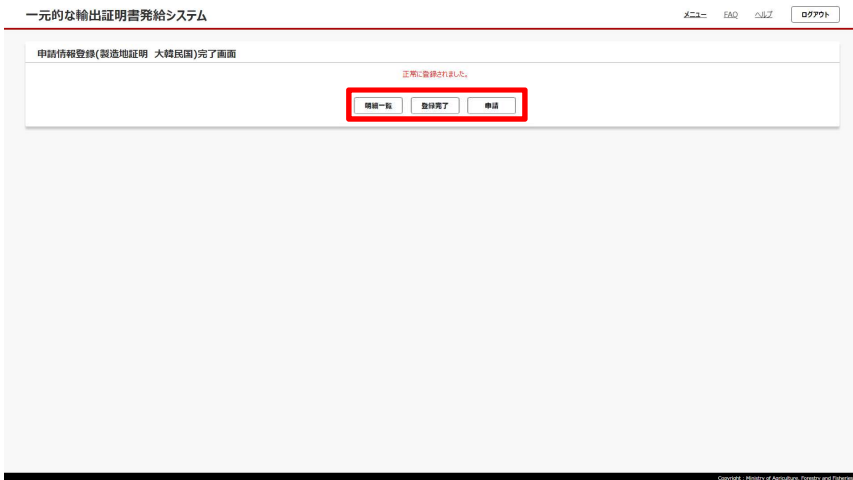
メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
【印刷】をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

申請情報登録完了画面が表示されます。



5 「登録完了」をクリックする

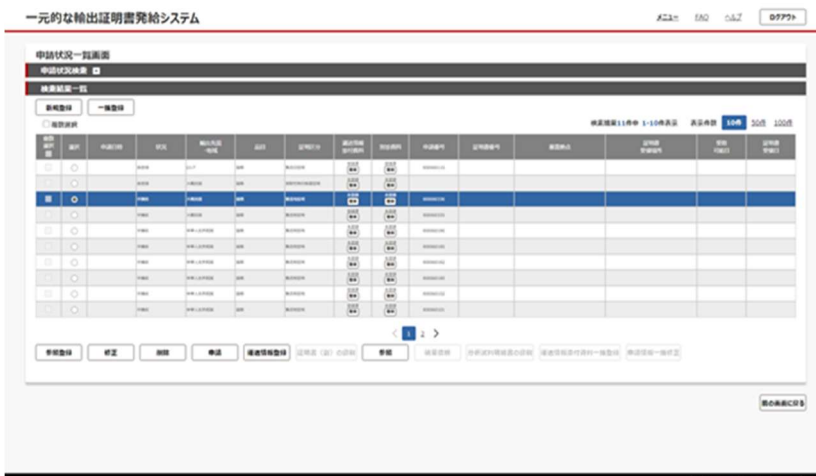


メモ

- [明細一覧] をクリックすると、明細一覧画面が表示されます。更に明細の確認や追加、削除をする場合は、手順 1 以降を参照してください。

メモ

- 酒類の申請の場合、[明細一覧]、[登録完了] のほかに [申請] ボタンが表示されます。
[申請] をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.9 申請」の手順 2 以降を参照してください。



申請状況一覧画面に戻ります。

この後、申請を行います。

参照▶4.2.9 申請

(4) 明細を修正する場合

一元的な輸出証明書発給システム

申請書入力画面(製造地証明 大韓民国)

輸出者情報

輸出者名: OSAKA JAPAN
 製造者名: BUSAN KOREA
 輸出日: 2023-04-28
 船名・航空機名: PANSTAR GENIE V.1017W

証明書交付先

郵便番号: 1231234
 住所: 東京都千代田区丸の内3-1-1
 送付先名称: 国産加工品検査官

備考

更新 明細登録

1 必要に応じて内容を修正し、 [明細登録] をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録]が表示され、不可能な場合は、[更新]のみが表示されます。

明細一覧画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

明細一覧画面(製造地証明 大韓民国)

輸出者情報

輸出者名: OSAKA JAPAN
 製造者名: BUSAN KOREA
 輸出日: 2023-04-28
 船名・航空機名: PANSTAR GENIE V.1017W

証明書交付先

郵便番号: 1231234
 住所: 東京都千代田区丸の内3-1-1
 送付先名称: 国産加工品検査官

備考

登録ファイル

登録情報ファイル: 221.pdf

明細登録

明細ID	品名	数量	単位	備考	操作
0001	りんご	1000	kg		明細登録
0002	りんご	1000	kg		明細登録
0003	りんご	1000	kg		明細登録

明細登録

2 修正したい詳細情報の [詳細] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。
- [登録完了] をクリックすると、申請状況一覧画面に戻ります。

申請情報明細登録画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

申請情報明細登録画面(製造地証明 大韓民国)

明細登録

明細ID: 0001
 品名: りんご
 数量: 1000
 単位: kg
 備考:

明細登録

明細ID: 0002
 品名: りんご
 数量: 1000
 単位: kg
 備考:

明細登録

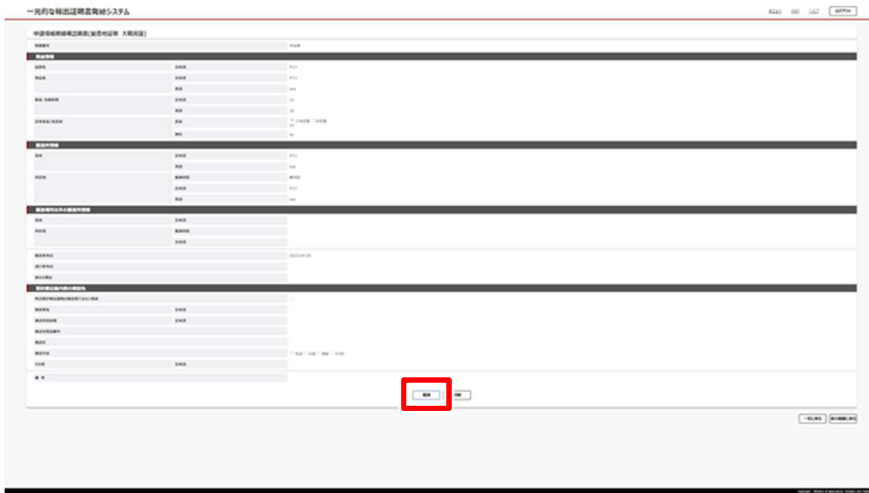
明細ID: 0003
 品名: りんご
 数量: 1000
 単位: kg
 備考:

明細登録

確認

3 必要に応じて内容を修正し、 [確認] をクリックする

申請情報明細確認画面が表示されます。

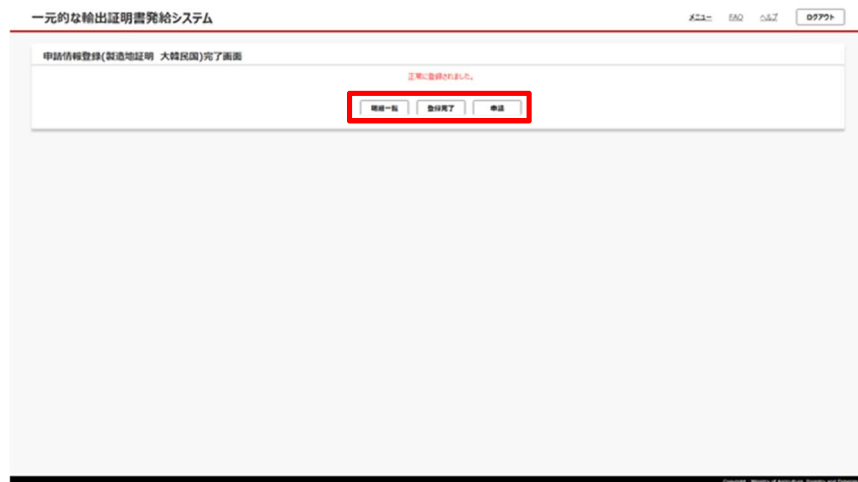


4 内容を確認し、[登録] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

申請情報登録完了画面が表示されます。



5 明細の削除や追加がある場合は [明細一覧]、完了する場合は [登録完了]、申請する場合は [申請] をクリックする

[明細一覧] をクリックした場合、明細一覧画面が表示されます。明細の削除や追加を実行してください。

メモ

- 酒類の申請の場合、[明細一覧]、[登録完了] のほかに [申請] ボタンが表示されます。
[申請] をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.9 申請」の手順 2 以降を参照してください。



(5) 明細を削除する場合

一元的な輸出証明書発給システム

申請書入力画面(製造地証明 大韓民国)

輸出情報

輸出先 英語 CSAMA JAPAN
 輸出先 英語 BUSAN KOREA
 輸出日 2023-04-26
 船名・航路名 英語 PANSTAR GENIE V.1017W

登録番号 1231234

住所 日本語 東京都千代田区有明3-1-1

送付先名称 国際マニラ郵便局

国 文

登録

登録登録

前の画面に戻る

1 必要に応じて内容を修正し、 [明細登録] をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録]が表示され、不可能な場合は、[更新]のみが表示されます。

明細一覧画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

明細一覧画面(製造地証明 大韓民国)

明細番号	品名	数量	単位	輸出先	輸出日	船名・航路名	住所	送付先名称	国
0001	fish	1000	kg	CSAMA JAPAN	2023-04-26	PANSTAR GENIE V.1017W	東京都千代田区有明3-1-1	国際マニラ郵便局	韓国

削除

前の画面に戻る

2 削除したい詳細情報にチェックを 付け [削除] をクリックする

メモ

- 削除する詳細情報の内容は、同じ行にある [詳細] をクリックすると、表示されます。確認後は [前の画面に戻る] をクリックして明細一覧画面に戻ってください。

明細削除確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

明細削除確認画面

以下の明細を削除します。よろしいですか?

明細番号	商品名
0001	fish

実行

一覧に戻る

前の画面に戻る

Copyright © Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

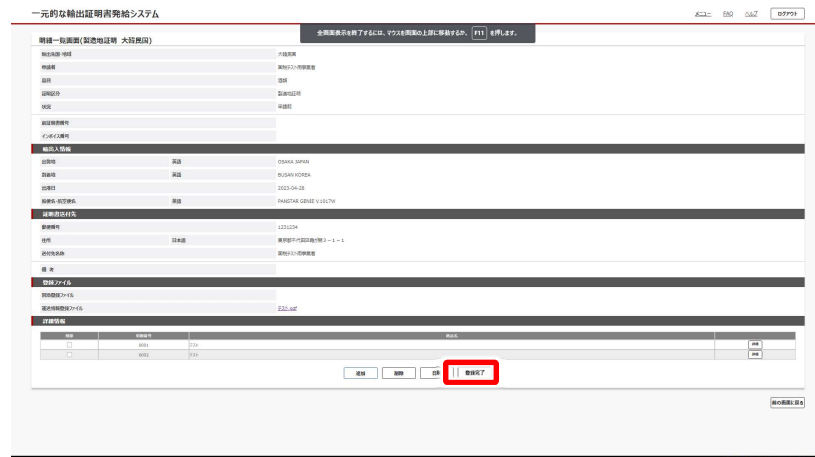
3 内容を確認し、[実行] をクリッ クする

明細削除完了画面が表示されます。



4 [OK] をクリックする

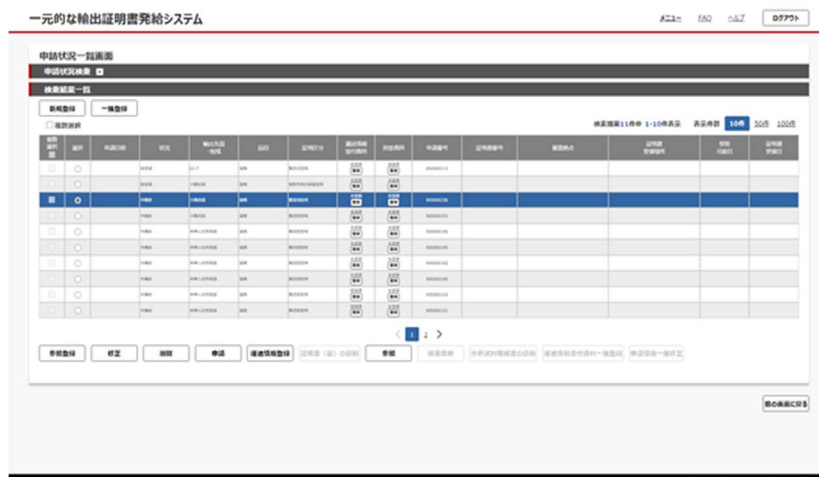
明細一覧画面に戻ります。



5 [登録完了] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。



申請状況一覧画面に戻ります。

この後、申請を行います。

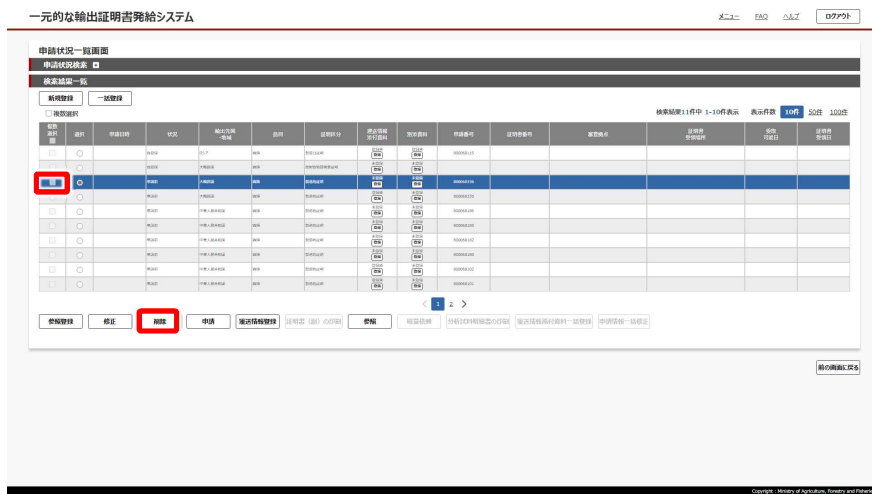
参照 ▶ 4.2.9 申請

4.2.8 削除

不要になった申請前又は仮登録の情報を削除します。

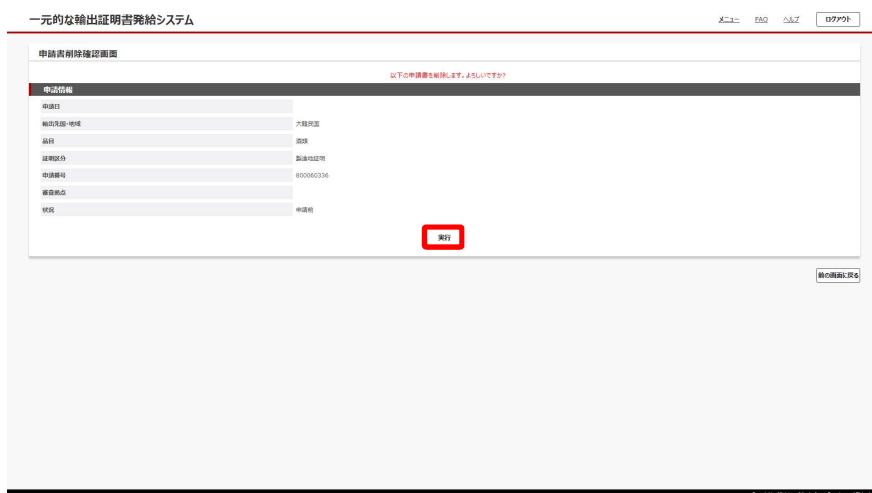
参照▶申請済情報の削除 → 「4.2.13 破棄依頼」

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 削除する情報を選択し、[削除]をクリックする

申請書削除確認画面が表示されます。



2 内容を確認し、[実行]をクリックする

申請書削除完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする

4.2.9 申請

登録した証明書情報を申請します。

申請する証明書一揃いの申請状況ステータスが、申請前又は修正依頼の場合に、申請できます。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

申請状況一覧画面

検索結果一覧

検索結果19件中 1-10件表示 表示件数 10件 50件 100件

登録済	済	申請日時	状況	輸出品目・地域	品目	証明区分	酒類情報 添付資料	原簿資料	申請番号	証明書番号	審査状況	証明書 受領場所	受取 可能日	証明書 受領日
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	7-21937	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	7316	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	507	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	507	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請	00000115					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	507	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	7-21937	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	7-21937	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	7-21937	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	7-21937	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		待機中	7-21937	酒類	酒類申請	酒類申請	酒類申請	00000033					

申請 修正 削除 申請 運送情報登録 証明書(副)の印刷 参照 審査依頼 分析試験結果書の印刷 運送情報添付資料一括登録

1 申請する証明書を選択し、「申請」をクリックする

申請先選択画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

申請先選択画面

申請先情報

申請先

証明書受領場所 地域

証明書受領場所 拠点

確認

一覧に戻る

2 申請先を選択し、「確認」をクリックする

メモ

- 酒類の申請の場合、「証明書受領場所 地域」の設定は郵送のみ固定表示されます。「証明書受領場所拠点」は選択できません。

申請情報確認画面が表示されます。

メモ

- 酒類の申請の場合、別ウィンドウが起動し、「申請書」、「誓約書」及び「原簿関連証明書(参照用)」が1つのPDFにまとめて表示されます。右上の📄アイコンをクリックすると「名前をつけて保存」画面が表示されるので、保存先を指定して保存できます。🖨️アイコンから印刷することもできます。



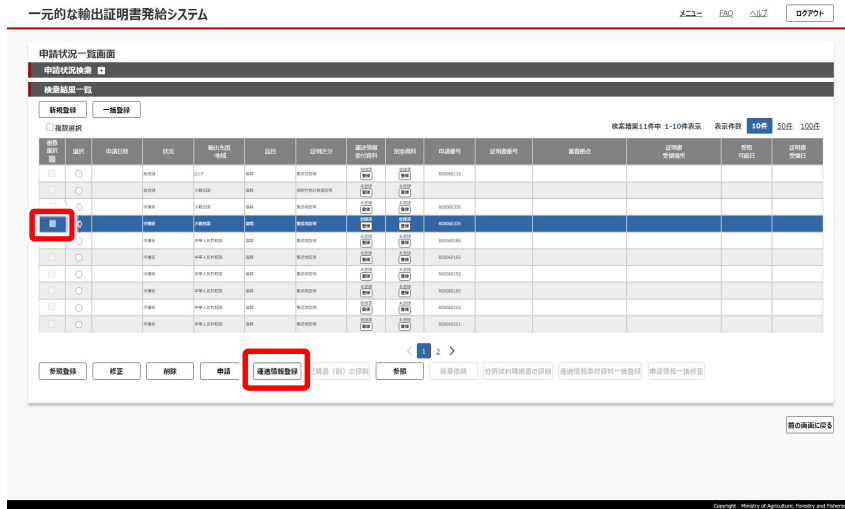
4.2.10 運送情報の登録

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

運送情報登録は、状況が「申請前」、「修正依頼」、「証明書受領済」かつ「運送情報未登録」の場合に入力可能です。

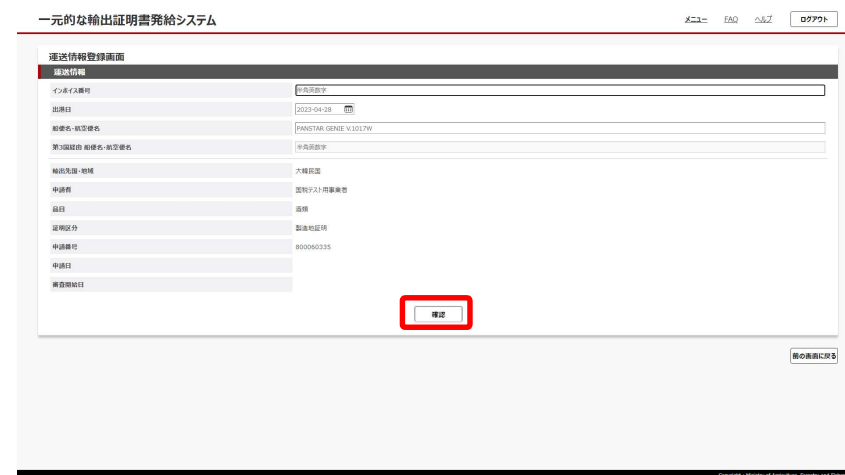
1 運送情報を登録する証明書を選択し、[運送情報登録] をクリックする

運送情報登録画面が表示されます。



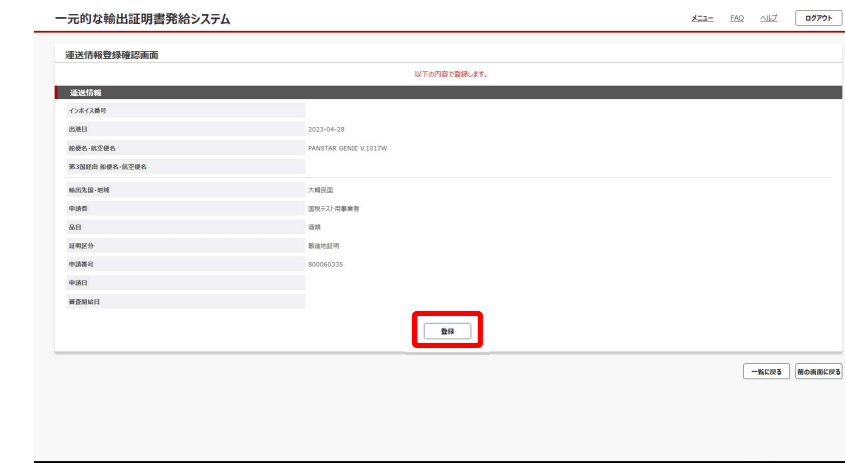
2 各項目を入力して[確認] をクリックする

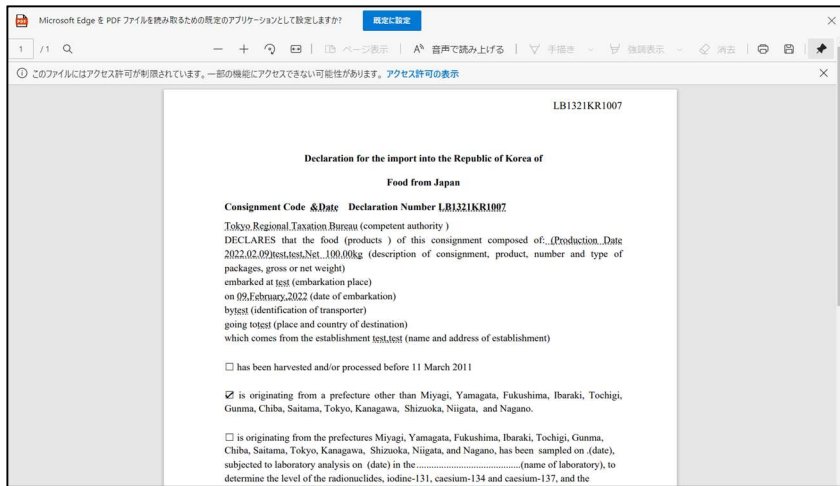
運送情報登録確認画面が表示されます。



3 内容を確認し、[登録] をクリックする

情報登録完了画面が表示されます。





4 アイコンをクリックし、証明書(副)を印刷する

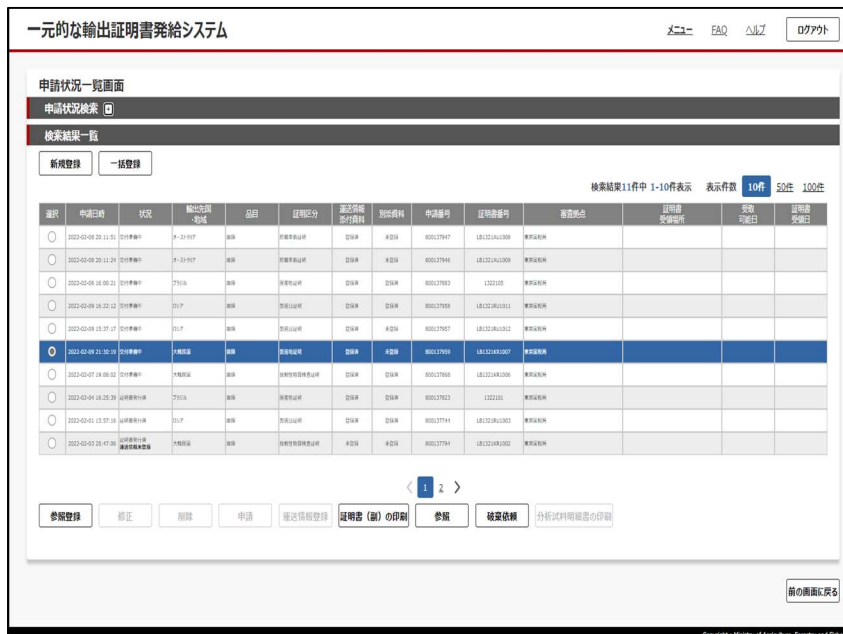
証明書(副)印刷完了画面が表示されます。印刷が終了したら右上の [×] をクリックして画面を終了してください。

メモ

- A4 縦と A4 横の用紙向きが混在するため、Acrobat Reader で印刷する際に印刷設定で「向き」を「自動」にしてください。



5 [OK] をクリックする



申請状況一覧画面に戻ります。

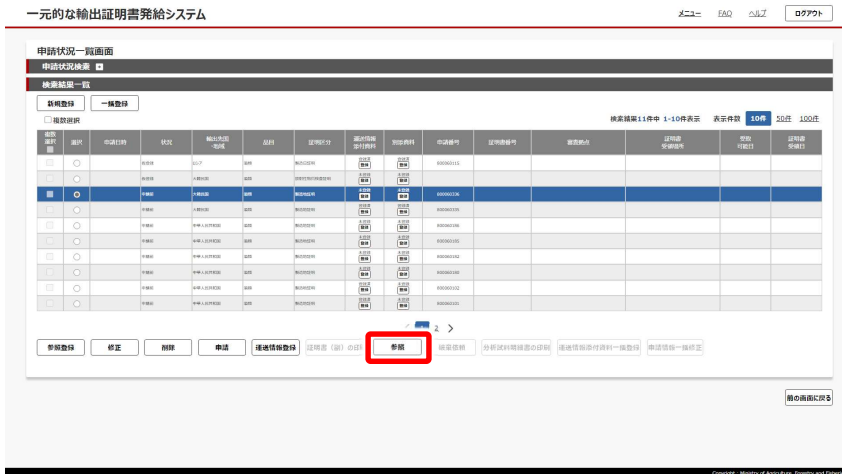
4.2.12 参照

申請状況が「申請前」以降の場合、入力した申請情報をダウンロードし、印刷できます。

申請書ダウンロードは、申請書及び輸出証明書イメージを圧縮ファイルで作成し、印刷は入力画面をキャプチャー印刷します。

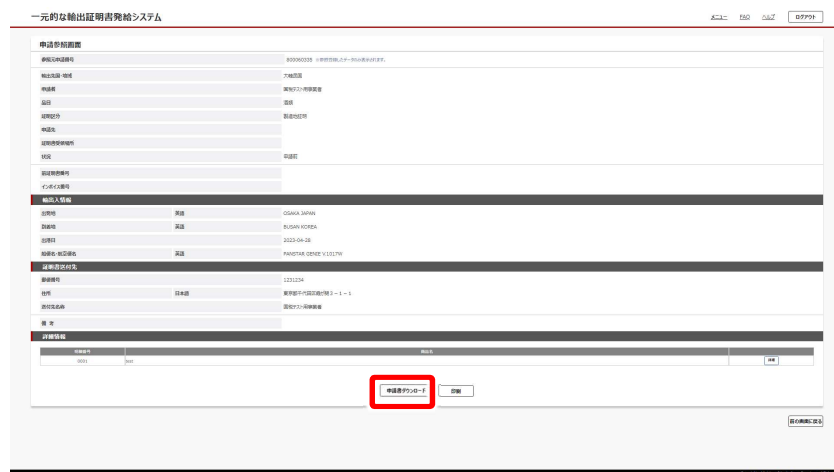
■ 申請書ダウンロード

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



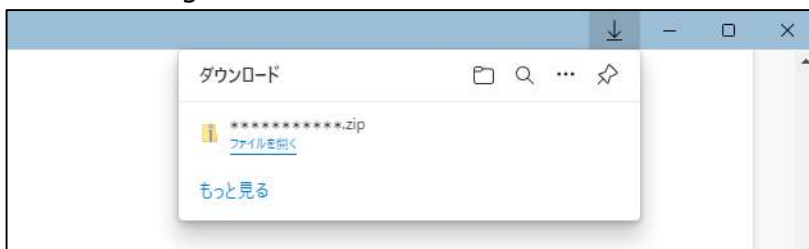
1 ダウンロードする情報を選択し、 [参照] をクリックする

選択した情報の内容が表示されます。



2 画面下部の [申請書ダウンロード] をクリックする

<Microsoft Edge の場合の例>



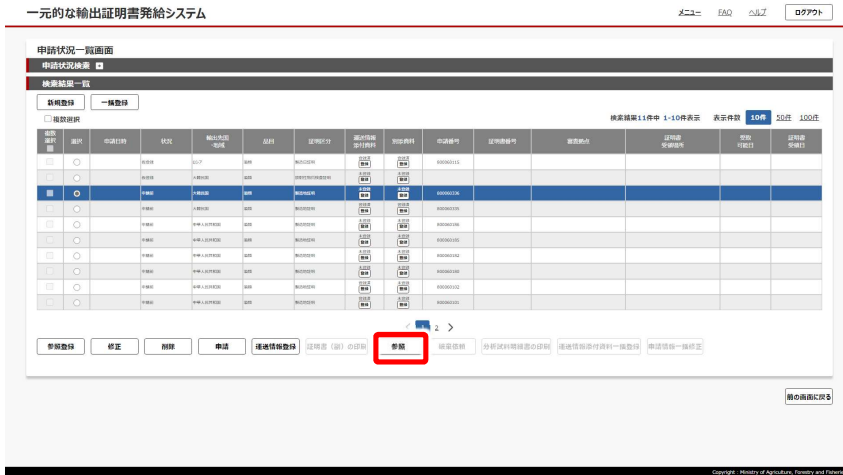
ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザーにダウンロード結果が表示されます。

印刷

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

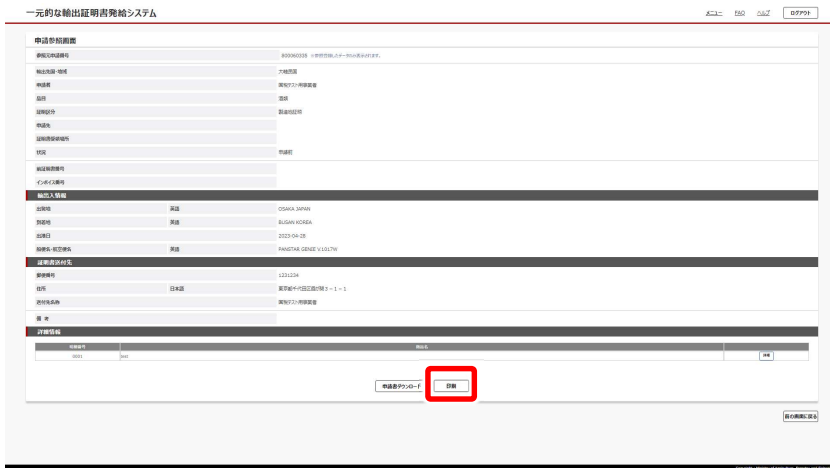
1 印刷する情報を選択し、[参照]をクリックする

選択した情報の内容が表示されます。

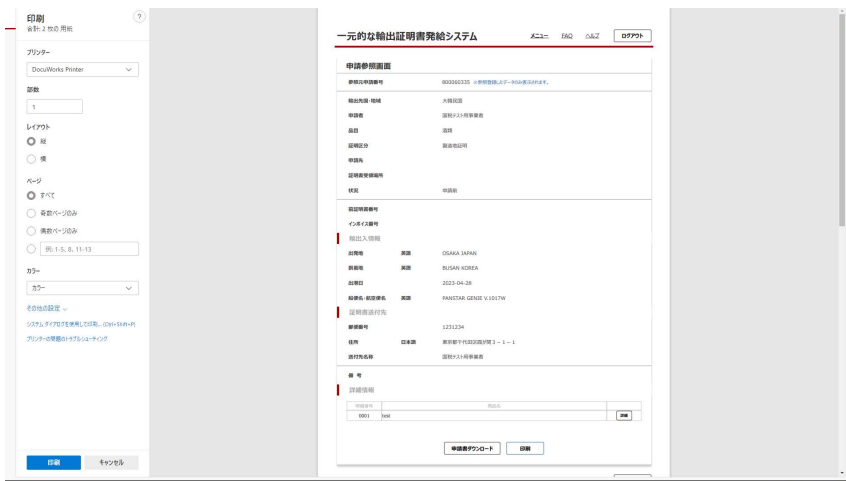


2 画面下部の[印刷]をクリックする

別ウィンドウで印刷画面が表示されます。



各項目を設定し、印刷を実行してください。



メモ

- 画面左側の設定項目で「背景のグラフィックス」にチェックを入れてください。「背景のグラフィックス」が表示されていない場合は、下部にある「その他の設定」をクリックしてください。

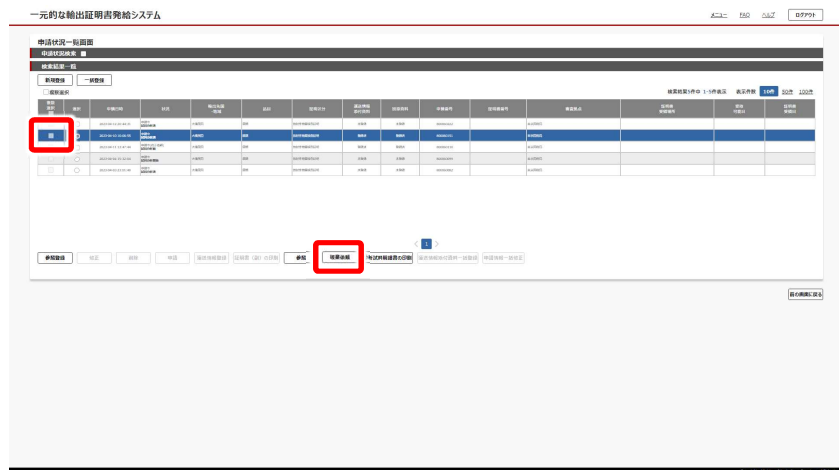
本画面の内容が出力されます。

4.2.13 破棄依頼

不要になった申請済情報の破棄を依頼します。申請の状況ステータスが「申請中」、「審査開始」、「起案済」、「修正依頼」、「申請中(修正依頼)」、「交付準備中」又は「証明書発行済」の場合に破棄依頼できます。

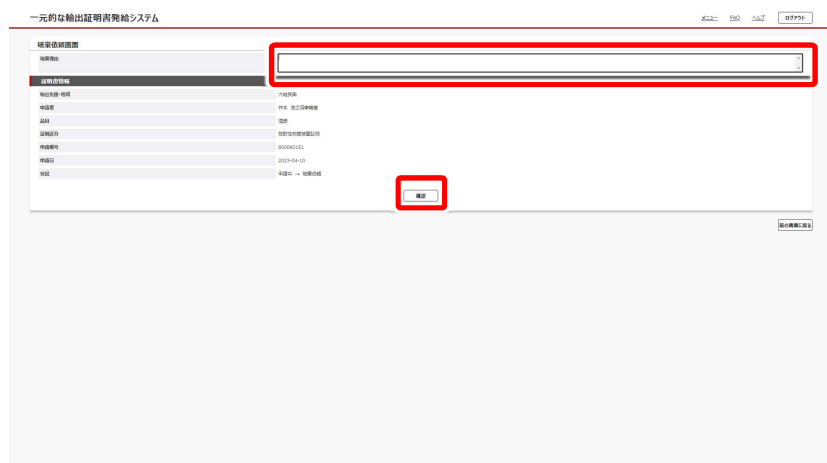
参照 ▶ 申請前情報の削除 → 4.2.8 削除

メインメニューで [輸出証明書発給] をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



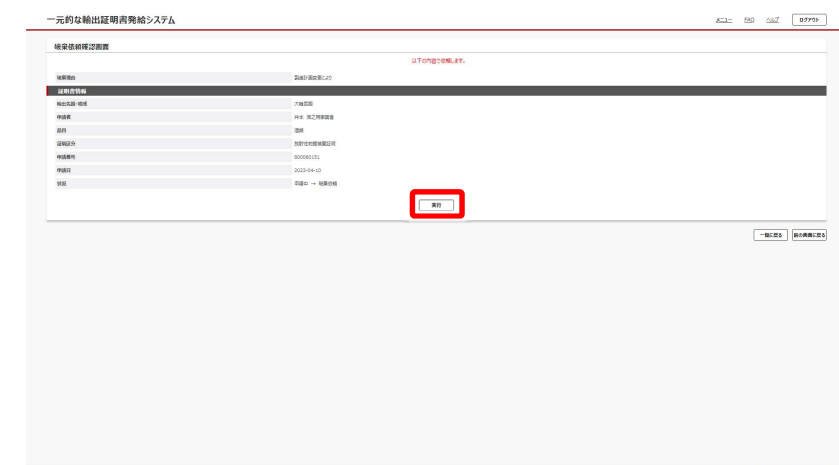
1 破棄依頼する情報を選択し、 [破棄依頼] をクリックする

破棄依頼画面が表示されます。



2 破棄理由を入力し、[確認] を クリックする

破棄依頼確認画面が表示されます。



3 確認し、[実行] をクリックする

破棄依頼完了画面が表示されます。

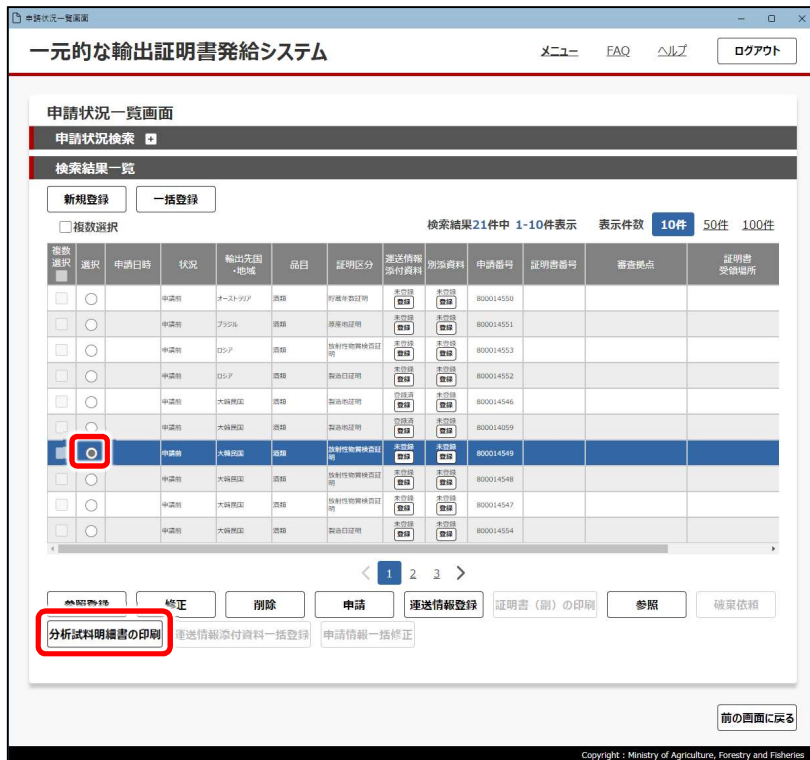
4.2.14 分析試料明細書の印刷（韓国又はロシア向けに酒類を輸出する場合に限る）

韓国又はロシア向け輸出酒類について、放射性物質検査証明書を申請する場合、酒類総合研究所による試料の分析が必要です。

※申請書入力画面の「前証明書番号」欄を入力した場合は再発行扱いとなり、酒類総合研究所の分析が不要になります。

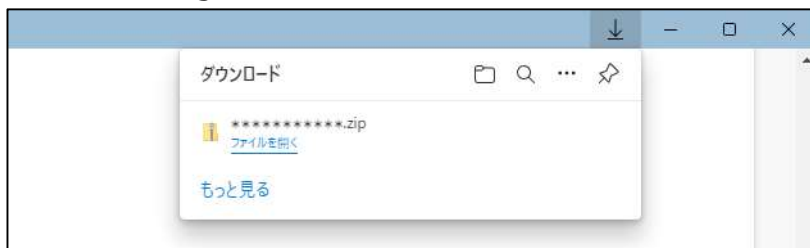
分析試料を送付するときに必要な試料送付票と分析試料明細書を印刷します。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 分析試料明細書を印刷する証明書を選択し、「分析試料明細書の印刷」をクリックする

<Microsoft Edge の場合の例>



ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザーにダウンロード結果が表示されます。

2 「ダウンロードフォルダー」を開き、ダウンロードした zip ファイルを解凍する



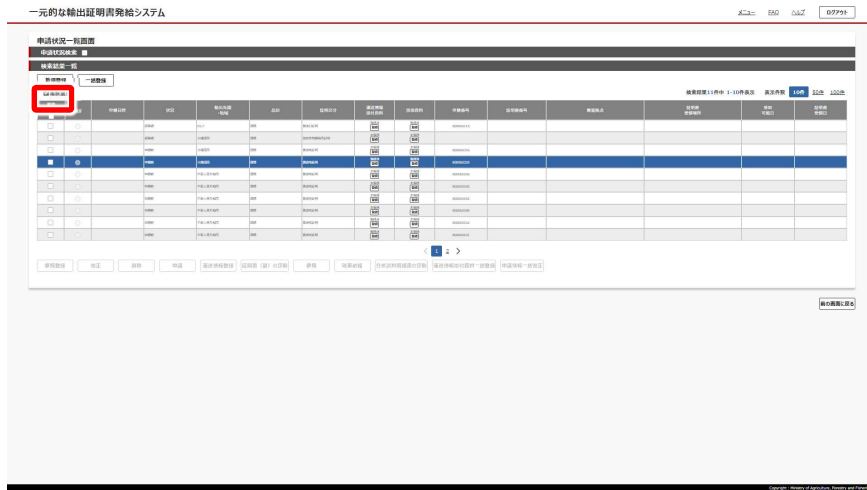
「分析試料明細書」と「送付票」の PDF ファイルが表示されます。

必要に応じて PDF ファイルを印刷してください。

4.2.15 申請情報一括修正

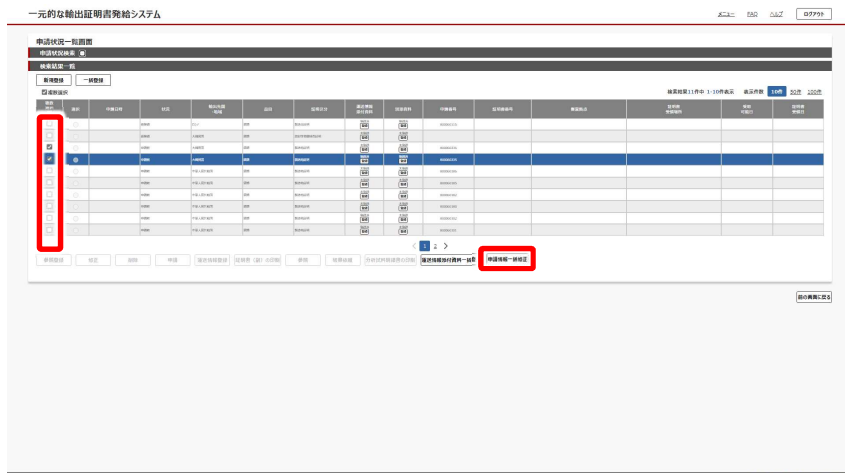
酒類の申請の場合、次の条件が一致している申請情報を複数選択し、まとめて申請情報を修正できます。

- 状況ステータスが「申請前」又は「修正依頼」
 - インボイス番号、輸出先及び品目が一致している
- メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 「複数選択」をクリックする

申請状況一覧左端の「複数選択」チェックボックスが選択できる状態になります。

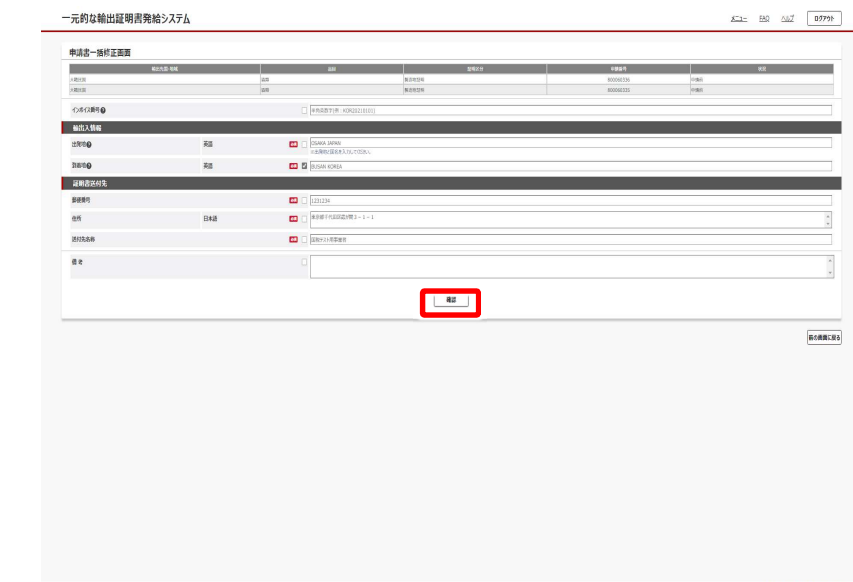


2 一括修正したい申請の「複数選択」チェックボックスをチェックし、「申請情報一括修正」をクリックする

申請書一括修正画面が表示されます。

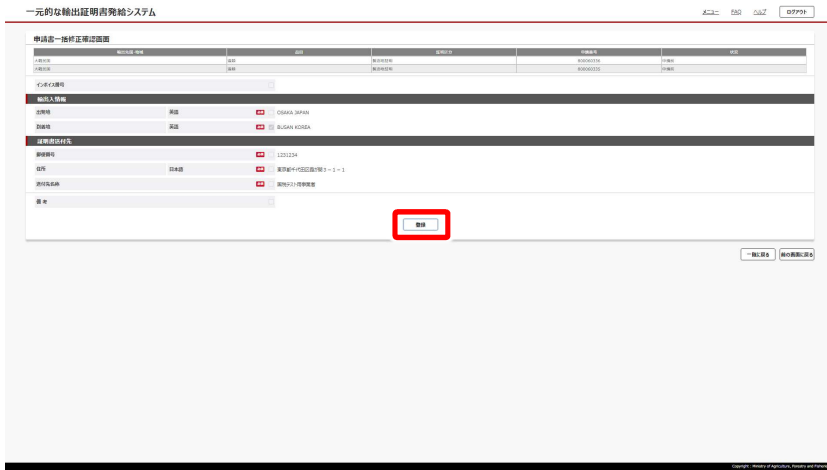
メモ

- 申請に一時保存データがある場合、申請情報一括修正は実行できません。



3 修正する項目のチェックボックスをチェックし、内容を修正して「確認」をクリックする

申請書一括修正確認画面が表示されます。



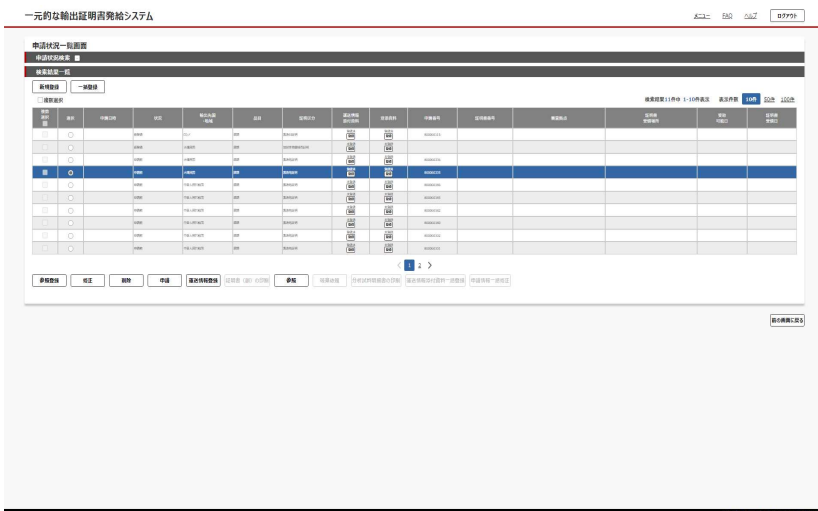
4 内容を確認し、[登録] をクリックする

完了画面が表示されます。



5 [OK] をクリックする

申請状況一覧画面に戻ります。



4.2.16 NACCS 申請受付エラー確認

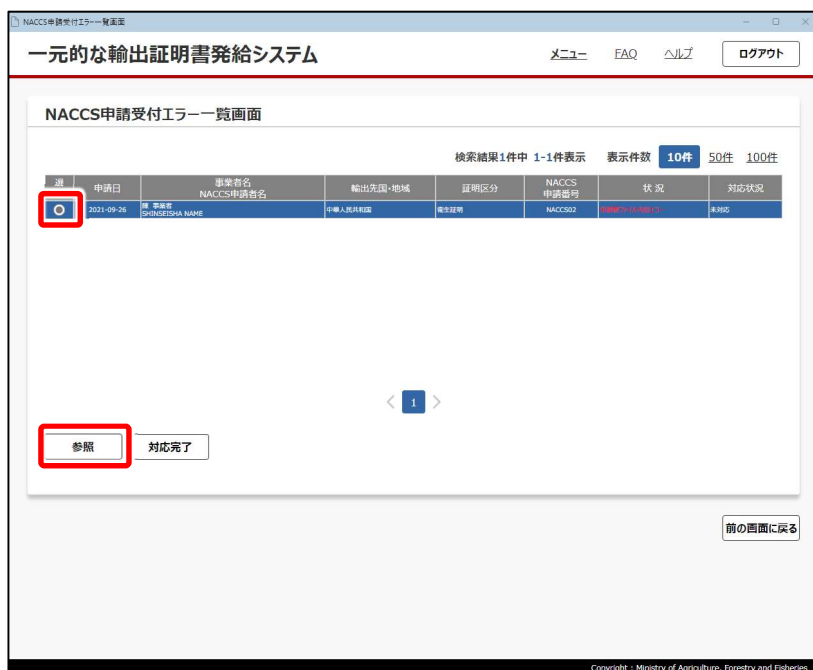
NACCS システムで一括申請した内容にエラーがないか確認します。
エラーが発生したものが、NACCS 申請受付エラー一覧画面に表示されます。



1 メインメニューで [NACCS 申請受付エラー確認] をクリックする

NACCS 申請受付エラー一覧画面が表示されます。

[状況] にエラー内容が表示されます。



2 詳細を確認する場合は、エラー情報を選択し、[参照] をクリックする

NACCS 連携エラー詳細画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

NACCS連携エラー詳細画面

エラー理由 申請書ファイル内容エラー（申請書ファイルの内容に誤りがありました。申請書ファイルに使用したテンプレートが最新のものであること、入力した内容に誤りがないかを確認してください。）

申請者情報

NACCS申請番号 NACCS02
 申請先 N1148
 証明書種別 ESKING
 輸出証明書等名称 たい類_漁獲証明
 輸出国 CN
 輸出国名 中華人民共和国
 申請年月日 2021-09-26
 申請者名 SHINSEISHA NAME
 申請者住所 SHINSEISHA JUUSYO

担当者情報

氏名 担当者 太郎
 メールアドレス choeng@y-shinsei.maff.go.jp
 電話番号 123-456-789
 通信欄 通信欄情報

申請書情報

申請書 申請一括登録様式_ブラジル_原産地_nacccs.xlsx
 別添登録ファイル 別添資料.pdf 運送情報添付資料.pdf
 別紙登録ファイル なし

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 内容を確認し、[前の画面に戻る]をクリックする

NACCS 申請受付エラー一覧画面が表示されます。

4 エラーを修正する

注意

エラーの修正は、NACCS システムで行います。テンプレートを修正し、登録し直してください。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

NACCS申請受付エラー一覧画面

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

選	申請日	事業者名 NACCS申請者名	輸出先国・地域	証明区分	NACCS 申請番号	状況	対応状況
<input checked="" type="radio"/>	2021-09-26	SHINSEISHA NAME	中華人民共和国	農水産物	NACCS02	エラー発生中	未対応

< 1 >

参照 **対応完了**

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

5 修正したエラー情報を選択し、[対応完了]をクリックする

NACCS 連携エラー削除確認画面が表示されます。



6 内容を確認し、[実行] をクリックする

NACCS 連携エラー削除完了画面が表示されます。



7 [OK] をクリックする



NACCS 申請受付エラー一覧画面に戻ります。

対応を完了したエラーの [対応状況] に「対応済」と表示されます。



第5章 国別入力要領

5.1 大韓民国向け酒類に関する証明書

5.1.1 製造地証明書／製造日証明書

5.1.1.1 申請書入力画面

◀新規登録・参照登録▶

入力要領は、「5.1.1.2 申請書入力画面入力要領」を参照ください。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー

FAQ

ヘルプ

ログアウト

申請書入力画面(製造地証明 大韓民国)

一時保存

前証明書番号 半角英数字

インボイス番号 ② KOR20210101

輸出入情報

出発地 ② 英語 必須 Xxx Port, Japan ※出発地と国名を入力してください。

到着地 ② 英語 必須 Xxx Port, Korea

出港日 ② 2023-05-09 日付

船便名・航空便名 ② 英語 Z99999@1

証明書送付先

郵便番号 必須 123-4567

住所 日本語 必須 東京都千代田区霞が関3-1-1

送付先名称 必須 国税テスト用事業者

備考

更新

明細登録

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

◀一括登録様式▶

韓国 製造地証明

申請書識別子	委託元事業ID ※代理人による申請、または 代行入力の場合に入力して下さい	インボイス番号	出発地		到着地	出港日	船便名・航空便名	郵便番号	住所		送付先名称	備考	前証明書番号
			英語	英語					日本語	日本語			
-	1	2	4	5	7	8	17	18	19	20	21		
1		KOR20210101	Xxx Port, Japan	Xxx Port, Korea	2023-5-9	Z99999@1	123-4567	東京都千代田区霞が関3-1-1	国税テスト用事業者				

5.1.1.2 申請書入力画面入力要領

・インボイス番号

インボイス番号 ②

KOR20210101

「Consignment Code（貨物コード）」欄に反映する、インボイス番号、B/L 番号等を記入してください。

なお、未定の場合、申請段階では空欄でも構いません。

5.1.1.2.1 輸出入情報

・出発地

出発地 ②

英語

必須

Xxx Port, Japan

出発する港（空港）名及び国名（Japan）を英語で入力します。

・到着地

到着地 ②

英語

必須

Xxx Port, Korea

到着する港（空港）名及び国名を英語で入力します。

・出港日

出港日 ②

2023-05-09

日付

インボイス番号に記載したインボイス等に基づき、出港日を入力します。

なお、未定の場合、申請段階では空欄でも構いません。

≪一括登録様式≫

韓国 製造地証明										
申請書識別子	明細番号	品目名	商品名			数量・包装形態		正味重量/総重量		
		日本語	日本語	英語	日本語	英語	重量区分	重量	単位	
-	1	3	5	6	10	11	16	17	18	
1	1	清酒	大吟醸 酒税	Daiginjo Shuzei	1箱:720mlx6本, 96本	720ml*6bottles, 96 cartons	1	414.72	1	

製造所情報					製造場所以外の製造所情報			製造年月日	詰口年月日	異なる理由
名称		所在地			名称		所在地			
日本語	英語	都道府県	日本語	英語	日本語	都道府県	日本語	46	47	48
34	35	36	38	39	42	43	45			
株式会社 酒税AAA	Shuzei AAA Co.,Ltd.	1	札幌市 xxx	xxx, Sppro-City, Hokkaido, Japan				2023-5-8	2023-5-7	特定名称酒を商品化したため

誓約書記載内容の確認先								備考	
申請者が輸出酒類の製造者ではない場合	製造者名		確認先担当者		確認先電話番号	確認日	確認方法		
	49	日本語	日本語	50	51	52	53	54	55
1	株式会社 酒税AAA	輸出部 酒税 一郎	00-0000-0000	2023-5-8	1				

5.1.1.4 申請情報明細登録画面入力要領

5.1.1.4.1 商品情報

・品目名 (日本語)

次のいずれかを入力してください。

(清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランドー発泡酒、その他の醸造酒、原料用アルコール、スピリッツ、リキュール、粉末酒、雑酒)

・商品名
※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。

輸出産品の商品名を入力してください。

・数量・包装形態

輸出産品 1 梱包当たりの入数、1 商品の容量、輸出梱包数を入力してください。なお、輸出重量は次項目の「正味重量/総重量」に入力してください。

・正味重量/総重量 正味重量 総重量

「正味重量」又は「総重量」及び「単位」を選択の上、輸出重量を入力してください。

参照 ▶ 5.1.1.5.2 「重量」の選択

5.1.1.5.3 「単位」の選択

5.1.1.4.2 製造所情報

・名称及び所在地
※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。

最終加工地である酒類製造場等の名称及び住所を入力してください。

参照 ▶ 5.1.1.5.4 「都道府県」の選択

5.1.1.4.3 製造場所以外の製造所情報

・名称及び所在地

名称	日本語	<input type="text"/>
所在地	都道府県	<input type="text" value="-都道府県を選択してください-"/>
	日本語	<input type="text"/>

輸出しようとする酒類が、「5.1.1.4.2 製造所情報」で入力した製造場以外で製造されている場合に入力してください。

[参照 ▶ 5.1.1.5.4 「都道府県」の選択](#)

5.1.1.4.4 製造年月日

製造年月日	<input type="text" value="2023-05-08"/>	<input type="checkbox" value="必須"/>
-------	---	-------------------------------------

詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を入力してください。

5.1.1.4.5 詰口年月日、異なる理由

詰口年月日	<input type="text" value="2023-05-07"/>	<input type="checkbox"/>
異なる理由	<input type="text" value="特定名称酒を商品化したため"/>	

製造年月日と詰口年月日が異なる場合に、詰口日及び異なる理由を入力してください。

5.1.1.4.6 誓約書記載内容の確認先

申請者が輸出酒類の製造者ではない場合	<input checked="" type="checkbox"/>		
製造者名	日本語	<input type="text" value="株式会社 酒税AAA"/>	<input type="checkbox" value="必須"/>
確認先担当者	日本語	<input type="text" value="輸出部 酒税 一部"/>	<input type="checkbox" value="必須"/>
確認先電話番号	<input type="text" value="00-0000-0000"/>	<input type="checkbox" value="必須"/>	<small>※ハイフンを入れて入力してください。</small>
確認日	<input type="text" value="2023-05-08"/>	<input type="checkbox" value="必須"/>	<input type="checkbox"/>
確認方法	<input checked="" type="radio"/> 電話 <input type="radio"/> 対面 <input type="radio"/> 書面 <input type="radio"/> その他	<input type="checkbox" value="必須"/>	
その他	日本語	<input type="text"/>	

申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」にチェックを入れ、各項目を入力してください。

[参照 ▶ 5.1.1.5.5.1 「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」の選択](#)

[5.1.1.5.5.2 「誓約書確認先確認方法」の選択](#)

5.1.1.4.7 備考

備考	<input type="text"/>
----	----------------------

連絡事項等ありましたら入力してください。

5.1.1.5 一括登録様式入力要領

一括登録様式を作成するに当たって、「5.1.1.2 申請書入力画面入力要領」と「5.1.1.4 申請情報明細登録画面入力要領」と異なり、一部コードによる入力が必要となりますので以下のコードに従って、入力してください。

5.1.1.5.1 「申請書識別子」及び「明細番号」

登録する申請書と明細の組合せを申請書識別子を基に決定します。同じ申請書識別子が入力された申請書・明細申請書識別子については一つの申請書のセットとして扱われ、一つの申請書として登録されます。

例：1件目の申請には3件の明細を登録し、2件目の申請には1件の明細のみ登録する場合

韓国向けは1件の申請に複数の明細を登録することができます。

申請書識別子	明細番号
-	1
1	1
1	2
1	3
2	1

申請書識別子が同じのため、1つの申請として扱われます。

5.1.1.5.2 「重量」の選択

コード番号	コード定義
1	正味重量
2	総重量

5.1.1.5.3 「単位」の選択

コード番号	コード定義
1	kg
2	t
3	l
4	kl
5	lb

5.1.1.5.4 「都道府県」の選択

コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義
1	北海道	13	東京都	24	三重県	37	香川県
2	青森県	14	神奈川県	25	滋賀県	38	愛媛県
3	岩手県	15	新潟県	26	京都府	39	高知県
4	宮城県	16	富山県	27	大阪府	40	福岡県
5	秋田県	17	石川県	28	兵庫県	41	佐賀県
6	山形県	18	福井県	29	奈良県	42	長崎県
7	福島県	19	山梨県	30	和歌山県	43	熊本県
8	茨城県	20	長野県	33	岡山県	44	大分県
9	栃木県	21	岐阜県	34	広島県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	35	山口県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	36	徳島県	47	沖縄県
12	千葉県						

5.1.1.5.5 誓約書記載内容

5.1.1.5.5.1 「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」の選択

コード番号	コード定義
0	申請者が輸出酒類の製造者である
1	申請者が輸出酒類の製造者でない

5.1.1.5.5.2 「誓約書確認先確認方法」の選択

コード番号	コード定義
1	電話
2	対面
3	書面
4	その他

5.1.2 放射性物質検査証明書

5.1.2.1 申請書入力画面

◀新規登録・参照登録▶ ※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。

入力要領は、「5.1.2.2 申請書入力画面入力要領」を参照ください。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー

FAQ

ヘルプ

ログアウト

申請書入力画面(放射性物質検査証明 大韓民国) 一時保存

前証明書番号	半角英数字
インボイス番号 [?]	KOR20210101

輸出入情報

出発地 [?]	英語	必須	Xxx Port, Japan ※出発地と国名を入力してください。
到着地 [?]	英語	必須	Xxx Port, Korea
出港日 [?]			2023-05-09
船便名・航空便名 [?]	英語		Z99999@1

証明書送付先

郵便番号	必須	123-4567	
住所	日本語	必須	東京都千代田区霞が関3-1-1
送付先名称	必須	国税テスト用事業者	

備考

更新 明細登録

◀一括登録様式▶

韓国 放射性物質検査証明											
申請書識別子	委託元事業ID <small>※代理人による申請、または 代行入力の場合に入力して下さい</small>	インボイス番号	出発地	到着地	出港日	船便名・航空便名	郵便番号	住所	送付先名称	備考	前証明書番号
			英語	英語				日本語			
-	1	2	4	5	7	8	17	18	19	20	21
1		KOR20210101	Xxx Port, Japan	Xxx Port, Korea	2023-5-9	Z99999@1	123-4567	東京都千代田区霞が関3-1-1	国税テスト用事業者		

5.1.2.2 申請書入力画面入力要領

参照▶大韓民国向け製造地証明書／製造部証明書 ➡ 5.1.1.2 申請書入力画面入力要領

・インボイス番号

インボイス番号 [?] KOR20210101

「Consignment Code（貨物コード）」欄に反映する、インボイス番号、B/L 番号等を記入してください。

なお、未定の場合、申請段階は空欄でも構いません。

5.1.2.2.1 輸出入情報

・出発地

出発地 [?] 英語 必須 Xxx Port, Japan

出発する港（空港）名及び国名（Japan）を英語で入力します。

・到着地

到着地 [?] 英語 必須 Xxx Port, Korea

到着する港（空港）名及び国名を英語で入力します。

・出港日

出港日 [?] 2023-05-09

インボイス番号に記載したインボイス等に基づき、出港日を入力します。

なお、未定の場合、申請段階では空欄でも構いません。

・船便名・航空便名 英語

インボイス等に基づき、船便名・航空便名を英語で入力します。
なお、未定の場合、申請段階では空欄でも構いません。

5.1.2.2.2 証明証郵送先情報

・郵便番号 必須

証明書を郵送する宛先の郵便番号を記載してください。

・住所 日本語 必須

証明書を郵送する宛先の住所を記載してください。

・送付先名称 必須

証明書を郵送する宛先の送付先名称を記載してください。

5.1.2.2.3 その他情報

・備考

その他参考情報や連絡事項などがあれば、自由に入力してください。

・前証明書番号

既に発行済みの証明書を再発行する場合は、「前証明書番号」を入力してください。

5.1.2.3 申請情報明細登録画面

≪新規登録・参照登録≫ ※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。

入力要領は、「5.1.2.4 申請情報明細登録画面入力要領」を参照ください。

≪一括登録様式≫

韓国 放射性物質検査証明											
申請書識別子	明細番号	品目名	商品名			数量・包装形態		正味重量/総重量			原料情報
			日本語	日本語	英語	日本語	英語	重量区分	重量	単位	名称 英語
-	1	3	5	6	10	11	16	17	18	29	
	1	1	清酒	大吟醸 酒税	Daiginjo Shuzei	1箱:720mlx6本、96本	720ml*6bottles、96 cartons	1	414.72	1	Rice

製造所情報						製造場所以外の製造所情報			製造年月日	詰口年月日	異なる理由
代表者氏名	名称			所在地		名称	所在地				
英語 33	日本語 34	英語 35	都道府県 36	日本語 38	英語 39	日本語 42	都道府県 43	日本語 45	46	47	48
Taro Kokuzei	株式会社 酒税AAA	Shuzei AAA Co.Ltd.	1	札幌市 xxx	xxx, Sapporo-City, Hokkaido, Japan				2023-5-8	2023-5-7	特定名称酒を商品化したため

誓約書記載内容の確認先						試料情報					検査結果情報	備考	
申請者が輸出酒類の製造者ではない場合	製造者名	確認先担当者	確認先電話番号	確認日	確認方法	その他	試料容量 (ml)	送付本数 (本)	受容器番号	製造時期	その他特記事項		検体採取日
	49	日本語 50	日本語 51	52	53	54	日本語 55	56	57	58	59	60	61
	1 株式会社 酒税AAA	輸出部 酒税 一郎	00-0000-0000	2023-5-8	1		720	3	YS-3639	2023-5-8		2023-5-8	

5.1.2.4 申請情報明細登録画面入力要領

5.1.2.4.1 商品情報

・品目名 (日本語)

品目名	日本語	必須	清酒
-----	-----	----	----

次のいずれかを入力してください。

(清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー発泡酒、その他の醸造酒、原料用アルコール、スピリッツ、リキュール、粉末酒、雑酒)

・商品名

商品名	日本語	必須	大吟醸 酒税 ※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。
	英語	必須	Daiginjo Shuzei

輸出産品の商品名を入力してください。

・数量・包装形態

数量・包装形態	日本語	必須	1箱:720mlx6本、96本
	英語	必須	720ml*6bottles, 96 cartons

輸出産品 1 梱包当たりの入数、1 商品の容量、輸出梱包数を入力してください。なお、輸出重量は次項目の「正味重量/総重量」に入力してください。

・正味重量/総重量

正味重量/総重量	重量	<input checked="" type="radio"/> 正味重量 <input type="radio"/> 総重量	414.72
	単位		kg

「正味重量」又は「総重量」及び「単位」を選択の上、輸出重量を入力してください。

参照 ▶ 大韓民国向けの製造地証明書 / 製造日証明書 ➡ 5.1.1.5.2 「重量」の選択
➡ 5.1.1.5.3 「単位」の選択

5.1.2.4.2 原料情報

・名称

名称	英語	必須	Rice
----	----	----	------

輸出しようとする酒類の原料を英語で入力してください。

5.1.2.4.3 製造所情報 ・代表者氏名・名称及び 所在地

代表者氏名	英語	必須	Taro Kokuzei
名称	日本語	必須	株式会社 酒税AAA ※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。
	英語	必須	Shuzei AAA Co.,Ltd.
所在地	都道府県	必須	北海道
	日本語	必須	札幌市 xxx
	英語 ?	必須	xxx, Ssppro-City, Hokkaido, Japan

最終加工地である酒類製造場等の代表者氏名、製造場等の名称及び住所を入力してください。

[参照 ▶ 大韓民国向けの製造地証明書／製造日証明書](#) → 5.1.1.5.4 「都道府県」の選択

5.1.2.4.4 製造場所以外の製造所情報 ・名称及び所在地

名称	日本語	
所在地	都道府県	-都道府県を選択してください-
	日本語	

輸出しようとする酒類が、「5.1.2.4.3 製造所情報」で入力した製造場以外で製造されている場合に入力してください。

[参照 ▶ 大韓民国向けの製造地証明書／製造日証明書](#) → 5.1.1.5.4 「都道府県」の選択

5.1.2.4.5 製造年月日

製造年月日 ?	必須	2023-05-08
---------	----	------------

詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を入力してください。

5.1.2.4.6 詰口年月日、異なる理由

詰口年月日 ?	2023-05-07
異なる理由 ?	特定名称酒を商品化したため

製造年月日と詰口年月日が異なる場合に、詰口日及び異なる理由を入力してください。

5.1.2.4.7 誓約書記載内容の確認先

申請者が輸出酒類の製造者ではない場合	<input checked="" type="checkbox"/>		
製造者名	日本語	必須	株式会社 酒税AAA
確認先担当者	日本語	必須	輸出部 酒税 一郎
確認先電話番号	必須	00-0000-0000 ※ハイフンを入れて入力してください。	
確認日	必須	2023-05-08	
確認方法	必須	<input checked="" type="radio"/> 電話 <input type="radio"/> 対面 <input type="radio"/> 書面 <input type="radio"/> その他	
その他	日本語		

申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」にチェックを入れ、各項目を入力してください。

[参照 ▶ 大韓民国向けの製造地証明書／製造日証明書](#)

→ 5.1.1.5.5.1 「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」の選択

→ 5.1.1.5.5.2 「誓約書確認先確認方法」の選択

5.1.2.4.8 試料情報

試料容量(ml)	必須	720
送付本数(本)	必須	3
受容器番号	必須	YS-3639
製造時期	必須	2023-05-08
その他特記事項		

分析を要する試料に関する各情報を入力してください。

なお、既に分析を受けた酒類について、輸出証明書のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、再度の分析は不要となることから、申請書入力画面の「前証明書番号」欄を入力してください。また、「試料容量 (ml) 」及び「送付本数 (本) 」に「0」と入力の上、「その他特記事項」に以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている番号を入力してください。おって、同一の詰口作業により他の容量の容器に関する分析報告書の発行を求める場合には、「その他特記事項」に「同一詰口」と入力してください。

5.1.2.4.9 検査結果情報

・検体採取日

検体採取日	必須	2023-05-08
-------	----	------------

「申請情報明細画面登録」の「製造時期」と同じ年月日を入力してください。

なお、分析済みの酒類と同一ロットの酒類を輸出する場合は、当初分析したものの検体採取日を入力してください。

5.1.2.4.10 備考

備考	
----	--

連絡事項等ありましたら入力してください。

5.1.2.5 一括登録様式入力要領

一括登録様式を作成するに当たって、「5.1.2.2 申請書入力画面入力要領」と「5.1.2.4 申請情報明細登録画面入力要領」と異なり、一部コードによる入力が必要となりますので 113 ページの「製造地証明書／製造日証明書 5.1.1.5 一括登録様式入力要領」に従って、入力してください。

参照▶大韓民国向けの製造地証明書／製造日証明書 5.1.1.5 一括登録様式入力要領

5.2 中華人民共和国向け酒類に関する証明書

5.2.1 製造地証明書

5.2.1.1 申請書入力画面

◀新規登録・参照登録▶ ※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。

入力要領は、「5.2.1.2 申請書入力画面入力要領」を参照ください。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請書入力画面(製造地証明 中華人民共和国) 一時保存

前証明書番号	半角英数字
インボイス番号	CHN20210101

輸出入情報

出発地	英語	Xxx Port, Japan ※出発地(国名)を入力してください。
到着地	英語	Xxx Port, China

輸出業者情報

名称	英語	National taxation agency test company
所在地	英語	3-1-1 KASUMIGASEKI CHIYODA-KU, JAPAN
所在地(国)	英語	Japan

輸入業者情報

名称	英語	Importer test Co.,Ltd.
所在地	英語	xxx,xxx, China

証明書送付先

郵便番号	123-4567	
住所	日本語	東京都千代田区霞が関 3-1-1
送付先名称	国税テスト用事業者	

備考

更新 明細登録

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

◀一括登録様式▶

中国 製造地証明					輸出業者			輸入業者	
申請書識別子	委託元事業ID ※代理人による申請、または 代行入力の場合に入力して下さい	インボイス番号	出発地	到着地	名称	所在地	所在地(国)	名称	所在地
			英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語
-	1	2	4	5	11	12	13	14	15
1		CHN20210101	Xxx Port, Japan	Xxx Port, China	National taxation agency test company	3-1-1 KASUMIGASEKI CHIYODA-KU, JAPAN	Japan	Importer test Co.,Ltd.	xxx,xxx, China

郵便番号	住所	送付先名称	備考	前証明書番号
17	日本語	19	20	21
123-4567	東京都千代田区霞が関3-1-1	国税テスト用事業者		

5.2.1.2 申請書入力画面入力要領

・インボイス番号

インボイス番号

「Invoice Number 欄に反映する、インボイス番号、B/L 番号等を記入してください。

証明の申請時点で貨物番号を有さない場合には、証明書申請段階では空欄とし、中国側に提出するまでに記載してください。

5.2.1.2.1 輸出入情報

・出発地

出発地 英語 必須

出発する港（空港）名及び国名（Japan）を英語で入力します。

・到着地

到着地 英語 必須

到着する港（空港）名及び国名を英語で入力します。

5.2.1.2.2 輸出事業者情報

・名称、所在地及び所在地（国）

名称	英語	必須	National taxation agency test company
所在地	英語	必須	3-1-1 KASUMIGASEKI CHIYODA-KU, JAPAN
所在地(国)	英語	必須	Japan

輸出業者の名称、所在地及び所在地（国）を英語で入力します。なお、申請者の情報が初期値として表示されますので、変更がある場合には修正をしてください。

5.2.1.2.3 輸入業者情報

・名称及び所在地

名称	英語	必須	Importer test Co.,Ltd.
所在地	英語	必須	xxx,xxx, China

輸入業者の名称及び所在地を英語で入力します。

5.2.1.2.4 証明書郵送先情報

・郵便番号

郵便番号	必須	123-4567
------	----	----------

証明書を郵送する宛先の郵便番号を記載してください。

・住所

住所	日本語	必須	東京都千代田区霞が関 3-1-1
----	-----	----	------------------

証明書を郵送する宛先の住所を記載してください。

・送付先名称

送付先名称	必須	国税テスト用事業者
-------	----	-----------

証明書を郵送する宛先の送付先名称を記載してください。

5.2.1.2.5 その他情報

・備考

備考	
----	--

その他参考情報や連絡事項などがあれば、自由に入力してください。

・前証明書番号

前証明書番号	半角英数字
--------	-------

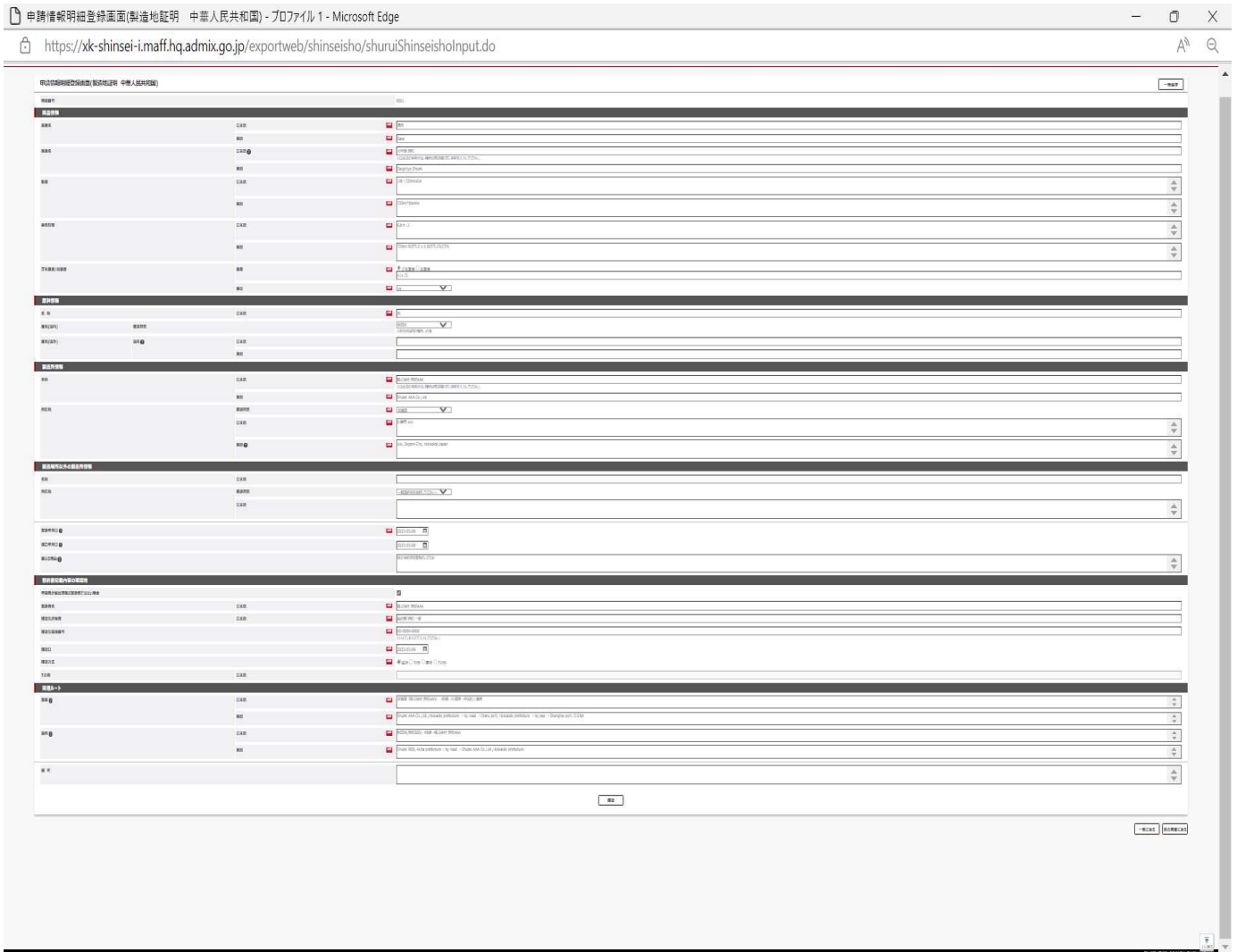
既に発行済みの証明書を再発行する場合は、「前証明書番号」を入力してください。

5.2.1.3 申請情報明細登録画面

≪新規登録・参照登録≫

※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。なお、1つの基本情報に追加できる明細は一つです。同じインボイスに複数商品がある場合は、商品ごとに新規登録又は参照登録を行ってください。

入力要領は、「5.2.1.4 申請情報明細登録画面入力要領」を参照ください



≪一括登録様式≫

中国 製造地証明																	
申請書 識別子	明細番号	品目名		商品名		数量		梱包形態		正味重量/総重量			原料情報				
		日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語	重量区分	重量	単位	名称	産地(国内)	産地(国外)		
		1	3	4	5	6	12	13	14	15	16	17	18	日本語	都道府県	日本語	英語
1	1	清酒	Sake	大吟醸 酒税	Daiginjo Shuzei	1箱:720mlx6本	720ml*6bottle	6本ケース	720ml BOTTLE x 6 BOTTLES/CTN	1	414.72	1	米	30	5	31	32
製造情報																	
名称				所在地				製造場所以外の製造所情報				製造年月日	詰口年月日	異なる理由			
日本語	英語	都道府県	日本語	英語	日本語	都道府県	日本語	日本語	都道府県	日本語							
34	35	36	38	39	42	43	45	46	47	48							
株式会社 酒税AAA	Shuzei AAA Co.,Ltd	1	札幌市 xxxxxx, Sapporo-City, Hokkaido,Japan					2023-5-9	2023-5-8	特定名称酒を商品化したため							
誓約書記載内容の確認先																	
申請者が輸出酒類の 製造者ではない場合	製造者名		確認先担当者		確認先電話番号		確認日		確認方法		その他						
	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語					
49	50	51	52	53	54	55											
1	株式会社 酒税AAA	輸出部 酒税 一郎	00-0000-0000	2023-5-9	1												
流通ルート																	
製品の流通ルート																	
日本語								英語									
65								66									
北海道(株式会社 酒税AAA)→陸路→小樽港→中国の上海港								Shuzei AAA Co.,Ltd,Hokkaido prefecture → by road → Otaru port, Hokkaido prefecture → by sea → Shanghai port, CHINA									
原料の流通ルート																	
日本語								英語									
67								68									
秋田県(酒税BBB)→陸路→株式会社 酒税AAA								Shuzei BBB, Akita prefecture→ by road → Shuzei AAA Co.,Ltd,Hokkaido prefecture									
														備考			
														77			

5.2.1.4.1 商品情報

・品目名

品目名	日本語	必須	清酒
	英語	必須	Sake

次のいずれかを入力してください。

(清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランドー発泡酒、その他の醸造酒、原料用アルコール、スピリッツ、リキュール、粉末酒、雑酒)

・商品名

商品名	日本語	必須	大吟醸 酒税 ※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。
	英語	必須	Daiginjo Shuzei

輸出産品の商品名を入力してください。

・数量

数量	日本語	必須	1箱：720mlx6本
	英語	必須	720ml*6bottle

輸出産品の数量を入力してください。

・梱包形態

梱包形態	日本語	必須	6本ケース
	英語	必須	720ml BOTTLE x 6 BOTTLES/CTN

輸出梱包数を入力してください。

・正味重量/総重量

正味重量/総重量	重量	必須	<input checked="" type="radio"/> 正味重量 <input type="radio"/> 総重量
			414.72
	単位	必須	kg

「正味重量」又は「総重量」及び「単位」を選択の上、輸出重量を入力してください。

参照 ▶ 5.2.1.5.2 「重量」の選択

5.2.1.5.3 「単位」の選択

5.2.1.4.2 原料情報

・名称

名称	日本語	必須	米
----	-----	----	---

原料の名称を入力してください。

・産地（国内・国外）

産地(国内)	都道府県	秋田県	▼ ※産地が国内の場合、必須
産地(国外)	国名	日本語	
		英語	

参照 ▶ 5.2.1.5.4 「都道府県」の選択

原料の産地（国内）又は産地（国外）を入力してください。なお、産地が国内の場合には、リストから選択してください。

5.2.1.4.3 製造所情報

・名称及び所在地

名称	日本語	必須	株式会社 酒税AAA ※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。
	英語	必須	Shuzei AAA Co.,Ltd.
所在地	都道府県	必須	北海道
	日本語	必須	札幌市 xxx
	英語	必須	xxx, Ssppro-City, Hokkaido, Japan

最終加工地である酒類製造場等の名称及び住所を入力してください。

参照 ▶ 5.2.1.5.4 「都道府県」の選択

5.2.1.4.4 製造場所以外の製造所情報

・名称及び所在地

名称	日本語	<input type="text"/>
所在地	都道府県	<input type="text" value="-都道府県を選択してください-"/>
	日本語	<input type="text"/>

輸出しようとする酒類が、「5.2.1.4.3 製造所情報」で入力した製造場以外で製造されている場合に入力してください。

[参照 ▶ 5.2.1.5.4 「都道府県」の選択](#)

5.2.1.4.5 製造年月日

製造年月日	<input type="text" value="2023-05-09"/>	<input type="checkbox" value="必須"/>
-------	---	-------------------------------------

詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を入力してください。

5.2.1.4.6 詰口年月日、異なる理由

詰口年月日	<input type="text" value="2023-05-08"/>	<input type="checkbox"/>
異なる理由	<input type="text" value="特定名称酒を商品化したため"/>	<input type="checkbox"/>

製造年月日と詰口年月日が異なる場合に、詰口日及び異なる理由を入力してください。

5.2.1.4.7 誓約書記載内容の確認先

申請者が輸出酒類の製造者ではない場合	<input checked="" type="checkbox"/>		
製造者名	日本語	<input type="checkbox" value="必須"/>	<input type="text" value="株式会社 酒税AAA"/>
確認先担当者	日本語	<input type="checkbox" value="必須"/>	<input type="text" value="輸出部 酒税 一部"/>
確認先電話番号	<input type="checkbox" value="必須"/>	<input type="text" value="00-0000-0000"/>	<small>※ハイフンを入れて入力してください。</small>
確認日	<input type="checkbox" value="必須"/>	<input type="text" value="2023-05-09"/>	
確認方法	<input type="checkbox" value="必須"/>	<input checked="" type="radio"/> 電話 <input type="radio"/> 対面 <input type="radio"/> 書面 <input type="radio"/> その他	
その他	日本語	<input type="text"/>	

申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」にチェックを入れ、各項目を入力してください。

[参照 ▶ 5.2.1.5.5.1 申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」の選択](#)

[5.2.1.5.5.2「誓約書確認先確認方法」の選択](#)

5.2.1.4.8 流通ルート

・製品

製品	日本語	<input type="checkbox" value="必須"/>	<input type="text" value="北海道（株式会社 酒税AAA）→陸路→小樽港→中国の上海港"/>
	英語	<input type="checkbox" value="必須"/>	<input type="text" value="Shuzei AAA Co.,Ltd.,Hokkaido prefecture → by road → Otaru port, Hokkaido prefecture → by sea → Shanghai port, CHINA"/>

輸出産品が最終的な加工を行った製造場から日本の出発地、中国の帰港地に至るまでの運送ルート及び方法を記載してください。

例：

[<製品> 商品製造工場→小樽港→上海港 の経路の場合](#)

■ ■ Co.,Ltd., Hokkaido prefecture → by road → Otaru port, Hokkaido prefecture → by sea → Shanghai port, CHINA

[<製品> 商品製造工場→新千歳空港→上海浦東空港 の経路の場合](#)

■ ■ Co.,Ltd., Hokkaido prefecture → by road → Chitose airport, Hokkaido prefecture → by air → Shanghai pudong airport, CHINA

・原料

原料 ②	日本語	必須	秋田県(酒税BBB)→陸路→株式会社 酒税AAA
	英語	必須	Shuzei BBB, Akita prefecture→ by road → Shuzei AAA Co.,Ltd.,Hokkaido prefecture

輸出製品の主原料が産地から最終的な加工を行った製造場に至るまでの運送ルート及び方法を入力してください。

例：

<原料> 原料製造工場（北海道）→商品製造工場 の経路の場合

Hokkaido prefecture → by road → ■■ Co.,Ltd, Hokkaido prefecture

<原料> アメリカ合衆国→横浜港→商品製造工場 の経路の場合

The U.S. → by sea → Yokohama port, Kanagawa prefecture → by road → ■■ Co., Ltd., Hokkaido prefecture

5.2.1.4.9 備考

備考

連絡事項等ありましたら入力してください。

5.2.1.5 一括登録様式入力要領

一括登録様式を作成するに当たって、「5.2.1.2 申請書入力画面入力要領」と「5.2.1.4 申請情報明細登録画面入力要領」と異なり、一部コードによる入力が必要となりますので以下のコードに従って、入力してください。

5.2.1.5.1 「申請書識別子」及び「明細番号」

登録する申請書と明細の組み合わせを申請書識別子を基に決定します。同じ申請書識別子が入力された申請書・明細申請書識別子については一つの申請書のセットとして扱われ、一つの申請書として登録されます。

例：1、2、3件の申請は全て1件の明細を登録。

中国向けは、1件の申請に複数の明細を登録することはできません。

申請書識別子	明細番号
1	1
2	1
3	1

5.2.1.5.2 「重量」の選択

コード番号	コード定義
1	正味重量
2	総重量

5.2.1.5.3 「単位」の選択

コード番号	コード定義
1	k g
2	t
3	l
4	k l
5	l b

5.2.1.5.4 「都道府県」の選択

コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義
1	北海道	13	東京都	24	三重県	37	香川県
2	青森県	14	神奈川県	25	滋賀県	38	愛媛県
3	岩手県	15	新潟県	26	京都府	39	高知県
4	宮城県	16	富山県	27	大阪府	40	福岡県
5	秋田県	17	石川県	28	兵庫県	41	佐賀県
6	山形県	18	福井県	29	奈良県	42	長崎県
7	福島県	19	山梨県	30	和歌山県	43	熊本県
8	茨城県	20	長野県	33	岡山県	44	大分県
9	栃木県	21	岐阜県	34	広島県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	35	山口県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	36	徳島県	47	沖縄県
12	千葉県						

5.2.1.5.5 誓約書記載内容

5.2.1.5.5.1 「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」の選択

コード番号	コード定義
0	申請者が輸出酒類の製造者である
1	申請者が輸出酒類の製造者でない

5.2.1.5.5.2 「誓約書確認先確認方法」の選択

コード番号	コード定義
1	電話
2	対面
3	書面
4	その他

5.3 ロシア向け酒類に関する証明書

5.3.1 放射性物質検査証明書

5.3.1.1 申請書入力画面

≪新規登録・参照登録≫ ※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。

入力要領は、「5.3.1.2 申請書入力画面入力要領」を参照ください。

一元的な輸出証明書発給システム メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請書入力画面(放射性物質検査証明 ロシア) 一時保存

前証明書番号	半角英数字
インボイス番号	半角英数字(例: RUS20210101)
輸出入情報	
出発地	英語 必須 半角英数字(例: xxx Port(Airport), Japan) ※出発地と国名を入力してください。
到着地	英語 必須 半角英数字(例: xxx, Russia)
出港日	YYYY-MM-DD
船便名・航空便名	英語 半角英数字(例: Z9999981)
証明書送付先	
郵便番号	必須 半角英数字
住所	日本語 必須 東京都千代田区霞が関 3-1-1
送付先名称	必須 国税テスト用事業者
備考	

明細登録

≪一括登録様式≫

ロシア	放射性物質検査証明											
申請書 識別子	委託元事業ID ※代理人による申請、または 代行入力の場合に入力して下さい	インボイ ス番号	出発地		出港日	船便名・航空便名	郵便番号	住所		送付先名称	備考	前証明書番号
			英語	英語				日本語	日本語			
-	1	2	4	5	7	8	17	18	19	20	21	

5.3.1.2 申請書入力画面入力要領

・インボイス番号

インボイス番号

「Consignment Code (貨物コード)」欄に反映する、インボイス番号、B/L 番号等を記入してください。

なお、未定の場合、申請段階では空欄でも構いません。

5.3.1.2.1 輸出入情報

・出発地

出発地 英語 必須

出発する港 (空港) 名及び国名 (Japan) を英語で入力します。

・到着地

到着地 英語 必須

到着する港 (空港) 名及び国名を英語で入力します。

・出港日

出港日

インボイス番号に記載したインボイス等に基づき、出港日を入力します。

なお、未定の場合、申請段階では空欄でも構いません。

≪一括登録様式≫

ロシア 放射性物質検査証明

申請書 識別子	明細番号	品目名	商品名		数量・包装形態		正味重量/総重量			原料情報	
							重量区分	重量	単位		名称
											日本語
-	1	3 清酒	5 日本語	6 英語	10 日本語	11 英語	16	17	18	29 英語	
	1	1 清酒	5 大吟醸 酒税	6 Daiginjo Shuzei	10 1箱: 720ml×6本、96本	11 720ml*6bottles, 96 cartons	16	17	18	29 Rice	

製造所情報					製造場所以外の製造所情報					製造年月日	詰口年月日	異なる理由	
代表者氏名	名称		所在地		名称	所在地							
英語 33	日本語 34	英語 35	都道府県 36	日本語 38	英語 39	日本語 42	都道府県 43	日本語 45			46	47	48
Taro Kokuzei	株式会社 酒税AAA	Shuzei AAA Co.,Ltd.	1	札幌市 xxx xxx, Ssppro-City, Hokkaido, Japan							2023-5-8	2023-5-7	特定名称酒を商品化したため

誓約書記載内容の確認先						試料情報					検査結果情報	備考	
申請者が輸出酒類の 製造者ではない場合	製造者名	確認先担当者	確認先電話番号	確認日	確認方法	その他	試料容量 (mℓ)	送付本数 (本)	受容器番号	製造時期	その他特記事項		検体採取日
	49	日本語 50	日本語 51	52	53	54	日本語 55	56	57	58	59	60	61
	1 株式会社 酒税AAA	輸出部 酒税 一郎	00-0000-0000	2023-5-8	1		720	3	YS-3639	2023-5-8		2023-5-8	

5.3.1.4 申請情報明細登録画面入力要領

5.3.1.4.1 商品情報

・品目名 (日本語)

品目名	日本語	必須	清酒
-----	-----	----	----

次のいずれかを入力してください。

(清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー発泡酒、その他の醸造酒、原料用アルコール、スピリッツ、リキュール、粉末酒、雑酒)

・商品名

商品名	日本語	必須	大吟醸 酒税 ※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。
	英語	必須	Daiginjo Shuzei

輸出産品の商品名を入力してください。

・数量・包装形態

数量・包装形態	日本語	必須	1箱: 720ml×6本、96本
	英語	必須	720ml*6bottles, 96 cartons

輸出産品 1 梱包当たりの入数、1 商品の容量、輸出梱包数を入力してください。なお、輸出重量は次項目の「正味重量/総重量」に入力してください。

・正味重量/総重量

正味重量/総重量	重量	<input checked="" type="radio"/> 正味重量 <input type="radio"/> 総重量	414.72
	単位		kg

「正味重量」又は「総重量」及び「単位」を選択の上、輸出重量を入力してください。

参照 ▶ 5.3.1.5.2 「重量」の選択

5.3.1.5.3 「単位」の選択

5.3.1.4.2 原料情報

・名称

名称	英語	必須	Rice
----	----	----	------

輸出しようとする酒類の原料を英語で入力してください。

5.3.1.4.3 製造所情報

・代表者氏名、名称及び所在地

代表者氏名	英語	必須	Taro Kokuzei
名称	日本語	必須	株式会社 酒税AAA ※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。
	英語	必須	Shuzei AAA Co.,Ltd.
所在地	都道府県	必須	北海道
	日本語	必須	札幌市 xxx
	英語 ?	必須	xxx, Spppro-City, Hokkaido, Japan

最終加工地である酒類製造場等の代表者氏名、製造場等の名称及び住所を入力してください。

[参照 ▶ 5.3.1.5.4 「都道府県」の選択](#)

5.3.1.4.4 製造場所以外の製造所情報

・名称及び所在地

名称	日本語	
所在地	都道府県	- 都道府県を選択してください -
	日本語	

輸出しようとする酒類が、「5.3.1.4.3 製造所情報」で入力した製造場以外で製造されている場合に入力してください。

[参照 ▶ 5.3.1.5.4 「都道府県」の選択](#)

5.3.1.4.5 製造年月日

製造年月日 ? 必須 2023-05-08

詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を入力してください。

5.3.1.4.6 詰口年月日、異なる理由

詰口年月日 ?	2023-05-07
異なる理由 ?	特定名称酒を商品化したため

製造年月日と詰口年月日が異なる場合に、詰口日及び異なる理由を入力してください。

5.3.1.4.7 誓約書記載内容の確認先

申請者が輸出酒類の製造者ではない場合	<input checked="" type="checkbox"/>		
製造者名	日本語	必須	株式会社 酒税AAA
確認先担当者	日本語	必須	輸出部 酒税 一部
確認先電話番号		必須	00-0000-0000 ※ハイフンを入れて入力してください。
確認日		必須	2023-05-08
確認方法		必須	<input checked="" type="radio"/> 電話 <input type="radio"/> 対面 <input type="radio"/> 書面 <input type="radio"/> その他
その他	日本語		

申請者が輸出する酒類に製造者ではない場合、「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」にチェックを入れ、各項目を入力してください。

[参照 ▶ 5.3.1.5.5.1 「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」の選択](#)

[5.3.1.5.5.2 「誓約書確認先確認方法」の選択](#)

5.3.1.4.8 試料情報

試料容量(ml)	必須	720
送付本数(本)	必須	3
受容器番号	必須	YS-3639
製造時期	必須	2023-05-08
その他特記事項		

分析を要する試料に関する各情報を入力してください。

なお、既に分析を受けた酒類について、輸出証明書のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、再度の分析は不要となることから、申請書入力画面の「前証明書番号」欄を入力してください。また、「試料容量 (ml) 」及び「送付本数 (本) 」に「0」と入力の上、「その他特記事項」に以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている番号を入力してください。おって、同一の詰口作業により他の容量の容器に関する分析報告書の発行を求める場合には、「その他特記事項」に「同一詰口」と入力してください。

5.3.1.4.9 検査結果「検体採取日」

検体採取日	必須	2023-05-08
-------	----	------------

「申請情報明細画面登録」の「製造時期」と同じ年月日を入力してください。

なお、分析済みの酒類と同一ロットの酒類を輸出する場合は、当初分析したものの検体採取日を入力してください。

5.3.1.4.10 備考

備考

連絡事項等ありましたら入力してください。

5.3.1.5 一括登録様式入力要領

一括登録様式を作成するに当たって、「5.3.1.2 申請書入力画面入力要領」と「5.3.1.4 申請情報明細登録画面入力要領」と異なり、一部コードによる入力が必要となりますので以下のコードに従って、入力してください。

5.3.1.5.1 「申請書識別子」及び「明細番号」

登録する申請書と明細の組み合わせを申請書識別子を基に決定します。同じ申請書識別子が入力された申請書・明細申請書識別子については一つの申請書のセットとして扱われ、一つの申請書として登録されます。

例：1、2、3件の申請は全て1件の明細を登録。

ロシア向けは、1件の申請に複数の明細を登録することはできません。

申請書識別子	明細番号
-	1
1	1
2	1
3	1

5.3.1.5.2 「重量」の選択

コード番号	コード定義
1	正味重量
2	総重量

5.3.1.5.3 「単位」の選択

コード番号	コード定義
1	k g
2	t
3	l
4	k l
5	l b

5.3.1.5.4 「都道府県」の選択

コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義
1	北海道	13	東京都	24	三重県	37	香川県
2	青森県	14	神奈川県	25	滋賀県	38	愛媛県
3	岩手県	15	新潟県	26	京都府	39	高知県
4	宮城県	16	富山県	27	大阪府	40	福岡県
5	秋田県	17	石川県	28	兵庫県	41	佐賀県
6	山形県	18	福井県	29	奈良県	42	長崎県
7	福島県	19	山梨県	30	和歌山県	43	熊本県
8	茨城県	20	長野県	33	岡山県	44	大分県
9	栃木県	21	岐阜県	34	広島県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	35	山口県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	36	徳島県	47	沖縄県
12	千葉県						

5.3.1.5.5 誓約書記載内容

5.3.1.5.5.1 「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」の選択

コード番号	コード定義
0	申請者が輸出酒類の製造者である
1	申請者が輸出酒類の製造者でない

5.3.1.5.5.2 「誓約書確認先確認方法」の選択

コード番号	コード定義
1	電話
2	対面
3	書面
4	その他

5.3.2 製造日証明書

5.3.2.1 申請書入力画面

≪新規登録・参照登録≫※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。

入力要領は、「5.3.2.2 申請書入力画面入力要領」を参照ください。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー

FAQ

ヘルプ

ログアウト

申請書入力画面(製造日証明 ロシア) 一時保存

前証明書番号	半角英数字
インボイス番号	RUS20210101

輸出入情報

出発地	英語	必須	Xxx Port, Japan ※出発地と国名を入力してください。
到着地	英語	必須	Xxx Port, Russia
出港日			2023-05-09
船便名・航空便名	英語		Z99999@1

証明書送付先

郵便番号	必須	123-4567	
住所	日本語	必須	東京都千代田区霞が関3-1-1
送付先名称	必須	国税テスト用事業者	

備考

更新 明細登録

≪一括登録様式≫

ロシア 製造日証明														
申請書識別子	委託元事業ID ※代理人による申請、または 代行入力の場合に入力して下さい	インボイス番号	出発地		到着地		出港日	船便名・航空便名	郵便番号	住所		送付先名称	備考	前証明書番号
			英語	英語	日本語	日本語								
-	1	2	4	5	7	8	17	18	19	20	21			
1		RUS20210101	Xxx Port, Japan	Xxx Port, Russia	2023-5-9	Z99999@1	123-4567	東京都千代田区霞が関3-1-1	国税テスト用事業者					

5.3.2.2 申請書入力画面入力要領

・インボイス番号

インボイス番号

RSU123456

「Consignment Code（貨物コード）」欄に反映する、インボイス番号、B/L 番号等を記入してください。

なお、未定の場合、申請段階では空欄でも構いません。

5.3.2.2.1 輸出入情報

・出発地

出発地

英語

必須 Yokohama, Japan

出発する港（空港）名及び国名（Japan）を英語で入力します。

・到着地

到着地

英語

必須 Moscow, Russia

到着する港（空港）名及び国名を英語で入力します。

・出港日

出港日

2022-02-10

インボイス番号に記載したインボイス等に基づき、出港日を入力します。

なお、未定の場合、申請段階では空欄でも構いません。

・船便名・航空便名

船便名・航空便名

英語

RUS999999

インボイス等に基づき、船便名・航空便名を英語で入力します。

なお、未定の場合、申請段階では空欄でも構いません。

5.3.2.4 申請情報明細登録画面入力要領

5.3.2.4.1 商品情報

・品目名（日本語）

品目名	日本語	必須	清酒
-----	-----	----	----

次のいずれかを入力してください。

（清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー発泡酒、その他の醸造酒、原料用アルコール、スピリッツ、リキュール、粉末酒、雑酒）

・商品名

商品名	日本語	必須	大吟醸 酒税 ※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。
	英語	必須	Daiginjyo Shuzei

輸出商品の商品名を入力してください。

・数量・包装形態

数量・包装形態	日本語	必須	1箱：720mlx6本、96本
	英語	必須	720ml*6bottles, 96 cartons

輸出商品 1 梱包当たりの入数、1 商品の容量、輸出梱包数を入力してください。なお、輸出重量は次項目の「正味重量/総重量」に入力してください。

・正味重量/総重量

正味重量/総重量	重量	<input checked="" type="radio"/> 正味重量 <input type="radio"/> 総重量	414.72
	単位		kg

「正味重量」又は「総重量」及び「単位」を選択の上、輸出重量を入力してください。

[参照 ▶ ロシア向け放射性物質検査証明書](#) → 5.3.1.5.2 「重量」の選択

→ 5.3.1.5.3 「単位」の選択

5.3.2.4.2 製造所情報

・名称及び所在地

名称	日本語	必須	株式会社 酒税AAA ※日本語の名称がない場合は英語欄と同じ名称を入力してください。
所在地	都道府県	必須	北海道
	日本語	必須	札幌市 xxx

最終加工地である酒類製造場等の名称及び住所を入力してください。

[参照 ▶ ロシア向け放射性物質検査証明書](#) → 5.3.1.5.4 「都道府県」の選択

5.3.2.4.3 製造場所以外の製造所情報

・名称及び所在地

名称	日本語	
所在地	都道府県	—都道府県を選択してください—
	日本語	

輸出しようとする酒類が、「5.3.2.4.2 製造所情報」で入力した製造場以外で製造されている場合に入力してください。

[参照 ▶ ロシア向け放射性物質検査証明書](#) → 5.3.1.5.4 「都道府県」の選択

5.3.2.4.4 製造年月日

製造年月日	必須	2023-05-08
-------	----	------------

詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を入力してください。

5.3.2.4.5 詰口年月日、異なる理由

詰口年月日	2023-05-07
異なる理由	特定名称酒を商品化したため

製造年月日と詰口年月日が異なる場合に、詰口日及び異なる理由を入力してください。

5.3.2.4.6 誓約書記載内容の確認先

申請者が輸出酒類の製造者ではない場合	<input checked="" type="checkbox"/>		
製造者名	日本語	必須	株式会社 酒税AAA
確認先担当者	日本語	必須	輸出部 酒税 一部
確認先電話番号		必須	00-0000-0000 ※ハイフンを入れて入力してください。
確認日		必須	2023-05-08
確認方法		必須	<input checked="" type="radio"/> 電話 <input type="radio"/> 対面 <input type="radio"/> 書面 <input type="radio"/> その他
その他	日本語		

申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」にチェックを入れ、各項目を入力してください。

参照 ▶ ロシア向け放射性物質検査証明書 ➡ 5.3.1.5.5.1 「申請者が輸出酒類の製造者ではない場合」の選択
➡ 5.3.1.5.5.2 「誓約書確認先確認方法」の選択

5.3.2.4.7 備考

備考	
----	--

連絡事項等ありましたら入力してください。

5.3.2.5 一括登録様式入力要領

一括登録様式を作成するに当たって、「5.3.2.2 申請書入力画面入力要領」と「5.3.2.4 申請情報明細登録画面入力要領」と異なり、一部コードによる入力が必要となりますので 133 ページの放射性物質検査証明書 5.3.1.5「一括登録様式入力要領」に従って、入力してください。

参照 ▶ ロシア向けの放射性物質検査証明書 5.3.1.5 一括登録様式入力要領

5.4 ブラジル向け酒類に関する原産地証明書

5.4.1 原産地証明書等

5.4.1.1 申請書入力画面

≪新規登録・参照登録≫ ※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。

入力要領は、「5.4.1.2 申請書入力画面入力要領」を参照ください。

一元的な輸出証明書発給システム メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請書入力画面(原産地証明 ブラジル) 一時保存

前証明書番号

輸出入情報

到着地

運送手段

輸出業者情報

名称

所在地

所在地(国)

輸入業者情報

名称

所在地

所在地(国)

証明書送付先

郵便番号

住所

送付先名称

備考

≪一括登録様式≫

ブラジル 原産地証明		輸出業者			輸入業者				
申請書識別子	委託元事業ID <small>※代理人による申請、または代行入力の場合に入力して下さい</small>	到着地	運送手段	名称	所在地	所在地(国)	名称	所在地	所在地(国)
		英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語
1	1	5	10	11	12	13	14	15	16
1	1	SANTOS	By VESSEL	National taxation agency test company	3-1-1 KASUMIGASEKI CHIYODA-KU, JAPAN	Japan	Importer test Co.,Ltd.	Vila Mariana Paulo, Brazil	Brazil

5.4.1.2 申請書入力画面入力要領

5.4.1.2.1 輸出入情報

・到着地及び運送手段

到着地

運送手段

到着地及び運送手段を英語で入力してください。

5.4.1.2.2 輸出業者情報

・名称、所在地及び所在地(国)

名称

所在地

所在地(国)

輸出業者の名称、所在地及び所在地(国)を英語で入力します。なお、所在地欄には国名まで入力してください。

5.4.1.2.3 輸入業者情報

・名称、所在地及び所在地（国）

名称	英語	必須	Importer test Co.,Ltd.
所在地	英語	必須	Vila Mariana Paulo, Brazil
所在地(国)	英語	必須	Brazil

輸入業者の名称、所在地及び所在地（国）を英語入力します。なお、**所在地欄には国名まで入力してください。**

5.4.1.2.4 証明書郵送先情報

・郵便番号

郵便番号	必須	123-4567
------	----	----------

証明書を郵送する宛先の郵便番号を記載してください。

・住所

住所	日本語	必須	東京都千代田区麹町3-1-1
----	-----	----	----------------

証明書を郵送する宛先の住所を記載してください。

・送付先名称

送付先名称	必須	国税テスト用事業者
-------	----	-----------

証明書を郵送する宛先の送付先名称を記載してください。

5.4.1.2.5 その他情報

・備考

備考	
----	--

その他参考情報や連絡事項などがあれば、自由に入力してください。

・前証明書番号

前証明書番号	半角英数字
--------	-------

既に発行済みの証明書を再発行する場合は、「前証明書番号」を入力してください。

5.4.1.3 申請情報明細登録画面

◀新規登録・参照登録▶

※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。なお、1つの基本情報に追加できる明細は一つです。同じインボイスに複数商品がある場合は、商品ごとに新規登録又は参照登録を行ってください。

入力要領は、「5.4.1.4 申請情報明細登録画面入力要領」を参照ください。

<<一括登録様式>>

ブラジル 原産地証明															
申請書 識別子	明細番号	典型的・地域的特徴を 有することの証明を申請	製品名		銘柄	商品コード	地理的表示	梱包形態		梱包の容量		梱包の数	梱包の総容量		発行国の関係 法令
			英語	英語				英語	容量	単位	英語		容量	単位	
-	1	2	6	7	8	9	21	22	23	24	25	26	27		
1	1	1	KOKUZEIJUNMAI DAIGINJO 720ml	KOKUZEI	123456		bottle	0.72		3	120	86.4	3	Liquor tax Law	

製造所情報					
名称	所在地		所在地(国)	許可、登録又は醸造者の通知番号	
英語	都道府県	英語	英語	英語	
35	36	39	40	41	
Shuzei AAA Co.,Ltd.	1 xxx, Ssppro-City, Hokkaido, Japan	Japan		THE ESTABLISHMENT IS THE TAXATION BUREAU AS ITS MENTIONED ABOVE	

検査結果情報			典型的な特徴										備考
検査機関名	検査機関の所在地	分析報告書の書類番号	典型的特徴の一般的な説明1	典型的特徴の一般的な説明2	原産国のある地域の典型的特徴を 有するものですか？		原産地で認められ、評価されてい ますか？		原産国で人が通常消費し、流通する ためのものですか？				
英語	英語	英語	英語	英語	選択	説明(英語)	選択	説明(英語)	選択	説明(英語)			
62	63	64	69	70	71	72	73	74	75	76	77		
Fokuzei Laboratory Co., Ltd.	Yotchama-City, Kanagawa, Japan	969696 test	test	test	1	test	1	test	1	test			

5.4.1.4 申請情報明細登録画面入力要領

5.4.1.4.1 ブラジル独自入力項目

・典型的・地域的特徴を有することの証明を申請

典型的・地域的特徴を有することの証明を申請

典型的・地域的特徴を有することの証明を申請する場合には、チェックをしてください。

[参照 ▶ 5.4.1.5.1 「典型的・地域的特徴を有することの証明を申請」の選択](#)

5.4.1.4.2 商品情報

インボイス等に従って、製品情報を入力します。

・製品名

製品名 英語 必須

輸出する製品の名称を英語で入力してください。

・銘柄

銘柄 英語 必須

輸出する製品の銘柄を英語で入力してください。

・商品コード

商品コード 必須

輸出する製品の商品コードを入力してください。

・地理的表示

地理的表示

地理的表示の指定を受けている場合に入力してください。

・梱包形態、梱包の容量、 梱包の数及び梱包の総容量

梱包形態	英語	必須	<input type="text" value="bottle"/>
梱包の容量	容量	必須	<input type="text" value="0.72"/>
	単位	必須	<input type="text" value="L"/>
梱包の数	英語	必須	<input type="text" value="120"/>
梱包の総容量	容量	必須	<input type="text" value="86.4"/>
	単位	必須	<input type="text" value="L"/>

梱包形態、梱包の容量、梱包の数及び梱包の総重量を入力してください。

[参照 ▶ 5.4.1.5.2 「梱包の容量（単位）」及び「梱包の総容量（単位）」の選択](#)

・発行国の関係法令

発行国の関係法令

発行国の関係法令として、「酒税法」が自動で入力されます。

5.4.1.4.3 製造所情報

・名称、所在地及び所在地（国）

名称	英語	必須	Shuzei AAA Co.,Ltd.
所在地	都道府県		北海道
	英語	必須	xxx, Ssppro-City, Hokkaido, Japan
所在地(国)	英語	必須	Japan

製造者の名称、所在地及び所在地（国）を入力します。なお、所在地欄には国名まで英語で入力してください。

参照 ▶ 5.4.1.5.3 「都道府県」の選択

・許可、登録又は製造者の通知番号

許可、登録又は製造者の通知番号	英語	必須	THE ESTABLISHMENT IS THE TAXATION BUREAU AS ITS MENTIONED ABOVE ※典型的・地域的特徴を有することの証明の場合必須
-----------------	----	----	---

許可、登録又は製造者の通知番号等がある場合には入力してください。ない場合には、「THE ESTABLISHMENT IS APPROVED BY THE TAXATION BUREAU AS ITS NAME MENTIONED ABOVE」と英語で入力してください。

5.4.1.4.4 検査結果情報

・検査機関名、検査機関の所在地及び分析報告書の書類番号

検査機関名	英語	必須	Kokuzei Laboratory Co., Ltd.
検査機関の所在地	英語	必須	Yokohama-City, Kanagawa, Japan
分析報告書の書類番号		必須	999999

検査を実施した分析機関の情報を英語で入力します。

5.4.1.4.5 典型的な特徴

・典型的な特徴の一般的な説明 1 及び典型的な特徴の一般的な説明 2

典型的特徴の一般的な説明1	英語	必須	test ※典型的・地域的特徴を有する証明の場合必須
典型的特徴の一般的な説明2	英語	必須	test ※典型的・地域的特徴を有する証明の場合必須

輸出する製品について、ブラジルの規格基準に適合しない成分項目について入力し、かつ、当該成分項目が原産国における規格基準を満たしていること、及び原産国の関連する基準の数値を入力してください。

また、当該製品が、伝統的な製品とされる歴史的かつ象徴的な側面について英語で入力してください。

・原産国のある地域の典型的特徴を有するものですか？

原産国のある地域の典型的特徴を有するものですか？	選択	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ ※典型的・地域的特徴を有することの証明の場合必須
	説明(英語)	test ※その地域でどのようにその名称が認められ、評価されているか述べてください。 ※典型的・地域的特徴を有することの証明の場合必須

「はい」又は「いいえ」を選択します。「はい」の場合は、輸出する製品が製造されている特定の地域について、入力してください。できるだけ限定された地域名について入力してください。

参照 ▶ 5.4.1.5.4 「典型的な特徴」の選択区分

・原産地で認められ、評価されていますか？

原産地で認められ、評価されていますか？	選択	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ ※典型的・地域的特徴を有することの証明の場合必須
	説明(英語)	test ※その地域でどのようにその名称が認められ、評価されているか述べてください。 ※典型的・地域的特徴を有することの証明の場合必須

「はい」又は「いいえ」を選択します。「はい」の場合は、輸出する製品の名称について、地域で認められている名称であることを示す参考情報を入力してください。

参照 ▶ 5.4.1.5.4 「典型的な特徴」の選択区分

・原産国で人が通常消費し、流通するためのものですか？

原産国で人が通常消費し、流通するためのものですか？	選択	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <small>※典型的・地域的特徴を有することの証明の場合必須</small>
	説明(英語)	<input type="text" value="test"/> <small>※生産と消費に関する最新のデータを説明してください。 ※典型的・地域的特徴を有することの証明の場合必須</small>

「はい」又は「いいえ」を選択します。「はい」の場合は、輸出する製品が、その生産地で1年間に製造及び消費されていることを示す情報を入力してください。

参照▶5.4.1.5.4 「典型的な特徴」の選択区分

5.4.1.4.6 備考

備考	<input type="text"/>
----	----------------------

連絡事項等ありましたら入力してください。

5.4.1.5 一括登録様式入力要領

一括登録様式を作成するに当たって、「5.4.1.2 申請書入力画面入力要領」と「5.4.1.4 申請情報明細登録画面入力要領」と異なり、一部コードによる入力が必要となりますので以下のコードに従って、入力してください。

5.4.1.5.1 「典型的・地域的特徴を有することの証明を申請」の選択

コード番号	コード定義
0	いいえ
1	はい

5.4.1.5.2 「梱包の容量（単位）」及び「梱包の総容量（単位）」の選択

コード番号	コード定義
1	k g
3	l

5.4.1.5.3 「都道府県」の選択

コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義
1	北海道	13	東京都	24	三重県	37	香川県
2	青森県	14	神奈川県	25	滋賀県	38	愛媛県
3	岩手県	15	新潟県	26	京都府	39	高知県
4	宮城県	16	富山県	27	大阪府	40	福岡県
5	秋田県	17	石川県	28	兵庫県	41	佐賀県
6	山形県	18	福井県	29	奈良県	42	長崎県
7	福島県	19	山梨県	30	和歌山県	43	熊本県
8	茨城県	20	長野県	33	岡山県	44	大分県
9	栃木県	21	岐阜県	34	広島県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	35	山口県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	36	徳島県	47	沖縄県
12	千葉県						

5.4.1.5.4 「典型的な特徴」の選択区分

コード番号	コード定義
0	いいえ
1	はい

5.5 オーストラリア向けウイスキー等の貯蔵年数証明書

5.5.1 貯蔵年数証明書

5.5.1.1 申請書入力画面

「新規登録・参照登録」※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。

入力要領は、「5.5.1.2 申請書入力画面入力要領」を参照ください。

一元的な輸出証明書発給システム メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請書入力画面(貯蔵年数証明 オーストラリア) 一時保存

前証明書番号

インボイス番号

輸入業者情報

名称 英語 必須

所在地 英語 必須

所在地(国) 英語 必須

証明書送付先

郵便番号 必須

住所 日本語 必須

送付先名称 必須

備考

更新 明細登録

「一括登録様式」

オーストラリア 貯蔵年数証明											
申請書 識別子	委託元事業ID <small>※代理人による申請、または 代行入力の場合に入力して下さい</small>	インボイス番号	輸入業者			郵便番号	住所		送付先名称	備考	前証明書番号
			名称 英語	所在地 英語	所在地(国) 英語		日本語				
-	1	2	14	15	16	17	18	19	20	21	
1		AUS20210101	Importer test Co.,Ltd.	xxx,xxx, Melbourne, Australia	Australia	123-4567	東京都千代田区霞が関3-1-1	国税テスト用事業者			

5.5.1.2 申請書入力画面入力要領

5.5.1.2.1 インボイス番号

インボイス番号

「Consignment Code（貨物コード）欄に反映する、インボイス番号、B/L 番号等を入力してください。

貨物番号を有さない場合には証明申請段階では空欄としてください。

5.5.1.2.2 輸入業者情報

・名称、所在地及び 所在地（国）

名称 英語 必須

所在地 英語 必須

所在地(国) 英語 必須

輸入業者の名称、所在地及び所在地（国）を英語で入力します。

5.5.1.2.3 証明書郵送先情報

・郵便番号

郵便番号 必須

証明書を郵送する宛先の郵便番号を記載してください。

・住所

住所 日本語 必須

証明書を郵送する宛先の住所を記載してください。

・送付先名称

送付先名称 必須

証明書を郵送する宛先の送付先名称を記載してください。

5.5.1.2.4 その他情報

・備考

備考

その他参考情報や連絡事項などがあれば、自由に入力してください。

・前証明書番号

前証明書番号

既に発行済みの証明書を再発行する場合は、「前証明書番号」を入力してください。

5.5.1.3 申請情報明細登録画面

≪新規登録・参照登録≫※画面下部に表示されるボタンは状況ステータスにより異なります。

入力要領は、「5.5.1.4 申請情報明細登録画面入力要領」を参照ください。

一元的な輸出証明書発給システム

[メニュー](#) [FAQ](#) [ヘルプ](#) [ログアウト](#)

申請情報明細登録画面(貯蔵年数証明 オーストラリア)

一時保存

明細番号 0001

商品情報

商品名	英語	<input type="text" value="Kokuzei Whiskey 700ml"/>
数量・包装形態	英語	<input type="text" value="Volume700ml*6/ctn Alc. Strength: 40% G.L 960 cartons(5760bottles)"/>
正味重量/総重量	重量	<input checked="" type="radio"/> 正味重量 <input type="radio"/> 総重量
		<input type="text" value="414.70"/>
	単位	<input type="text" value="kg"/>
輸出酒類の貯蔵年数	英語	<input type="text" value="2years"/> <small>必須</small>
輸出酒類の貯蔵国	英語	<input type="text" value="Japan"/> <small>必須</small>

製造所情報

名称	英語	<input type="text" value="Shuzei AAA Co.,Ltd."/> <small>必須</small>
所在地	都道府県	<input type="text" value="北海道"/> <small>※生産・加工施設が国内の場合、必須</small>
	英語	<input type="text" value="xxx, Sapporo-City, Hokkaido, Japan"/> <small>必須</small>
所在地(国)	英語	<input type="text" value="Japan"/> <small>必須</small>

備考

確認

≪一括登録様式≫

オーストラリア 貯蔵年数証明									
申請書 識別子	明細番号	商品名	数量・包装形態	正味重量/総重量			輸出酒類の 貯蔵年数	輸出酒類の 貯蔵国	
				重量区分	重量	単位			
-	1	英語 6	英語 11	16	17	18	英語 19	英語 20	
1	1	Kokuzei Whiskey 700ml	Volume700ml*6/ctn Alc. Strength: 40% G.L 960 cartons(5760bottles)	1	414.70	1	2years	Japan	

製造所情報				備考
名称	所在地		所在地(国)	
英語 35	都道府県 36	英語 39	英語 40	77
Shuzei AAA Co.,Ltd.	1	xxx, Ssppro-City, Hokkaido, Japan	Japan	

5.5.1.4 申請情報明細登録画面入力要領

5.5.1.4.1 商品情報

・商品名

商品名	英語	Kokuzei Whiskey 700ml
-----	----	-----------------------

商品名を英語で入力します。

・数量・包装形態及び 正味重量/総重量

数量・包装形態	英語	Volume700ml*6/ctn Alc. Strength: 40% G.L 960 cartons(5760bottles)
正味重量/総重量	重量	<input checked="" type="radio"/> 正味重量 <input type="radio"/> 総重量 414.70
	単位	kg

「正味重量」又は「総重量」及び「単位」を選択の上、商品情報（数量、包装形態等）を入力します。

参照 ▶ 5.5.1.5.1 「重量」の選択

5.5.1.5.2 「単位」の選択

・輸出酒類の貯蔵年数

輸出酒類の貯蔵年数	英語	<input type="text" value="2years"/>
-----------	----	-------------------------------------

木製の樽で貯蔵された年数を英語で入力します。

・輸出酒類の貯蔵国

輸出酒類の貯蔵国	英語	<input type="text" value="Japan"/>
----------	----	------------------------------------

輸出酒類の貯蔵国を英語で入力します。

5.5.1.4.2 製造所情報

・名称、所在地及び 所在地（国）

名称	英語	<input type="text" value="Shuzei AAA Co.,Ltd."/>
所在地	都道府県	北海道 ※生産・加工施設が国内の場合、必須
	英語	<input type="text" value="xxx, Ssppro-City, Hokkaido, Japan"/>
所在地(国)	英語	<input type="text" value="Japan"/>

最終加工地である酒類製造場を英語で入力します。

参照 ▶ 5.5.1.5.3 「都道府県」の選択

5.5.1.4.3 備考

備考	<input type="text"/>
----	----------------------

連絡事項等ありましたら入力してください。

5.5.1.5 一括登録様式入力要領

一括登録様式を作成するに当たって、「5.5.1.2 申請書入力画面入力要領」と「5.5.1.4 申請情報明細登録画面入力要領」と異なり、一部コードによる入力が必要となりますので以下のコードに従って、入力してください。

5.5.1.5.1 「重量」の選択

コード番号	コード定義
1	正味重量
2	総重量

5.5.1.5.2 「単位」の選択

コード番号	コード定義
1	k g
2	t
3	l
4	k l
5	l b

5.5.1.5.3 「都道府県」の選択

コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義	コード番号	コード定義
1	北海道	13	東京都	24	三重県	37	香川県
2	青森県	14	神奈川県	25	滋賀県	38	愛媛県
3	岩手県	15	新潟県	26	京都府	39	高知県
4	宮城県	16	富山県	27	大阪府	40	福岡県
5	秋田県	17	石川県	28	兵庫県	41	佐賀県
6	山形県	18	福井県	29	奈良県	42	長崎県
7	福島県	19	山梨県	30	和歌山県	43	熊本県
8	茨城県	20	長野県	33	岡山県	44	大分県
9	栃木県	21	岐阜県	34	広島県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	35	山口県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	36	徳島県	47	沖縄県
12	千葉県						



第6章 通知

6.1 メールを受け取る

ログイン時・登録時・申請時など、各処理において本システムから通知されるメールについて説明します。

注意

- 本システムのログイン時に、ログイン通知が送信されます。
ログイン通知が届かない場合は、ドメインの設定を確認してください。
- 酒類の申請の場合、国税局及び酒類総合研究所からの以下の一部のメールは通知されない場合があります。

本システムから事業者向けに通知されるメールには、次のものがあります。

No	メール名称	メールタイトル	通知タイミング
1	審査開始通知	一元的な輸出証明書発給システム 審査開始通知	職員が申請内容を確認し、審査を開始した際に通知されるメールです。 ※酒類の申請の場合通知されません。
2	修正依頼	一元的な輸出証明書発給システム 修正依頼（{{申請番号}} {{国}}向け）	職員が申請内容を修正依頼した際に通知されるメールです。
3	棄却通知	一元的な輸出証明書発給システム 棄却通知（{{申請番号}} {{国}}向け）	職員が事業者からの申請を棄却した際に通知されるメールです。
4	証明書発行可能通知	一元的な輸出証明書発給システム 証明書発行可能通知	職員が審査を完了した際に通知されるメールです。
5	交付日通知	一元的な輸出証明書発給システム 証明書交付日通知（{{申請番号}} {{証明書番号}} {{検疫申請番号}} {{国}}向け）	職員が交付日（証明書の受け取り可能日）を登録した際に通知されるメールです。
6	証明書受領場所変更通知	一元的な輸出証明書発給システム 証明書受領場所変更通知（{{申請番号}} {{国}}向け）	職員が証明書の受領場所を変更した際に通知されるメールです。 ※酒類の申請の場合通知されません。
7	破棄通知	一元的な輸出証明書発給システム 破棄通知（{{申請番号}} {{国}}向け）	職員が破棄申請を承認した際に通知されるメールです。
8	ユーザー登録通知 （ログイン ID 通知）	【{{組織区分名}}】一元的な輸出 証明書発給システム ユーザー登録 （アカウント ID）通知	職員がユーザー登録完了した際にアカウント ID が通知されるメールです。
9	ユーザー登録通知 （パスワード通知）	【{{組織区分名}}】一元的な輸出 証明書発給システム ユーザー登録 （パスワード）通知	職員がユーザー登録完了した際に初期パスワードが通知されるメールです。
10	業務停止通知	一元的な輸出証明書発給システム 業務停止通知	職員が事業者の業務を停止した際に通知されるメールです。
11	業務停止解除通知	一元的な輸出証明書発給システム 業務停止解除通知	職員が事業者の業務停止を解除した際に通知されるメールです。
12	NACCS 申請受付 エラー	一元的な輸出証明書発給システム NACCS 申請受付エラー	事業者が NACCS システムを利用して実施した申請がエラーとなった際に通知されるメールです。
13	製造所登録通知	一元的な輸出証明書発給システム 製造所登録通知	職員が製造所を登録した際に通知されるメールです。

No	メール名称	メールタイトル	通知タイミング
14	法人業務停止通知	一元的な輸出証明書発給システム 法人業務停止通知	職員が法人の業務を停止した際に通知されるメールです。
15	法人業務停止解除通知	一元的な輸出証明書発給システム 法人業務停止解除通知	職員が法人の業務停止を解除した際に通知されるメールです。
16	運送情報未登録通知	一元的な輸出証明書発給システム 運送情報未登録通知	職員が証明書発行後、事業者が運送情報を未登録の状態です。一定時間経つと通知されるメールです。 ※酒類の申請の場合通知されません。
17	ユーザーアカウント期限切れ通知	一元的な輸出証明書発給システム ユーザーアカウント期限切れ通知	ユーザーアカウントの有効期限 7 日前に通知されるメールです。管理者にアカウントの有効期限の再設定を依頼してください。
18	事業者期限切れ通知	一元的な輸出証明書発給システム 申請事業者期限切れ通知	事業者の有効期限 30 日前に通知されるメールです。管理者に事業者の有効期限再設定を依頼してください。
19	事業者証明書期限切れ通知	一元的な輸出証明書発給システム 申請事業者証明書期限切れ通知	事業者の事業者証明書の有効期限が切れた際に通知されるメールです。再度事業者証明書の申請を行ってください。
20	事業者証明書発給停止通知	一元的な輸出証明書発給システム 事業者証明書発給停止通知	職員が事業者の証明書発給を停止した際に通知されるメールです。
21	事業者証明書発給停止解除通知	一元的な輸出証明書発給システム 事業者証明書発給停止解除通知	職員が事業者の証明書発給を停止解除した際に通知されるメールです。
22	NACCS 申請手続きなし未受領通知	一元的な輸出証明書発給システム NACCS 申請続きなし未受領通知	事業者が NACCS 申請で完了処理が未実施の際に通知されるメールです。再度、NACCS 申請を行ってください。
23	直筆署名登録完了通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 直筆署名登録完了通知	職員が直筆署名登録を承認した際に通知されるメールです。
24	ログイン通知	一元的な輸出証明書発給システム ログイン通知	職員が事業者のなりすまし防止のため、システムにログインした際に通知されるメールです。
25	アカウントロック通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム アカウントロック通知	事業者のアカウントがロックされた際に通知されるメールです。再度利用する場合は管理者にロック解除を依頼してください。
26	gBizID 承認完了通知	一元的な輸出証明書発給システム gBizID 承認完了通知	職員が gBizID 利用申請を承認した際に通知されるメールです。
27	gBizID 申請修正依頼通知	一元的な輸出証明書発給システム gBizID 申請修正依頼通知	職員から gBizID 利用申請情報の修正依頼があった際に通知されるメールです。
28	承認内容修正依頼通知	一元的な輸出証明書発給システム 承認内容修正依頼通知 ({{申請番号}})	職員が承認内容に対して修正依頼を出した際に通知されるメールです。
29	認定完了通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 認定完了通知 ({{申請番号}})	職員が申請情報の認定を承認した際に通知されるメールです。
30	変更の完了通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 施設認定変更の完了通知 ({{申請番号}})	職員が申請情報の変更を承認した際に通知されるメールです。

No	メール名称	メールタイトル	通知タイミング
31	廃止の完了通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 施設認定廃止の完了通知	職員が申請情報の廃止を承認した際に通知されるメールです。
32	ユーザー更新通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム ユーザー更新通知	職員がユーザー情報を更新した際に通知されるメールです。
33	製造所承認通知	一元的な輸出証明書発給システム 製造所承認通知	職員が製造所の登録を承認したときに通知されるメールです。
34	製造所変更依頼通知	一元的な輸出証明書発給システム 製造所変更依頼通知	職員が製造所の修正依頼を出した際に通知されるメールです。
35	パスワード再設定通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム パスワード再設定通知	職員が事業者のパスワードを再設定する際に通知されるメールです。
36	gBizID 申請催促通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム gBizID 申請催促通知	事業者が gBizID を取得せずにシステムを利用している際に取得を促すメールです。
37	証明書受領日登録通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 証明書受領日登録通知 ({{申請番号}})	職員が輸出証明書の受領日登録をした際に通知されるメールです。
38	HP 公表完了通知	一元的な輸出証明書発給システム HP 公表完了通知	職員がホームページへ認定施設を公表する日付を登録した際に通知されるメールです。
39	破棄通知 (施設認定用)	一元的な輸出証明書発給システム 破棄通知 ({{申請番号}} {{国}}向け)	職員が申請情報の破棄を承認した際に通知されるメールです。
40	認定書発行可能通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 認定書発行可能通知	職員が施設認定書の発行日を登録した際に通知されるメールです。
41	交付日通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 認定書交付日通知 ({{申請番号}} {{証明書番号}} {{検疫申請番号}} {{国}}向け)	職員が交付日 (施設認定書の受け取り可能日) を登録した際に通知されるメールです。
42	認定書受領場所変更通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 認定書受領日登録通知 ({{申請番号}})	職員が施設認定書の受領場所を変更した際に通知されるメールです。
43	ユーザー更新通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム ユーザー更新通知	ユーザー情報を更新した際に通知されるメールです。



第7章 よくある質問と回答

7.1 よくある質問と回答

本章では、システム操作関連及び酒類関連の Q&A を掲載しています。
上記以外の Q&A については、農林水産省ホームページをご確認ください。

農林水産物等の輸出におけるよくある相談

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_faq/index.html

諸外国・地域による輸入規制に関する Q&A（原発規制関連）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/20230118_genpatu_QA.pdf

No	カテゴリー	質問内容	回答
1	システム 利用申請	システムを使用したいが、どこにありますか。	<p>システムを使用するためには、デジタル庁が所管する gBizID プライムアカウントの取得が必要です。gBizID の取得手続については、デジタル庁の HP を御覧ください。gBizID プライムアカウント取得後、gBizID プライムアカウントでシステムにログインいただき、システムの利用申請手続を行ってください。詳しくは農林水産省ホームページ（以下の URL）を確認してください。システムへのアクセス方法やシステムの操作方法については、システム操作マニュアルをご参照ください。</p> <p>なお、gBizID を取得できない事業者（個人等）が、一元的な輸出証明書発給システムを利用する場合は、事業者の所在地を管轄する地方農政局等に、利用申請書類の提出が必要となります。詳しくは農林水産省ホームページ（以下の URL）を確認してください。</p> <p>輸出証明書のオンライン申請手続 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html</p> <p>システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html</p>
2	システム 利用申請	システムの利用申請を行ってから登録が完了するまで、どのくらいの期間がかかりますか。	<p>通常、審査・登録に 1 週間程度の期間を要しておりますが、そのときの審査件数等の状況に左右されます。申請先（注）に目安をお問合せください。登録が完了すると利用申請時に登録したメールアドレスへ通知が届きます。</p> <p>（注）事業者の所在地や事業者利用申請時の入力内容により、申請先が異なります。</p> <p>事業者情報入力画面の「主な取扱い品目」で「酒類」にチェックを入れた場合は、事業者の所在地を管轄する国税局が申請先となります（国税局の連絡先はこちら）。</p> <p>事業者情報入力画面の「主な取扱い品目」の「酒類」にチェックを入れていない場合は、事業者の所在地を管轄する地方農政局等が申請先となります（地方農政局等の連絡先はこちら）。</p>

No	カテゴリー	質問内容	回答
3	システム 利用申請	利用申請時に選択した受領場所以外では証明書は受け取れないのですか。	酒類を除き、受領場所は輸出証明書の発行申請ごとに変更可能です。利用申請時は、農林水産省の機関（地方農政局等）及び一部の卸売市場等のうち、申請者又は委託先事業者が輸出証明書を受け取るのに都合の良い場所を選択してください。 受領場所の詳細は以下のページから確認してください。 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/index-4.pdf
4	システム 利用申請	本社とは別の場所にある事業所で輸出業務を行っていますが、システムの利用申請手続は誰が行えば良いですか。	システムの利用申請手続は本社に限らず、輸出業務を行う事業所等、本社と別の場所にある事業所で行うことも可能です。 なお、システムの利用申請手続は gBizID プライムアカウントで行う必要があります。gBizID プライムアカウントで一元的な輸出証明書発給システムへログインいただき、利用申請手続を進めてください。法人単位での申請となるため、事業所毎に利用申請手続を行う必要はありません。
5	システム 利用申請	輸出者が申請業務を第三者に委託する場合、受託者（第三者）だけでなく、委託元の輸出者も gBizID プライムアカウントを取得し、システムの利用申請手続を行う必要はありますか。	委託元は gBizID プライムアカウントの取得やシステムの利用申請手続は不要ですが、委任状の提出が必要となります。委任状の提出先は受託者の所在地を管轄する地方農政局等になりますが、受託者を通じて提出することも可能です。 なお、受託者は gBizID プライムアカウントの取得及びシステムの利用申請手続が必要となります。詳細は受託者の所在地を管轄する地方農政局等にお問い合わせください。 書類の提出・申請先（最寄りの地方農政局等） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/shoumei_system-187.pdf
6	システム 利用申請	委任状等の宛名が「農林水産省輸出・国際局輸出支援課長」となっていますが、提出先の地方農政局等宛てに変更する必要がありますか。	委任状等の宛名は変更せずに地方農政局等に提出してください。
7	システム 利用申請	登録済みの事業者情報を修正したい場合は、どうすれば良いですか。	事業者情報の修正は gBizID プライムアカウント（管理者権限を持ったユーザー）で、システム内で行うことができます。具体的な操作方法は、システム操作マニュアルの「第2章 2.3.2（3）修正」を参照してください。 システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html

No	カテゴリー	質問内容	回答						
8	ID の管理	ユーザーの追加方法を教えてください。	<p>ユーザーを追加する場合は、gBizIDメンバーアカウントを取得の上、システム内でユーザー登録を行う必要があります。ユーザー登録はgBizID プライムアカウントを持つユーザー（管理者権限を持ったユーザー）がシステム内で行います。ユーザー登録の方法は、システム操作マニュアルの「第2章 2.3.2（5）ユーザー一覧（ユーザーの追加）」を参照してください。</p> <p>なお、gBizID メンバーアカウントとシステムに追加するユーザーのメールアドレスは、同一のものを登録することが必要です。</p> <p>システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html</p>						
9	ID の管理	ユーザーID（システムの利用登録）に有効期限はありますか。	<p>gBizID でシステムへの利用登録を行っている場合は、利用登録の有効期限はありませんが、旧システムからのデータ移行の関係で有効期限が残っている場合があります。これに当てはまる場合は、利用申請先の地方農政局等（事業者の所在地を管轄する地方農政局等）へ有効期限の修正を依頼してください。</p> <p>gBizID でシステムへの利用登録を行っていない場合は、gBizID が取得可能な事業者（法人又は個人事業主）が、gBizID プライムアカウントを取得の上、システムの利用登録を行ってください。</p> <p>gBizID を取得できない事業者（個人等）の場合は、利用登録の有効期間は、ユーザーID の付与から3年間となります。失効しますとシステムが利用できなくなりますので、有効期間内に利用申請先の地方農政局等に再度利用申請を行ってください。</p>						
10	システム 利用開始	システムを利用するために必要なパソコンの利用環境はどのようなものですか。	<p>システムの推奨環境は、下記のとおりです。推奨環境以外で本システムを利用した場合、正常に動作しない場合があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>画面解像度</td> <td>1280×1024 以上</td> </tr> <tr> <td>ブラウザ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge (Chromium ベース版も含む) ・Google Chrome ・Mozilla Firefox ・Apple Safari </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	画面解像度	1280×1024 以上	ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge (Chromium ベース版も含む) ・Google Chrome ・Mozilla Firefox ・Apple Safari
項目	内容								
画面解像度	1280×1024 以上								
ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge (Chromium ベース版も含む) ・Google Chrome ・Mozilla Firefox ・Apple Safari 								
11	システム 利用開始	システムを利用しようとしたが、ログイン画面が表示されません。	<p>ブラウザの設定を変更する必要があります。詳しくはシステム操作マニュアルの「第2章 2.2 ブラウザー設定（ポップアップ許可）」を参照してください。</p> <p>システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html</p>						
12	システム 利用開始	システムにログインできません。解決方法を教えてください。	<p>システムの利用申請先の地方農政局等に連絡し、状況を伝えてください。</p>						

No	カテゴリー	質問内容	回答
13	システム 利用開始	ログインする際、ID 又はパスワードを誤って入力し、システムに入力できなくなりました。解決方法を教えてください。	ID 又はパスワードを 5 回誤って入力すると、システムがロックされ操作できなくなります。利用申請先の地方農政局等に連絡してください。
14	システム 利用開始	ログインしようとする時「このユーザーはログイン中です」と表示され、ログインできなくなりました。原因と解決方法を教えてください。	システムの画面右上の「×」印を押して画面を閉じるとログイン状態が維持されたままとなります。システムの画面を閉じる際は、右上の「ログアウト」を押してログアウトしてから画面を閉じるようにしてください。なお、ログイン状態は 60 分で自動的に解除されます。 また、gBizID プライムアカウントを持つユーザー（管理者権限を持ったユーザー）であれば他のユーザーのログイン状態を解除することが可能です。具体的な操作方法については、システム操作マニュアルの「第 2 章 2.3.3（5）ログイン状態解除」を参照してください。 上記方法で解決できない場合は、システムの利用申請先の地方農政局等に連絡し、状況を伝えてください。 システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html
15	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	酒類の輸出証明書の申請先（審査拠点）はどこですか。	輸出する商品の製造場の所在地を管轄する国税局が申請先（審査拠点）となります。
16	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	他局管内の製造場の酒類の輸出も含まれていますが、まとめて一つの申請先へ輸出証明書申請することができますか。	それぞれの商品の製造場の所轄の国税局へ申請してください。
17	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	酒類の輸出証明書はどのくらいの期間で発行できるのですか。	申請の受領後、放射性物質検査証明書はおおむね 6 営業日までに、その他の証明書はおおむね 4 営業日までに申請先から発送されます。ただし、書類の補正や内容の確認が必要な場合の他、放射性物質検査証明書の際に送付が必要な試料の送付が遅れた場合には、これ以上の時間を要する場合がありますことをご了承ください。
18	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	証明書はどのように発行されるのか。	偽造防止技術を備えた用紙と電子公印により発行し、郵送します。
19	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	各欄の記入例はありますか。	国税庁 HP 掲載のマニュアルをご覧ください。 URL https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.htm
20	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	入力の仕方を教えてください。	国税庁ホームページに掲載している手引きや各国のマニュアルをご覧ください。ただし、入力してください。 (https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.htm) 解決できない不明な点があれば申請先の国税局へお問合せください。

No	カテゴリー	質問内容	回答
21	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	入力内容に環境依存文字等の使用できない文字や記号等が含まれており入力できません。申請できないのでしょうか。	個別対応が必要となります。申請先の国税局にお問合せください。
22	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	「運送情報未登録です」というメールが届きますがどうしたらよいですか。	「運送情報添付資料」欄にインボイス・パッキングリスト等の PDF ファイルを添付してください。その際に、空欄で申請した運送情報（貨物コードや出港日、船便名等）を入力してください。
23	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	申請者が輸出酒類の製造者でない場合、輸出酒類に関する情報を製造者への確認する必要がありますか。	申請者が輸出酒類の製造者でない場合は、輸出酒類に関する情報を製造者へ確認した上でシステムに入力し申請してください。
24	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	主原料の産地が複数である場合、どのように記載するのですか。	主原料の産地のうち、使用割合が最も多い産地を記載してください。
25	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	輸出日等の運送情報が未確定ですが、証明書の発行は可能ですか。	可能です。輸出日等が確定した後、証明書に手書きしてください。相手国によっては、手書き証明書を認めない場合がありますのでその際は、証明書発行再申請を行ってください。 ただし、出港地及び到着地が未確定の場合は申請できません。
26	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	重量の変更や、記載内容に誤りがある等の理由が生じた場合、再発行は可能ですか。また、可能な場合、どのように申請すればよいのでしょうか。	当初の証明内容に変更が生じる場合は、再発行が可能です。再発行が必要となった申請の内容について、備考欄に再申請理由を記載した上で申請内容を入力し、新たに申請していただく必要があります。この際に、当初発行された証明書の申請についてはシステム上で「破棄依頼」を実施してください。 (再発行の申請についての注意点) 原産地証明書の証明内容誤りがある等の合理的な理由が認められ、次の3つの要件を満たす場合（原則）、又は輸出先国の税関等政府機関から明確に証明書に係る修正指示があった場合に再発行を行います。 ①貨物が出港前であること。 ②外国当局へ原産地証明書（コピーを含む）が未提出であること。 ③原産地証明書の原本を所轄の国税局へ返戻できること。
27	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	再発行を依頼する場合、当初発行された証明書は破棄してよいですか。	必ず発行した国税局酒税課に返送してください。 また、システム上も「破棄依頼」を実施してください。 再発行の申請についての注意点は、上記 No.26 と同様です。
28	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	申請した後、内容に誤りがあることがわかりました。修正したいのですがどのように	申請先の国税局にご連絡いただければ、修正の依頼をかけることができます。状況が「修正依頼中」となったら、修正ボタンから修正し、再度申請してください。

No	カテゴリー	質問内容	回答
		すればよいでしょうか。	
29	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	修正依頼を受けた申請を、システム上で確認できません。	申請状況一覧画面の「状況」の「修正依頼」のチェックボックスにチェックが入っている状態で検索をかけてください。また、輸出先国や証明区分に選択誤りがないか確認してください。
30	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	システム上で証明書原本を受け取ることはできますか。	偽造防止技術を備えた用紙への印刷が求められているため、現在は郵送のみで対応しています。
31	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	酒類の製造は自社ですが、設備がないため瓶詰は他社に委託し、その後特に加工せず、自社でラベルを貼った後に輸出します。この場合、自社を証明書上酒類製造所として表示したいのですが、製造所名称及び所在地はどのように入力すれば良いでしょうか。	証明書の製造所として、最終加工（瓶詰）を行った製造所所在地を入力し、酒類製造場は製造場所以外の製造所情報に入力します。証明書上、最終加工をおこなった製造所のみが表示されますが、酒類の製造を行った者として名称を証明書上に表示したい場合には、最終加工の製造所名称及び所在地（英語）を記載の後ろに括弧書きで併記し、証明することになります。 詳しくは申請先の国税局にお問合せください。
32	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	国外で製造した酒を輸入しましたが、この酒を輸出することになりました。この場合、申請可能でしょうか。	証明を行うことは可能です。個別対応が必要となりますので、申請者の所在地、「流通」する施設を管轄する国税局にお問合せください。 なお、「流通」する施設とは、輸出する港、空港及び輸出するために保管している施設が該当します。
33	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	入力する単語として、例えば梱包形態であれば Bottles、Glass Bottles、Box、Carton、CTN 等様々な表記がありますが、使用する単語に決まりはありますか。	特に決まりはなく、正しく実情を表している単語で表現されていれば問題はありません。ただし、同一インボイスにおける複数申請の場合、表記は合わせるようご注意ください。
34	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国へ輸出しますが、システムの「インボイス番号」欄にインボイス番号を入力すると、証明書の貨物コード「Consignment Code」欄にインボイス番号が印字されるため、貨物コードをシステムの「インボイス番号」欄に入力してもよいですか。	システムの「インボイス番号」欄に貨物コードを入力しても差し支えありません。
35	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国向けの輸出で、一度分析された商品と、製造年月日、詰口年月日、商品名全てが同じものを再度輸出する場合、再度分析試料の送付が必要ですか。	再度分析試料を送付する必要はありませんが、分析書の再発行をすることになります。試料容量 0、送付本数 0 と入力した上で、その他特記事項に以前分析を依頼した際の申請番号を入力してください。 必ず再発行を依頼する場合には、申請書入力画面の「前証明書番号」欄に当初発行した証明書の証明書番号を入力してください。

No	カテゴリー	質問内容	回答
36	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国向けの申請は、三種類全てを申請する必要がありますか。	韓国向け輸出証明書に係る申請については、該当するいずれかの申請のみを提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・製造日証明…平成 23 年 3 月 11 日より前に製造（加工）されたもの ・製造地証明…宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）されたもの ・放射性物質検査証明…指定都県において製造（産出）されたもの
37	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国向けの放射性物質検査証明書に係る酒類の分析のための試料はどのように送付するのですか。	証明を受ける酒類の試料（証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填した酒類ごとに、総容量 2 リットル以上とする。）及び国税局酒税課に提出した「分析試料明細書」の写しを独立行政法人酒類総合研究所広報・産業技術支援部門 1 階分析室に送付してください。 送付時期は、国税局への申請書の提出と同時で構いません。 （送付先） （独）酒類総合研究所広報・産業技術支援部門 1 階分析室 〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3 - 7 - 1 TEL 082-420-0800（代表） ※宛先は必ず「1 階分析室」までご記載願います。 ※試料の到着する時間帯を指定できる場合は、午前中着としてください。
38	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	申請後、試料を送るために分析試料明細書を印刷したかったのですができません。	申請状況一覧画面から状況の「申請中」にチェックがされていることを確認の上、該当する申請書を選択してください。その後、「分析試料明細書の印刷」を押下していただければ、申請後であっても分析試料明細書及び送付票をダウンロードすることができます。